

平成19年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成19年 6月 6日 開会

平成19年 6月13日 閉会

飯 島 町 議 会

平成19年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成19年6月6日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を
求めることについて

日程第 6 第 3号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め
ることについて

日程第 8 第 5号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算（第5号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決

日程第10 第 7号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第11 第 8号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第4号）専決

日程第12 第 9号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決

日程第13 第10号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第14 第11号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 平成19年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 第13号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 飯島町道路線の認定について

日程第19 第16号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 森岡 一雄 | 2番 曾我 弘 |
| 3番 宮下 覚一 | 4番 坂本 紀子 |
| 5番 三浦 寿美子 | 6番 野村 利夫 |
| 7番 宮下 寿 | 8番 竹沢 秀幸 |
| 9番 平沢 晃 | 10番 内山 淳司 |
| 11番 松下 寿雄 | 12番 織田 信行 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林廣美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|-------|
| 議会議務局長 | 折山 誠 |
| 議会議務局書記 | 吉川 恵子 |

本会議開会

開 議 長 平成19年6月6日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達していますので、ただ今から、平成19年6月飯島町議会定例会を開会いたします。
議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。議会招集にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。平成19年5月15日付飯島町告示第35号をもって平成19年6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。
今年は4月初桜の開花を初めとする春の芽吹きが例年より早く進んだ一方で、開花後の天候が一進一退であり、日々変わる気温に遅霜や雹害、体調管理にも気を使う毎日でありましたが、心配された災害もなく初夏を迎えました。思い起こせば昨年7月19日は集中豪雨により岡谷から上伊那北部にかけて尊い人命を失う大きな災害が発生をいたしまして、地球温暖化もその一因と言われておりますが、近年の異常気象を見るにつけ、これから迎える梅雨が災害のない穏やかな梅雨であることを切に願うものであります。
さて平成18年度を初年度とする後期中期総合計画に掲げた、自立をし協働のまちづくりを進める一環として地域の皆さんと共に検討を進めてまいりました仮称、地域づくり委員会も、それぞれ地域の中で真剣にお話をいただきまして、この6月には全地区において発足の運びとなりました。併せて国の新しい政策が示されて以来、極めて短期間のうちに精力的に取り組みをいただきました農地・水・環境保全対策事業の受け皿であります農村保全対策委員会も、4地区において設立がなされ、併せて4地区全体の事務の処理機関としての飯島町農村保全対策協議会も発足を致したところであります。具体的な活動取り組み内容はこれから詰めていくこととなりますが、いずれも地域の課題を捉えて、地域の皆さんで情報を共有し、その課題解決に向けて手を携えていくという、本来この町に住む皆さんが持っている協働の力が引き出され、地域活性化の大きな力となっていただくよう共々に意を注いでまいりたいと考えているところでございます。この件につきましては議会最終日の全員協議会におきまして現況等ご報告を申し上げる予定でございます。
さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が1件、条例案件4件、補正予算案件9件、その他案件が2件、計16件であります。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番 森岡一雄 議員、2番 曾我 弘 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
平沢 議会運営委員長。
議会運営委員長 会期について報告をいたします。去る5月21日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から6月13日までの8日間と決定されましたのでご報告いたします。
議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間としたいと思います。
異議ありませんか。
(異議なしの声多数)
議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日から6月13日までの8日間とすることに決定しました。会期の日程につきましては事務局長から申し上げます。
事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
先ず、町長からの報告を求めます。
町 長 それでは諸般の報告を申し上げます。私からは4件についてご報告を申し上げます。
先ず平成18年度繰越明許費の繰越計算書についてであります。平成18年度飯島町介護保険特別会計予算で定めました一般管理費で、内容は医療保険制度改正に伴うシステム改修事業費の繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条の規定により別紙のとおり報告をいたしますので、ご覧をいただきたいと思ひます。
次に平成18年度飯島町土地開発公社決算について申し上げます。平成18年度の飯島町土地開発公社計算につきましては、去る6月1日開催の公社理事会において審議をお願いし、承認をいただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。平成18年度の土地開発公社事業は、平成17年度から伊南バイパス用地の取得を直轄権限代行業として土地開発公社が行っておりますが、引き続き18年度も行い、飯島南地区についてはほぼ計画どおり取得をいたしたところであります。また2カ所の宅地分譲地の取得と売却をした他、造成済みの分譲宅地も5区画売却をいたしました。また公社損失額の補てんに町から10,000,000円の補助を受け、公社経営の改善を図りました。なお、久根平工業団地がほぼ完売となりまして、企業からの引き合いに対応するために新たな企業用地の確保に向けて取り組んでおるところでございます。主な収益は伊南バイパス用地の取得事業で125,000,000円、分譲地の売却事業で53,000,000円など事業収益が187,000,000円に、また町の補助金などの事業外収益11,000,000円を加えた収益合計は198,000,000円、に対しまして用地の取得等の事業原価は186,000,000円に一般管理費及び事業外の費用4,000,000円を加えた費用の合計額が190,000,000円と

なりまして、差し引きした当期利益は 8,000,000 円余りの黒字決算となりました。これによりまして前期から繰越欠損金を考慮した欠損金の合計は 116,000,000 円余りとなりまして、わずかでありますが欠損金の減少を図ることができたわけでございます。まだまだ厳しい財務体質は続きますけれども、今後も土地開発公社本来の目的達成のために努力をいたしてまいりたいと思います。決算の内容はお手元の報告書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。

次に平成 18 年度の財団法人飯島町振興公社決算について申し上げます。平成 18 年度財団法人飯島町振興公社決算につきましては、去る 6 月 1 日の理事会におきまして審議をお願いし、承認をいただきましたので、その概要を同じく地方自治法の規定によりましてご報告を申し上げます。平成 18 年度の振興公社事業は本年度より町の指定管理業務の初年度といたしまして、本郷道の駅産地形成促進指定管理者業務、千人塚公園の指定管理業務、与田切公園の指定管理業務、図書館指定管理業務の 4 業務と山岳施設の管理業務、道の駅本郷の管理業務、観光業務、観光協会の事務局の業務、更には信州飯島桜守の事務局業務、及び千人塚公園事業としてマレットゴルフ、釣、オートキャンプ事業を行ってまいりました。主な収益は指定管理料の収入、それから施設利用収入、委託料の収入、マレットゴルフの事業収入、キャンプの事業収入などの事業収益、また営業外収益においては、合計は 33,700,000 円余に対しまして、事業費として一般管理費および事業外費用を加えた合計 33,500,000 円余となりまして、差し引きをいたしました当期利益は 191,903 円の黒字決算となりました。なお施設利用料及び雑収入において、対予算 1,800,000 円の増収でございましたので、町からの補助金 2,000,000 円につきましては町一般会計に戻入を行いました。今後も更なるサービスの向上を図り、飯島町振興公社の目的達成のために努力をしてまいります。決算内容の詳細はお手元の報告書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティ・駒ヶ岳の第 16 期決算についてを申し上げます。株式会社エコーシティ・駒ヶ岳の平成 18 年度第 16 期の決算につきましては、去る 5 月 23 日開催の同社の株主総会におきまして承認をされておりますので、同じく地方自治法の規定に基づきましてその概要をご報告をいたします。エコーシティ・駒ヶ岳の 18 年度事業は、事業開始以来 12 年を経過をいたしまして、合わせて中川村をエリアに加え、伊南 4 市町村の情報センターとして、より安定した経営基盤が出来上がりました。また地上デジタル放送の開始に伴う加入者への対応、更には長野県内の CATV 12 社によりまして 34 万世帯加入の大きなネットワークを生かして、県議会の中継や各地のイベント等、自主番組の交換などケーブルテレビならではの加入者サービスの充実が図られてまいりました。18 年度におきましてはインターネット接続の増加、新規加入件数の増加が順調に推移をいたしまして、経営環境に大きく貢献することができました。地上波デジタル放送への対応におきましては、ダイレクトメールによりお知らせをして、この普及を加入者の 10% を目標として進めてまいりましたが、結果は 6% 台にとどまりましたが、地上波デジタル放送に全面移行をいたします 2011 年に向けまして、加入の促進及び 4 行政や関係機関との連携によるきめ細かな地域情報の提供と加入者ニーズに応える運営等が課題となっております。次に経営状況であります。CATV 及びインターネット加入者の計画対比増や経営の合理化に努めた結果、営業収入では 621,000,000 円余りとなりまして、費用を差し

引いた営業利益は 144,000,000 円となりました。これによりまして、当期の最終利益は 91,000,000 円余りの黒字決算となりまして、当期の未処分利益 290,000,000 円の内、設備更新のために 50,000,000 円を積立てて、次期繰越利益金として 240,000,000 円ほどを計上することができました。以上株式会社エコーシティ・駒ヶ岳の 18 年度の決算の概要でございますが、詳しくはお手元の資料のとおりでございますのでまたご覧をいただきたいと思っております。以上 4 件についてご報告をいたします。

議長 ただ今報告のありました各会計決算につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。

請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願陳情等はお手元の請願陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条及び 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。3 月から 5 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 第 1 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第 1 号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。この件につきましては現委員としてお勤めをいただいております市村幸一氏が 6 月 10 日に任期満了となります。つきましては適任者として引き続き同氏を任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお任期は平成 23 年 6 月 10 日まででございます。市村氏の主な経歴につきましてはお手元の議案に添付してございますのでご覧をいただきまして、よろしくご審議の上、議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明をいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから第 1 号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立をもって行います。

本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立全員であります。従って第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

[市村幸一さん入場]

議長 再開いたします。ここで、只今任命同意されました市村幸一さんからご挨拶をお願いいたします。

[市村幸一さん登壇 挨拶]

市村幸一氏 おはようございます。私このたび教育委員2期目のご推薦をいただき、只今ご審議を賜りました市村幸一でございます。本席でご挨拶を申し上げます機会をいただき厚くお礼申し上げます。もとよりその器ではございませんが、この4年間、議会の先生方、町長様はじめ町ご当局の皆様、そして教育委員長、教育長はじめ先輩教育委員の皆様、教育委員会事務局の皆様、更には教育現場の先生方等々多くの皆様に多大なご指導と格別なるご高配を賜り、なんとかその任をまい進することができました。誠にありがたく心よりお礼申し上げます。2期目につきましてお話をいただきましたときは自分自身の能力の限界を感じつつも、この4年間の経験を生かし更に研鑽に励み、少しでも飯島町の教育行政の発展のために貢献できるよう努力せよとのご命令であると理解して本席に立たせていただきました。ご命をいただきました上は、その任を全力をもって全うまい進する所存でございます。ご存じのとおり浅学非才の身、今までも増して厳しくご指導お引き回しを賜りますよう、先ずもってお願い申し上げます。ご案内のとおり、最近の教育行政を取り巻く環境は矢継ぎ早に展開されます教育改革の大きな波の中で、教育の現場はもとより教育委員会のあり方に至るまで論議がなされ、まさに日本の教育は歴史的転換を求められております。急速に変化してまいりました時代の要請に迫られての改革と理解いたしております。子ども達が安心して楽しく学び、育つことのできる学校づくりは今までと決して変わるものではありませんが、家庭での教育、地域社会が受け持つ子育て支援、そして子ども達の個性を伸ばし力強く健やかに育つよう、日夜懸命の努力を重ねておられる教育現場の先生方等々に多くの戸惑いが生じないよう最大限の配慮が必要な時となっております。子ども達は時代は変わっても、生まれ出たその当初に大きな時代の差を持っているわけではありません。その時代時代の生活環境や社会環境、家庭での教えに大きく影響を受けて育ち、そこに時代時代の要請を受けた教育を受けて成長して、やがて大人社会を受け持つようになります。現代の子ども達や若者世代に問題ありとするならば、それは今の社会を作り上げてきた私どもに責任があると考えねばなりません。家庭における子育てそして教育、学校における教育、地域社会における子育て支援、更には人が生涯を通じて共に学びあう環境づくり、今の時代に要請される教育のエリアは広くまた奥深いものであります。飯島町の現状を考えると、決して後ろ向きに考えを巡らせるところではないと考えております。子ども達は健やかに育ち、地域は前向きであります。しかし努力を怠ることは許されません。新しい任期をいただきましたからには教育委員会の末席で飯島町の教育行政が新しい時代の中で子どもを考え、町民の皆様の協力を求めつつ、より一層の発展をし、飯島町の新しいまちづくりに貢献できますよう微力を尽くしてまいりたいと今覚悟を新たにいたしております。本席の皆様方にはより一層のご指導とご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。教育委員2期目に向いましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[市村幸一さん退場]

議長 再開いたします。

副町長

日程第5 第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は根拠となる非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成19年3月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。改正の内容は、非常勤消防団員が公務により死亡、負傷もしくは疾病にかかり、障害の状態となった場合の損害補償額の算定基礎となる補償基礎額を改めるものであり、扶養加算額について配偶者以外の扶養親族の内、3人目以降の扶養親族においても2人目までと同額に引き上げ、これを平成19年4月1日から適用するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第2号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第6 第3号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第3号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申しあげます。本条例案は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年3月30日公布され、平成19年4月1日施行されましたので、これに関連する町の税条例を地方自治法の規定によりまして専決処分をしたものでございます。条例の主な改正点であります。1つとして信託法に対する税制の整備に伴う改正、2つといたしまして地方たばこ税の特例税率を本則に定める改正、3つ目といたしまして住宅のバリアフリー化改修に伴う固定資産税の減免措置、4つ目といたしまして上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長、5つ目といたしまして鉄軌道用地の評価方法の見直しなどが主な改正事項となっております。細部につきましては担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番

宮下覚一議員

あの、一点お尋ねをしたいと思えます。対照表の中の6ページの方がわかりやすいです

かね、6ページの(7)についてでございますけれども、改修工事これバリアフリー化の中で免税ということで結構なことだと思いますが、工事が完了した日から3月を経過した場合の云々でありますけれども、基本的に3、これ3カ月って書いていただくと非常に分かりやすいんですけども、3カ月を経過すると基本的には認めないという前提の文面かと思えます。それでこの3カ月を経過してこの申請書を出した時にですね、その理由によつては認めるということだと思ふんですけども、その理由を誰がどういうふうに判断して認めるか、その辺の考えがありましたらお願いします。

住民福祉課長 只今の6ページのご質問でございますが、あの「3月」と書いてあるのは3カ月という意味でございます。それであの内容的にですねその理由が合理性があればいいということなんですが、これにつきましては町長が判断を、固定資産税でありますので、町長が判断するということでございます。あの実際に3カ月を過ぎて出されるというような方も中にはあるかということをおもっております。

議 長 他に質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第3号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第3号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第7 第4号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第4号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日公布され、4月1日をもって施行されましたので、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税における医療費分の税の限度額を現行53万円から3万円引き上げて56万円とするものでありまして、平成19年4月1日施行、19年度の課税から適用してまいることとなっております。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第4号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めること

ついてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第4号議案は承認することに決定しました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時20分といたします。休憩。

午前10時 6分 休憩
午前10時20分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第8 第5号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
その前に、資料の訂正を求められております。総務課長。

総務課長 恐れ入ります。第5号議案の6ページをお開きいただきたいと思います。大変恐縮でございますけれども、第2表地方債の補正の部分で、2の変更、県営農免農道整備事業の限度額の、補正前の限度額でございますけれども、お手元の議案の数字が3,200,000円になっておりますが、13,200,000円の間違いでございますので、お詫びして訂正をお願い申し上げます。3の頭に1を付けていただいて13,200,000円の数字でございますので、よろしくご訂正のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

町 長 それでは第5号議案平成18年度一般会計の補正予算第5号について提案理由の説明を申し上げます。1カ所数字の訂正をさせていただきまして恐縮ございましたけれども、今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたことについて予算を編成をいたし、地方自治法第179条の規定に基づきまして、3月30日付で専決処分をいたしましたので、自治法の規定に基づきまして今回議会において報告をし承認を求めらるのでございます。

議 長 平成18年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画どおりの行財政運営ができましたことは、議会の皆様はじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜物と心から感謝を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ42,970,000円を追加をして、歳入歳出それぞれ4,373,620,000円とするものでございます。先ず歳入であります。町税につきましては予算規模では当初に比べて90,100,000円ほどの伸びとなりました。また特別地方交付税は平成17年度の実績に比べて増額にはなったものの、普通地方交付税は減額となり、地方交付税全体としては21,000,000円余り、率にして1.4%の減額となりました。地方譲与税、配当割交付金、自動車取得税交付金などにつきましても交付額が確定をいたしましたので補正をするものでございます。国県支出金は各種事業の終了に伴う精算補正でございます。なお町債につきましては事業費が確定したことに伴いまして、起債総額が決まったことによる補正をさせていただきます。

議 長 一方歳出につきましては各種事業終了に伴う精算減額補正が中心でございます。また今後増加する公債費の償還等を考慮いたしまして、減債基金への積立、及び地方財政法に基

づく財政調整基金の一部積立を行いまして、更に公共施設等の整備基金への積立を行うことといたしました。また土地開発公社の財務体質強化のために20,000,000円を支出することといたしました。このほか平成18年度の決算書にあたって必要な補正をさせていただいたところでございます。細部につきましてそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして承認をいただきますようお願いをいたします。

総務課長 (補足説明)
 住民福祉課長 (補足説明)
 産業振興課長 (補足説明)
 建設水道課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 森岡議員 1点ちょっとお伺いしたいと思います。33ページの農業集落排水事業の減額の内容を。この関係につきましては、農業集落排水事業の処理場の管理費、この関係につきましては機械機器の耐用年数が来る物について更新をしていくということになっておりますけれども、まあその中でまだまだ使える、動いているとこういう状況でまだ修理は必要ない、更新するというこのものを控えていくということで、先送り先送りのこの部分の繰越ということでございますので、お願いをしたいと思っております。以上でございます。

議長 他に質疑ございませんか。

5番 三浦議員 民生費なんですけれども、障害者の支援費制度が自立支援法に代わって応益負担など負担が増えたということなどいろいろあると思うんですけれども、かなり減額補正がされたというふうに思うわけですけれども、その利用者の方の実状というか、利用したくてもできないとかいう実態があるのかどうか、そういうことは承知していないのかまあ実態がわかりましたら教えてください。

住民福祉課長 只今の質問は自立支援法に基づいてまあ負担の増額があったりサービスが受けられなくなったということのご質問かと思いますが、実はあの国のメニューの中で身体障害者デイサービス事業、あるいは知的障害者デイサービス事業というのは昨年の9月で国のメニューからは廃止になってございます。それから10月から要するに原則個人負担1割ということで料金をいただくようになっておりますが、この区分設定を受けた方のサービスについては低下をしていないということを聞いております。以上であります。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算(第5号)専決を採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第5号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第9 第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)専決について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ21,405,000円を追加し、866,329,000円とするものでございます。平成18年度における国民健康保険給付費の確定及び国県支出金の確定によりまして、18年度の決算に当たって必要な補正をいたしました。主には歳入では国県の補助金等の増額25,900,000円余り、療養給付費の交付金の減額6,500,000円余り、歳出では保険給付費の減に伴う支出減27,600,000円余り、共同事業の拠出金の減4,100,000円余となっております。なお予備費の方へ53,100,000円を増額補正するものであります。細部につきましてはご質問によって課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)専決を採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第6号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第10 第7号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第7号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決につきまして提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から2,720,000円を減額し、それぞれ726,208,000円とするものでございます。介護保険事業における保険給付費の確定などによりまして、国県支出金や一般会計繰入金金の確定など、平成18年度決算にあたって必要な補正をいたしました。主には歳入では介護保険料の増額で3,400,000円余り、国庫補助金の増額で2,100,000円余り、一般会計の繰入金金の減額で6,800,000円余りとなっております。歳出では保険給付費の減に伴う補正減12,000,000円余となっております。なお予備費を9,200,000円増額をさせていただきました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論ありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第7号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を採決します。
お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか
議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第7号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第11 第8号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第4号)
専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第8号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第4号)専決
につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総
額からそれぞれ42,479,000円を減額をいたしまして、それぞれ1,014,742,000円とするもの
でございます。平成18年度におけます老人医療費の諸費の確定、及び社会保険診療報酬
支払い基金、国県支出金の概算払いの確定によりまして、18年度の決算に当たって必要
な補正をさせていただきます。主には歳入で支払い基金交付金の減額で14,200,000円余り、
国県負担金の減額で37,600,000円余り、一般会計繰入金金の増額11,300,000円余りとなっており
ます。歳出では医療給付費等の大幅な減に伴う補正の減額によりまして、42,400,000円余
りの減額をさせていただきます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申
し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
5番 三浦議員 只今大きな減額補正があったわけですが、国県の交付金なんですけれども非常に
支出金が大きく負担が減らされてきているわけですが、平成17年度の決算ではほとんど
予算額で国県の負担金も交付されているということなんですけれども、この大きな減額に
なったのは医療給付金が減ったということに伴うということも今言われたわけですが、
医療制度が改正されたことによるあの被保険者、医療を受ける側の方たちに影響があ
ったためにこのような状況が生まれたのではないかとこの心配もされるわけですが、そ
のへんの考え方をどのように受け止めているかお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 只今のご質問によりまして、被保険者がサービス低下に遭ったのではないかと
いうこと
でございますが、ちょっとまだあの決算に至っておりませんので細部の分析はしておりま
せんけれども、内容的には高額な手術が行われなかったということ、それから冬場にイン
フルエンザ等による感染症が大幅に広がらなかったというようなこと、それからあの老人
医療、ご承知のように当初発足は70歳でありましたけれども、それを71、72と年を
押してきましたやっておりますので、被保険者数は減っております。平成17年から18
年は89人の減ということで、被保険者数の減ということも伴いまして総額の医療費が減
ったということでございまして、サービスが低下したとそういうことではないと思いま
す。以上であります。

議長 他に質疑ありませんか。
議長 (なしの声)
議長 質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。討論はありますか。
議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第8号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第4号)専決を採決し
ます。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか
議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第8号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第12 第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5
号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第5号)専決につ
きまして提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ7,616,000円減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ1,119,520,000円とするも
のでございます。歳入につきましては町債を事業費の変更によりまして減額をして、分担
金及び負担金を新規加入者、使用料及び手数料の増によりまして増額とすることが中心でござ
います。歳出につきましては事業の関係で単独の管渠の工事変更によりまして減額をす
るもの、また管理費を年間実績によりまして減額をいたしまして、計算処理に当たって必要
な補正をいたしました。ご質問によりまして細部担当課長から申し上げますので、よろし
くご審議をいただき承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
議長 (なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
議長 (なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)専決を採決
します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。
議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第9号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第13 第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第
3号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第3
号)専決につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算の規模につきましては、
歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,128,000円を減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ
231,569,000円といたすものでございます。内容は歳出におきまして管理費を年間実績より
減額をいたしまして、これに伴う歳入を調整することが中心でございまして、ご質問により
まして担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただき承認いただきますよう願
い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

議長 (なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)専決を採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第10号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第14 第11号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第11号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。本条例案につきましては性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が施行されたことに伴いまして、人権擁護の観点から、印鑑登録証明書の記載事項の中から男女の区分を削除するものであります。これは上伊那広域連合で行っております電算処理について、上伊那郡市が統一して実施するものでありまして、本年7月1日から実施したいとするものであります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第11号議案飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って第11号議案は議決することに決定しました。

議長 日程第15 第12号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第12号議案平成19年度一般会計の補正予算(第1号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13,580,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,053,580,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、今後の事業執行において特に緊急性の高い事業を中心とした必要最小限の補正とさせていただきます。主な歳出面であります。先ず平成20年度から施行となります後期高齢者制度へ対応するための電算システムの開発経費、中央道の水路橋の耐震対策に関する全体計画の策定費用、日曾利の防火水槽改修費用、また中学校の外国籍の生徒への支援員に係る人件費などの補正でございます。また旧本郷保育園の跡

地の売却収入につきまして財政調整基金へ積立を行うことといたしました。その他当面の事業執行に必要な最小限度の補正を計上をさせていただいております。細部につきましてはそれぞれ担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)
住民福祉課長 (補足説明)
産業振興課長 (補足説明)
教育次長 (補足説明)
議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番
坂本議員 11ページなんですけれども、11ページの非常用備品の1861の項目の非常用備品なんですけれども、これあの金額は分かったんですけれども、その行き先というかそこまでは、例えば区とか小学校とか、どこに行くのか具体的に説明していただければ助かります。

総務課長 この備蓄品につきましては現在、備蓄倉庫として正規に持っておりますのが3カ所ございます。が、これにつきましてはその配分先の備蓄先につきまして、まだ細部について検討しておりませんが、基本的にはあのここの備蓄倉庫に揃えたいということでございまして、これにつきましてはあの県の基準でございまして人口の5%を目標に毛布等の数を揃えていきたいというふうにご審議の上でございまして、

3番
宮下覚一議員 11ページでございますけれども、上伊那広域情報センターのそのシステムについてであります。この今度デジタル化されるという中で、かなり高額な設備というふう聞いております。それで7,500,000何某の負担でございまして、この負担につきましては単年度の負担で済むものなのか、あるいは数年に渡るのか、その辺の関係をお願いします。

それから16ページでございますが、日曾利の防火水槽の改修につきまして、日曾利に確かその上水道のタンクが出来たはずですけれども、それからのその消火栓の関係ですね、直接給水の消火栓の設置等の計画といえますか考え方、そしてこの1,900,000という改修費につきましては、かなり高額な改修費でございまして、その内容についてお聞きしたいと思います。

総務課長 広域情報センターのコンピューターの入れ替えでございますけれども、これはあのいわゆる現在使っている汎用コンピューターが耐用年数を迎えますので、そのシステム替えを行うものでございまして、今年度から数年をかけて行うものでございます。従いまして今後の中でまだ負担金をお願いすることになるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。それから日曾利の防火貯水槽でございますけれども、日曾利地区の林業センターがございまして、その西側にいわゆる天井がついていない防火貯水槽ですね、無蓋の防火貯水槽でございますが、それがございまして、そちらの方の漏水が起きてしまっていて防火貯水槽の役目を果たしませんので、その部分の漏水を止めるための全面的な工事を行うという内容でございまして、防火貯水槽の機能を回復させるものがございます。以上でございます。

議長 総務課長。
総務課長 あのいわゆる消火栓の全体の計画、まあ消火栓っていうのは初期消火でございますので、

宮下覚一議員 初期消火の効果があるという内容でございまして、防火貯水槽につきましてはその後、水利を確保するという形で考えておりますので、一応あのその時期、消火の時期の目的の水が違いますので切り離して考えております。以上でございます。

総務課長 情報化センターの総額がわかりましたらお願いします。それから今のその防火水槽、まあ確かにそうなんですけれども、防火水槽っていうのはその一部しか、そこから届く範囲しか利用できないんで、消火栓っていうのは各所へ配水できるわけでありまして、今まではその水利がないために防火水槽でやってきたと思うんですけれども、今後においてその消火栓の設置について考えがあるかどうかお聞きしたいんです。

議 長 9番 平沢議員 消火栓につきましては、完全に今、町の中全てをカバーしているわけではございませんが、これにつきましては町の方で消防施設の整備のための制度を持っておりまして、地域、地元からの要望に基づきまして必要な箇所に消火栓を設置していくという内容でございます。なおあのいわゆる防火貯水槽につきましては現在のところ増設の計画は持っておりませんけれども、現在ある防火貯水槽につきましては維持管理をしていくという内容でございます。それから広域情報センターの関係の総額でございますけれども、現在その業者を選定をしてその総額について立ち上げているところでございまして、まだ全体的な費用が確定をしておりますので、それらにつきましてはまた確定を次第、議会の全協等で説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 9番 平沢議員 他に質疑ありませんか。

産業振興課長 13ページの水利権の更新の関係でちょっとお聞きしたいと思います。与田切川の取水の関係で10箇所、これは既得権の承知したのもも入っているのかということと、おそらく町との国交省との水利権の契約を結ばれると思いますが、それで中田切にも既得権とそれから水利権のある河川が5箇所あるわけですが、この関係与田切も中田切も同じような状態でこの水利権の更新がなされておるかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 産業振興課長 この河川の占用許可は10年経つと更新の手続きをしなければならないということでありまして、順次10年目になりますと、なったときにやるということで、今回はあの与田切川の取水10箇所が更新の時期に来ておりますので、その手続きをするということですので、中田切についてもまた更新の手続きが来れば必要な手続きをしていくということになります。以上です。

議 長 産業振興課長 中村産業振興課長。

議 長 4番 坂本議員 今まで何んにも手続きしなっておって取水をしているのは、それでいいのかということではなくて、あの河川法という法律がありますので、その必要な手続きは今後はきちっとやっていかなければ取水ができないということでありまして、法律に基づいた必要な手続きを順次進めていくということになります。以上です。

住民福祉課長 他に質問。

議 長 8ページの01の不動産売買収入の旧本郷保育園の跡地の件なんですけれども、金額は分かったんですけれども、細かいことを申しますが面積と坪単価と売却先についてお答えください。

議 長 4番 坂本議員 すいません。この件につきましては資料の方、持っておりませんので、また後ほど報告

副町長 をさせていただきたいと思います。

議 長 8番 竹沢議員 細部の方の資料、持ち合わせがなくして誠に恐縮でございますが、失礼いたしました。ちょっと概要を申し上げます。本郷保育園の跡地の財産処分ということでございますけれども、先ず売却先でございますが、これはあの町の財務規則によりまして、公募にかけたわけでございますが、1社ですね1人しか申し出がございませんでしたので、そこを一応、買取人と定めまして、まあ随意契約という競り売りでいうことでございますけれども、一応あらかじめ予定価格を設定いたしまして競り売りにかけて、最終的にはまあ協議をしたとこういうことでございます。そこで売却先でございますが、本郷のですね事業をやっておられます有限会社吉本塗装さん、代表取締役塩沢友博さんでございます。まあご承知のとおりこの方はあの旧本郷保育園の隣接者でございます、使用目的はまあ事業のために供したいということで、土地それから遊具等を取り払いまして、既存の建物を含めての売却価格でございます。従いましてあの建物はほとんどもう残存価値がございませんが、まあ契約によれば内容によればうちが取り払ってですね、新地で渡さなければならぬというような状況にもなるわけでございます。まあそのまま活用いただけるということでございますので、建物を一応込みでいたしまして、総額で3,000,000とこういうことで契約を致したわけでございます。面積につきましては総面積ですとね560㎡ほどになります。そういうことであの建物につきましてはほとんど残存価値を認めませんので、今のものを割り返していただければ単価が出るとこういうことでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 8番 竹沢議員 他に質疑ございませんか。

教育次長 あの前補正予算に賛成するものですが、2つ程18ページの地区公民館費に関わってこれ関連して先ほど教育次長申し上げておりましたが、本日より七久保地区の子ども広場が毎週水曜日下校時から夕方5時まで開催されるということで、サポーター17名によって受け入れ態勢が行われるわけでありまして、で、一つは林業センター内の座卓ちゅうか、これが更新されるというふうには伺っていますが、これは当初予算でおやりになるのかどうかということと、もう一つこの安全対策の問題で循環バスの社会実験が行われるということで、そのコースの発表もあるようであります。それで本事業は文部科学省の補助事業を受けて七久保地区が他の地区の先鞭を切ってモデルとしてやるということでありまして、いわゆるその子ども達のあの施設内での事故、それから学校へ来る時から家へ帰るまでの関係について、あの私共、見守り隊にも要請がありますけれども、事故があっては困るわけでありまして、先程も申し上げたその循環バスの乗り降りの関連も含めまして、分かっていることがあったら答弁をいただきたいと思ひます。

総務課長 最初の質問でございますが、林業センターの座卓の更新の問題ですが、これはあの当初から予算を盛ってありますので、当初予算の中でやっていく考えであります。

議 長 8番 坂本議員 循環バスの停留所の問題でございますけれども、まあ今、計画をしております循環バスの停留所につきましては、七久保の中心地区において林業センターを外せないということでございます、あそこで現在の計画ではUターンをすると、一旦、林業センターの方へ入ってUターンをするという計画になっておりまして、それは子ども広場との関係がありますので、林業センターの駐車場ではなくて、その西側の保育園の駐車場もしくは保育園

の出入り口の坂のところをUターンをするという計画で計画をさせていただいております。

議長 他に質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第12号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,076,000円を追加し、それぞれ940,776,000円とするものでございます。これは只今の12号議案で議決をいただきました後期高齢者医療制度の改革システムに構築のために上伊那広域連合への負担支出に対して一般会計からの繰出して支出をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第14号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます

町長 第14号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ99,000円を追加して1,055,819,000円とするものでございます。これは平成18年度の医療給付費が確定をいたしましたために、過年度に支出をいたしました医療給付費に係る支払い基金からの医療費交付金の増額と、それに伴う一般会計からの繰入の減額を行うものであります。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただき、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第15号議案飯島町道路線の認定について、日程第19 第16号議案飯島町道路線の変更について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 一括議題とされました第15号議案飯島町道路線の認定について、並びに第16号議案飯島町道路線の変更について提案説明を申し上げます。先ず第15号議案道路認定でございますが、道路法第8条第2項の規定により町道「御茶屋支1号線」、「十王堂縦線」の2路線の認定をお願いするものでございます。次に第16号議案の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道「本郷中央縦断線」の路線変更をお願いするものでございます。詳しくはご質問によりまして担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案飯島町道路線の認定について、第16号議案飯島町道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15号議案、第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午前11時50分 散会

平成19年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）
平成19年6月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

宮下 覚一 議員
平澤 晃 議員
松下 寿雄 議員
竹沢 秀幸 議員
三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

3番 宮下 覚一 4番 坂本 紀子
5番 三浦 寿美子 6番 野村 利夫
7番 宮下 寿 8番 竹沢 秀幸
9番 平澤 晃 10番 内山 淳司
11番 松下 寿雄 12番 織田 信行

○欠席議員（2名）

1番 森岡 一雄 2番 曾我 弘

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	副町長 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教育長 山田 敏郎 教育次長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美
議会事務局書記 吉川 恵子

本会議再開

開 議 平成19年6月11日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

続きまして、欠席通告のあった議員の報告をします。1番、森岡一雄議員から農業委員会公務により欠席の届出がありました。また2番、曾我弘議員から病氣療養により欠席の届出がありました。

議 長 日程第1 一般質問を行います。
今定例会より一般質問は一問一答方式で行います。この質問方式は通告した質問事項単位で、質問要旨ごとの順に基づいて質問して、答弁を求める、答弁をするという方式で、一つの質問事項を終了して次に移ります。質問回数に制限はありませんが、質問者の持ち時間は質問時間と答弁者の答弁時間合わせて最大50分以内です。ただし答弁については50分を超えても行う場合があります。手順、方法、細部については先に検討し確認し合った内容によります。議員各位には一問一答方式の趣旨と狙いをよくわきまえて、わかりやすく簡明な質問に心掛けてください。また答弁をする町長をはじめ町側の皆様にはその旨ご理解をいただき、質問された内容についての確明快に答弁されるようお願いいたします。これより通告順に質問を許します。

3番 宮下覚一 議員

3番 宮下議員 今回の一般質問から質問形式が変わったわけですが、凶らずもトップバッターとなりました。まあ今回は良きにつけ悪きにつけ、いずれにしてもまあ私は試験台でございます。私の反省を踏まえて次の質問者からはうまくいくと思いますので、とりあえずご容赦よろしく願います。

それでは通告によりまして質問をしてみたいです。まず産業振興の対策についてでございますけれども、とは言いましても産業とは分野が広いわけでありまして。その中から有害鳥獣につきまして質問してみたいです。この件につきましては昨年の10月に中部伊那町村議会で町議会といたしまして提言し建議したところでございますけれども、ここ近年有害鳥獣による農作物への被害が特に拡大しております。今までは農作物の被害といえば、どちらかといいますとカラスや土鳩が中心の鳥の被害であったと思っておりますけれども、まあ昨年は熊や猪が人里にまで出没いたしまして、全国的な問題になったところでございます。また鹿や猿の侵入も多く、もう農家、生産者の皆さんは限界にきているというふうに思うわけでございます。これらに対する駆除や防止対策を多いに期待をして望んでいるところであります。今までの対策また現状はどうかを先ずお聞きいたします。

町 長 それでは宮下議員のご質問にお答えを申し上げます。その前に冒頭議長からもお話ございまして、また宮下議員からもお話ございました。飯島町の議会では今議会の一般質問からいわゆる一問一答方式で町政の様々な課題に対して議論を深めていただくということになりました。初めての試みでございますので私どもも戸惑いもあるかと思いま

すけれども、町長以下限られた時間内でできる限り明快にまた誠心誠意答弁に努めてまいりたいと思っておりますので、ご質問いただく議員各位におかれましても論点を明確にまた焦点を絞った形での質問をいただくようお願いを申し上げます。

最初に産業振興の対策ということにつきまして、有害鳥獣に対する対策、駆除の現状はどうかというご質問でございます。有害鳥獣によります農作物被害は中山間地域を中心に全国的に深刻な問題となっております、大変頭を痛めておるということでございまして、お話ございましたように今も昨年中部伊那の4カ町村でもその対策要望というものがあるわけですが、県をはじめ当局に要望をされたところでございます。当町におきましても水稲や果樹を中心に昨年540万ほどの被害が生じております。当町の有害鳥獣による農作物被害防止対策、駆除活動等につきましては町の農作物の有害鳥獣駆除推進協議会、この協議会によります檻や罠などの整備、またこれによる駆除作業が実施をしておるわけですが、駆除にあたっては協議会構成員であります町の猟友会の皆様方に駆除の担い手として作業をお願いしておる状況でございます。さらにこの協議会では全農家を対象として有害鳥獣に関する研修会も実施をしております、動物の習性を学ぶことによりまして、その対策に役立てる取り組みも行っておるということでございます。以上であります。

宮下議員 今日の現状をお聞きいたしました。まあこれらの原因はいろいろと取りざたされておりますけれども、まあ取り分け地球規模の異常気象による環境の変化によるものといわれております。山間部はもとより平坦地や今までに被害のなかった地域にまで広がって、何と言いましても作物の収穫出来る寸前の一番おいしいところを持っていかれるという切ない現実があるわけでございます。対策の強化が急がれるところでございます。さて町のこれから先、今後の対応策をどのように考えているかお聞きいたします。

町 長 有害鳥獣駆除等に対する町のこれからのまあ対策・対応でございますけれども、町といたしましては今後とも、町の農作物有害鳥獣駆除の推進協議会、こちらの方でまあ中心になっていただいて、支援またこれに対する支援も継続をしながら、この協議会の協力によりまして農作物被害の防止に万全を図ってまいりたいというふうにご考えておりますけれども、やはり協議会構成員団体だけの対応には限界もあることは事実でございます、この防止対策といたしましては、今後各農家に住民の皆様方にもできるだけできることは守って行っていただく、自ら行っていただくというふうにごお願いをしてみたいと思っております。例えばまあ果樹園にはこの残った廃果等のものをなるべく残さない、あるいはまた山と農地の間草刈り等を行っていただく、それから狸等の棲家としないために民家周辺の管理などを住民協働によって取り組んで展開していただくように、今後とも啓発活動を実施をしてみたいというふうにご考えております。

宮下議員 今、農家にも啓発していくということでございますけれども、その前にやはり行政としてやるべきことがあるんじゃないかなというふうに思います。例えば例として他の市町村の取り組みでございますけれども、モンキードック構想の推進、そして有害鳥獣捕獲班の編成、それから猿柿大学の立ち上げ、等々あるわけでございまして、こういった新しい対応をしている市や町があるわけでありまして。こういう新たな取り組みにつきまして積極的な考えがあるかどうかお聞きします。

町 長 最近の他町村の動きといたしまして、いろんなあのまあモンキードック、伊那市あたりの市長さんも言うておられるようでございますが、その他まあ自然の動植物との共生

も含めた新しい施策も順次、逐次でておるようでございます。まだ町といたしましてはまとまった考え方はお示しできる状況ではございませんけれども、またその辺の状況も見ながら広域的に取り組む必要もあれば、そういうようなことも含めて今後の検討課題とさせていただきます。と思っております。

宮下議員

ごく最近、近くの市長が市の職員に狩猟免許の取得を促す制度を検討すると言われました。まあこれは今、町長答弁からありましたように、町の猟師の皆さんが高齢化しておると失礼でございますけれども、後継者の育成・確保、その一役として町民に免許取得の関心が広がることを目的とする模索かなというふうに思いますが、これについて町長はどう思いますか。

町 長

猟友会の会員の方、いわゆるまあ銃砲の免許を持っておる方々のこれからの後継者という問題が大変大きな課題になって、このことがまあ有害鳥獣駆除との関連が深刻な問題につながっていくということはまあ危惧しておるわけでございますけれども、伊那市の職員の例というようなことも聞いておりますが、飯島町の私どもの職員に対してこのことを率先して取ってほしいというような、職員の数も限られておりますし、この免許というものは非常に特殊な技術を持つこの免許でございますので、一律職員にまあひとつ要請をしてというようなわけには、なかなか参らないというふうに思っていますので、できるだけまあ今後町民の皆さん方に広くそうした面に目を向けていただくような、できるだけ後継者ができるような土壌づくりを行政としてやっていく必要があるんだろうというふうには考えております。

宮下議員

ところでまあ言うまでもなくこの有害鳥獣対策、飯島だけの問題ではありません。飯島だけで防止できるものでもありません。広い範囲の協力が必要不可欠であります。まあその観点から他市町村との連携はどのようになっているのかお聞きいたします。

町 長

お話でございますように、当然まあこの東西に山が連なる伊那谷の立地条件からいたしまして、有害鳥獣は市町村の区域を越えて出没をするわけでありまして、ご質問ございましたように広域連携を考える場合にまあ有効な手段としてどのような取り組みが考えられるのか、また必要であるのかということ、確かにこれはあの当然連携をしていくことが必要だろうというふうに私も思っておりますけれども、先ずはこの情報交換を市町村間あるいは県も含めてですね県の窓口である地方事務所の農政課、あるいは林務課それから広域の連合長会というのも定例的にございます。また年に1回以上知事と直接懇談をするボイス81というような場面もございますので、この地域の伊那谷の特に状況等も勘案しながら、いろいろとまあ意見交換をしたりして、ぜひ広域連合として連携として捉えていく必要があるというふうに私も思っております。一部あの中川村それから旧長谷村、現在伊那市でありますけれども、この区域に飯島町の猟友会の皆さんも自主的に参加をされて、この竜東地区の特に日本鹿を中心にした駆除に参画をいただいております。というようなことで、効果も上がっておるというふうには聞いておりますけれども、そうしたことがまあ全地域的に広がっていくことがやはり必要であらうというふうに私は思っております。

宮下議員

併せて今答弁の中にも出ておりました、まあ国・県との対応、まあ今現在実施されている国・県の対策・施策がですね果たしてこの町の現状に合っているのかどうか、またこれからどのようなこの要望をしていこうと考えておられるのかお聞きいたします。

町 長

駆除対策に対するまあ国・県のいろんな方針もあるわけでございます、これに対す

る町の考え方ということになるわけでありまして、今申し上げたことと共にですね今年度から狸や狐、ハクビシン等につきましてはこの捕獲の許可権限が県から市町村に移譲をされてまいりました。市町村の判断によりまして、まあこれは許可権者は町長という形になるわけでありまして、この捕獲が可能になったということございまして、地域の実情に応じてそれを弾力的に運営することによってこの成果が上がるといふように捉えておるわけでありまして、お話にありましたように国におきましては全国的に対策が必要という観点の中から、この捕獲の担い手育成を主眼に、国の直轄の補助の公募型補助金制度というものが創設をされました。町の推進協議会もこの事業主体といふように成り得るわけでありまして、今も申し上げましたように、この担い手育成についてもこの協議会の検討結果を踏まえて今後補助の活用をし、後継者の育成をできるだけ図っていききたいというふうに考えております。この有害鳥獣防止対策につきましてはできるだけまあ行政も力を入れてまいりますが、先ほど申し上げましたように住民自らができることは実施をさせていただいて、今後の協議会の対策、行政との連携と相まってその実効を上げてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力をいただきたいと思います。

宮下議員

もう一点お尋ねいたします。まあ先ほど農家の皆さんというお話がありました。まあ七久保地区でもですね独自の対策に取り組んでおるわけでございますけれども、いずれにしても何かをすればお金がかかるわけでございます。そういった面で国・県補助金的な財政的支援はありますか。

町 長

現状ちょっと担当課長の方から。

産業振興課長

檻、罠につきましては、先程の協議会の補助金とは別に、町の方で補助をするように予算措置をしておりますので、その中で対応してまいりたいと思っております。

宮下議員

次に移ります。次に教育関係についてお聞きいたします。平成18年12月15日新しい教育基本法が成立し交付施行されました。終戦間もない昭和22年に教育基本法が制定されてから約60年が経過したわけでありまして。まさにこの間、科学技術の進歩、情報化、国際化また少子高齢化など教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じていると思われまして。まあそんな状況の中で改正された新しい教育基本法では、これまでの一般的な理念は大切にしながらも、今日求められている教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めとなっております。特に今回の中で目を引くのは、義務教育、学校教育、また社会教育等に加えて家庭教育、幼児期の教育、並びに学校、家庭、そして地域の住民との相互の連携協力について新たに規定されているところでございます。まあ教育は学校だけではないということ鮮明にしているというふうにしていいのでしょうか。また文部科学省では県知事また県の教育委員会を通じて市町村の教育委員会への周知徹底を図るとなっております。そんな状況を鑑みてこの教育基本法の改正について町並びに教育委員会また教育長としてはどのように対応処していこうとお考えかお聞きいたします。

町 長

教育問題に対するご質問でございますけれども、特にまあ過日成立をいたしました教育基本法、これはまああのいわゆる精神法と申しますか実態法でございまして、これからの個別の内容につきましては個々の法律でもってまあ成立をして組み立てていくというふうになっておりますので、その推移を見守ってまいりたいと思っておりますし、またあの併せてこの教育再生会議というものが2回目の意見書が出されまして、いわゆるゆとり

教育を見直してそして土曜日も一部まあ授業再開、あるいは徳育といったようなことの教育も重点にひとつ検討していくというようなことが提案されましたので、今後のまた推移を見守ってまいりたいと思います。それぞれの細部につきましてはまた教育長の方からご答弁させていただきます。

教育長

宮下議員のご質問にお答えしたいと思います。ご指摘のように教育環境が大きく変わり、教育基本法昭和22年に成立して以来、60年の時の経過を経ております。その間さまざまな状況があるという議員のご指摘のとおりでございます。学校の教育だけではないのご指摘、私もそのとおりでございます。先程議員がご指摘いただきましたように、前の教育基本法の普遍的な理念を継承しつつ、個人の尊厳を重んずることを宣言し、新に公共の精神の尊重、豊かな人間性と創造性などを規定したものであります。公共の精神、豊かな人間性を育てるということにつきましては、実は既に現行の学習指導要領平成15年に改訂されたわけでありますけれども、その道徳の扱う時間の中に5・6年生をみますと「社会に奉仕する喜びを知って、公共のために役立つことをする」という指導項目がありますし、豊かな人間性と創造性に関連しますれば、「真理を大切にし、進んで新しいものを求める」という項目があります。改正されたとはいえ理念的なものは既に学校現場で行われているものでありまして、特段教育基本法が変わったことによる現場の変更は無いというふうに考えております。また市町村の教育委員会といたしましても従来どおり進めていくわけでありますが、関連法案の今後の改正の推移を見守って対応するというふうに考えているところでございます。以上でございます。

宮下議員

基本法が変わっても町に対する影響はないという答弁でございました。しかし教育の基本理念は人格の完成を目指して、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものとなっておりますのでございます。今回新たな理念が加わったわけでありまして、話題となった愛国心そして主体的に参画する公共の精神、生涯学習の理念そして男女共同参画社会の寄与、等々こういったことが謳われておるわけでありまして、これを先程言いましたように教育委員会を通して町へ指導するというふうにはっきり謳っておるわけでございます。だけでもこれだけの理想的な項目をですね果たしてこなしていけるのかなという疑問に思うわけでございます。そんなことでですね、多少なりとも町にとって影響があるんだろうというふうに思います。改正前と比べて子ども達にどのような影響があるのか、またどう変わらなければならないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

教育長

議員のご指摘のように、この教育基本法の目的や理念、基本的な考え方を定義したものでありますから、実際の学校で指導を行っているのは現行の学習指導要領に基づいて指導を行っているわけでありまして、しかしながらご指摘のように制度改正、教育委員会のあり方、教員免許の改正等、現在国会で審議されている3法案が改正になることによって教育制度的な内容の変更はあろうかと思いますが、学校で学ぶ子ども達の教育の目的は、知・情・意・体の調和のとれた、先程議員もお話されたように、人格の完成を目指すものでありますので、特に子ども達に大きな影響を与えるものではないというふうに考えております。以上でございます。

宮下議員

飯島町には素晴らしい自然があります。野山の素晴らしい環境空間があります。この風土を大切にする飯島町らしさ、この心の教育を是非大事にしてもらいたいなというふうに思うわけでございます。そんなことからして、これから飯島町3校への指導方針どうあるべきか、また独自の飯島町としての教育目標はどうなのか、是非この国の方針と

は別にですね飯島町としての素晴らしい子どもを育てるための方針を考えてもらいたいと思いますけれども、教育長の見解をお聞きします。

教育長

お話のありましたように、私は子ども達にふるさとを愛するこの素晴らしい自然の中で浸っている子ども達に是非ふるさとを見返し、郷土を愛してほしいという思いは同じでございます。飯島町の教育のあり方については、学校評議員あるいは地域教育力、飯島町教育会議等の組織等を利用いたしまして、活用いたしまして今後飯島町のあるべき教育の姿を求めていきたいというふうに考えており、現在のところ特段このような教育をしていくという考えはありません。従来どおり先程お答えしましたように、現行のまま子ども達の知・徳・体の調和の取れた子どもを目指していく、ふるさとを愛する子どもを育てていくということに進めていくという考えでございます。

宮下議員

まあ基本法の改正につきましては今日は影響ないというふうに理解をいたしました。政府内閣の教育再生会議、先程町長から先に答弁いただきましたけれども、まあ第一次報告としてゆとり教育の見直し、そして第二次報告としてつい最近、完全学校週5日制の事実上の廃止、そして道徳教育の新たな教科への格上げを盛り込んだ報告が出されました。毎週土曜日公立の学校が休みになったのはつい5年前であります。最初は1回、次に2回そして今回のような形になったわけでありまして。しかしただこの週5日制の廃止についてですね、ただ授業時間が増えれば学力が向上するといった単純なものではないとある人は言うております。学校週5日制とともに始まったこのゆとり教育、この評価がまだ結論できないままにこの制度を変えるということは、子ども達を振り回すだけの結果になってしまうだろうと私は思うのでございます。まあこれは一例として捉えましてもそれぞれの再生会議の検討しておる項目、この再生会議の動きにつきまして、教育委員会また教育長は、特に元教育者の現場の立場から考えてどのように捉えておられるのかお聞きいたします。

教育長

今お話のありましたように今月初めに第二次報告が教育再生会議により出されました。21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し図っていくため内閣に設置されたものであります。お話のように短い時間に集中論議をされ大変あわただしかったというのが率直な感想であります。教育に直接携わる現場の声ももっと取り込んでほしいという思いもでございます。ご指摘のあります、ゆとり教育の見直しでありますけれども、学力の問題と絡んでいますが実際にそれがどうであったのか検証をしっかりとする必要があったのではないかなというふうには思っております。またお話にありましたように、平成15年度より学校5日制になったわけでありまして、そのことによって地域の方々が子ども達の受け皿としてさまざまに取り組みを考えていただきました。このことも逆に言うならば地域の皆さんも評価をしていただきたい、検討していただくという場ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

宮下議員

併せて昨年の4月に文科省で国民運動の推進ということですね、親の心掛け提言とでも言いましょうか、家庭のあり方を含めた子ども達に対して「早寝、早起き、朝ご飯」を提唱したわけでございます。また育児の面では母乳で育てるとか、あるいは子守歌を聞かせるとか、等々、かつては当たり前であったことがですね当たり前でなくなったこの日本であります。やはりどこかが狂っているのかなというふうに思わざるを得ません。基本的な生活習慣の乱れ、そして学習意欲や体力・気力の低下等が指摘されておるわけでございます。これはただ全国的に見ればそうかもしれませんけれども、この

教育長 当飯島町の子ども達はそんなことはないと思いますのであります。こういったまた一連の心の提言に対しましてはどうお思いかお聞きします。

ご指摘のようにさまざまな批判があることは十分承知しております。配慮のなさや国家の家庭への立ち入り過ぎという意見にはうなずけるところもあります。しかし第二次報告の初めには4点ほど公教育の再生として掲げてございます。1つ目は乳幼児から社会に巣立つまでの子ども達の年齢、発達段階に応じて一貫した教育を切れ目なく行うということでありまして、2つ目として心と体、調和のとれた人間形成を目指すというものもあります。子育ては同時に親育ちであると私は思っており、多くの保護者は真剣に子どもに向き合っていて育んでいます、しかし子育ての意識が変わってきたことはお話のように事実でありますし、一部とはいえ給食費の未払い、保育料の滞納などに見られるような親がいることは大変残念に思っております。私は心掛け提言につきましては親自らも課題をもって学び、子どもと共に育つことであるという提言であると受け止めております。以上であります。

宮下議員 今の素晴らしい考えを是非、町民の皆さんに提唱してもらいたいというふうに思います。次にAEDについてでございますが、AEDは先ごろまさに一躍有名になったばかりでございます。ご存じのように、あの野球部の練習中に心肺停止になったのをですね、たまたま、このたまたま観戦していた消防士がですね、訓練を受けておって、それを使ったために一命を取り留めたというわけでございます。わが町でもですね平成17年度末に町内小・中学校の3校にこのAEDが設置されたわけでございます。この装置は言わずとまあ実際に使うようでは困るわけでございますけれども、いざという時には有効に正確に機能できないと宝の持ち腐れでは困るわけございまして、まあ常日頃その使用方法についてどのような対応をしているのか、されているのかお聞きします。

教育長 お話にありましたように高校野球の試合中に打球を受けたピッチャーが心肺停止状態になり、AEDのおかげで一命を取り留めたというお話は私も承知しております。おかげさまと申し上げてよろしいのかどうかわかりませんが、町内の学校では一度も使ったことはございません。そのような事例は発生しておりませんが、毎年各学校におきまして教職員を対象とした講習会を実施し、緊急時に早急な対応がとれるよう態勢づくりに努めておるところでございます。以上であります。

宮下議員 教職員もですね毎年、毎年という語弊がありますが、代わるわけでありまして、その年に1回くらいの訓練、講習ではですね、やはりその身になって覚えきれないと思うんですね。まあそうはいってもこのAED導入につきましては一企業の意味も入っておるわけでありまして、まあそんなことで是非有効に使えるようにしておいてもらいたいというふうに思いますので、もう少しその、年に何回か訓練できるような形がとれるかどうかお聞きします。

教育長 お答えします。学校では毎月、日を決めて安全の日というのを設けております。そのような機会を通してAEDの使用法についての研修を、職員とともに学校全体で取り組むよう考えていきたいというふうに思っております。以上であります。

宮下議員 山田教育長、この4月から教育長に就任され2カ月が過ぎました。また只今は初めて議会での答弁をいただきました。まあ今までとは全く違う環境の中での活躍を、大いに期待申し上げます。今日の所感をお聞きいたします。

教育長 本日から一問一答方式が変わったということで議会の雰囲気も変わったわけでありま

すが、私自身もこの席でお答えする、初めてでありまして先程来緊張しております。十分な議員のご質問にお答えできなかった部分があるのではないかな、というふうに反省しているところではありますが、今後しっかりやってまいりたいというふうに思っております。就任しましてこれまで地域の多くの方とお会いし、ご指導をいただき、教育のあり方や考えているさまざまな問題に対する考え、提言を寄せていただき、ありがたい思いで勤めさせていただきました。

宮下議員からは先程来、教育基本法再生会議等を軸にして今の教育をどのように捉えているかお尋ねいただきましたが、私はこれほど子どもに関する問題が多様に噴き出している、あるいは見方を変えれば、取り上げられている時代はないのではないかなというふうに思うところでもあります。そうした中で就任、大変な仕事を引き受けた、お引き受けさせていただいたというのが偽らざる気持ちでございます。せっかくの機会でございますので、私が教育に対して考えていることをお話を申し上げて答弁に代えさせていただきますたいというふうに思っております。教育基本法の考えを待つまでもなく、私は教育の究極目標はどんな時代であっても自立支援、すなわち社会的に自立して世の中に貢献できる大人に育てることだと考えております。この目標に向かって家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たすことが大事ではないかと考えるわけでありまして。そのための最も重要な基盤は家庭であり、親自身の姿勢であると思っております。子どもが育つとともに親も育っていくという認識を持って子育てに当たっていただきたい。具体的に申し上げますれば、毎日きちんと食事を作る、子どもにそれをしっかり食べさせる、そして保育園や学校へ送り出す。この簡単に見えることが実は大変難しいことで、この積み重ねが大事であり、親も育つ具体的な姿であると捉えております。「早寝、早起き、朝ご飯」は子どもには限らないことだというふうに私は考えます。

もう一つは子どもに我慢をさせることです。その時親も一緒に我慢できる場所はするということでもあります。例えば子どもがねだるからといって高価なゲームをいとも簡単に買い与える、子どもの気持ちを尊重したと理由付けすることもよくありますけれども、せがまれた親が我慢できなかった方便に過ぎないのではないかなというふうに思っております。子どもの要求をかなえてあげたいのは親心ではありますが、どういう満たし方をすれば子どものより良い育ちになるか踏みとどまって考えてみる、私はそれが親の我慢であると捉えるわけでありまして。家庭教育は優しさと厳しさが伴ってこそ家庭教育の質が高まると考えております。

もう一つ重要である地域についてであります。子ども達が社会的自立の基礎をつくるために地域の果たす役割は大きいと考えます。親も地域のさまざまな行事の中に参加し、大人が模範を示すこと、そうした場で大人の姿を見て家庭以外の大人のやりとりを子どもは学ぶ、あるときは厳しい大人の役を地域が果たす、その一方で子ども達を温かく見守ってくれているという安心感を子ども達に持たせる。このような役割を機能させることで地域の教育力が更に高まり、結果、子ども達が地域のありがたさを学習するのではないかなというふうに思っております。もちろん学校でも郷土愛を、郷土を愛する心については学習するわけではありますが、地域に戻ってこそそれが実態のことになるというふうに私は考えております。教育の究極の目標は自立ということを申し上げますけれども、自立は多くの人と関わってこそ自立ができるわけで、他者と関わりの無い自立はあり得ず、それは孤立の姿だというふうに考えます。家庭にあっても個人生活重視で同

じ屋根の下に暮らしながら、それぞれがバラバラに食事をする、全員が顔を合わせるのが週に数日という家庭もあります。経済優先の時代で仕方がないことかもしれませんが、何とか止められないものかという感じがいたします。このことは学校や教育委員会だけの力では限りがあり、やはり地域、企業、官庁、社会全体で考える時代にきていると私は思うところであります。個の生き方が過ぎる中最近の親たちは子育てに自信を失いつつあり、どう子どもを育てればよいか不安で、挙句、虐待に及ぶということも聞かれるところですが。かつては大家族の中で幼子を育て支え合っているのが当たり前の姿でした。しかし今ではこうした環境は少なくなり、逆にメディアでの子育て情報がしきりと流れ、親がそれに振り回される時代です。子育ての知識ばかりに頼る姿が目立ちます。家庭教育が全ての教育の出発点であり、そこでは愛情を基盤として自立した人間を育てる重要な役割を担うということは先程も申し上げました。多くの目と持てる力で、できるところはできることで、その力を寄せ合い提供し合いながら皆で子どもを守っていく時代だと考えております。教育委員会が今まで以上に役割が重く複雑になり、厳しく評価される時代であるというふうに認識しております。飯島町の皆さん総がかりで子ども達を育て、家庭を支援していくことをお願いするとともに、私の教育に対する思いの一端を述べさせていただき所感、所信表明に代えさせていただきたいと思っております。以上であります。

宮下議員

素晴らしい所感をお聞きしました。教育委員会を中心に是非よろしく申し上げます。次に移ります。行政のあり方、つまり住民への対応と位置付について質問をいたします。今日社会状況は特に人と人の付き合い、今、教育長お話がありました。付き合いの関係が病んでいると言われております。そこで町民の皆さんの個人的な問題、他人に相談できないこと、また人間関係のトラブル等数々の問題に対しまして今、町では多くの相談窓口を開設しているところでは承知しております。その利用状況また現状はどうかを先ずお聞きいたします。

町 長

行政のあり方につきまして具体的に各種相談ごとの窓口の現状について少し具体的にお答えを申し上げます。先ず最初に「心配ごと相談」でございますが、これは飯島町社会福祉協議会で担当しておりまして、月2回の開催をしております。件数は20件。内容的には家族の介護等に関する悩みや財産分与に関するものが主体でございます。その他福祉等に関する苦情が大変多いということでございます。次に人権相談でございますが、年4回の定例開催。それから子どもの人権相談を年1回開催しておりまして、18年度は全てで7件、主に相続等の相談であったようでございます。次に行政相談というのがございますが毎月、月1回開催しておりまして、昨年度19件相談がございました。国・県に対する苦情等はほとんどございませんでしたけれども、介護保険や医療制度改革等に対する問い合わせが主なものでございました。その他いろいろあるわけでございますけれども、町といたしましてはそれぞれ所管部署で対応をしております、連携をとりながら対応しておるといのが現状でございます。

宮下議員

やはりその福祉関係、それから保健、健康関係が多いように思います。ここで聞きたいのは心配事や人権問題に関することでもあります。まあ要は相談する人が何時どこへ行ったらいいのかわからないようでは、せつかくのこの相談窓口があってもですね、まあその趣旨にそぐわないわけでありまして、まあそういう場合の総合的な窓口の設置はどうかということでございます。今、年1回くらいはやっているというふうに聞いて

町 長

おりますけれども、まあ総合的な相談のできる窓口を1回ではなくて2回、あるいはもう少し多く開けないものかどうかその辺の考えをお聞きいたします。

総合的な相談の窓口の設置は考えられないか。また回数等も少し増やせれないかということでございます。住民の皆さんが相談に来られたときに、どこに行ったらこの問題が相談の旨解決ができるのかどうか、また法律的なアドバイスが受けられる的確に案内するようなことができないものか、そしてそのことが総合的な窓口として設置できないかということだと思っておりますけれども、現在行っております心配ごと相談あるいは人権相談、行政相談につきましては只今申し上げましたように、住民サービスという観点の中から年1回合同相談というものを町独自で開催をしております。それぞれの相談に充てられている委員さんは、相談内容を聞いたうえで専門家のアドバイスが必要と判断すれば、弁護士や司法書士さん等の専門家のところへ行っていただくような案内、ご指導も申し上げておると、また更には各委員さんは定例の相談日というものも他に設けていただいております、自宅や電話でも随時相談を受け付けていただいておりますというのが現状でございます。また人権相談につきましても伊那市の地方法務局伊那支局におきましては毎週、月・水・金の3日間定例で相談所を開設しておりますので、そちらの方もご利用いただきたいというふうに思っております。只今のその前の質問でまだあの他にもいろんなご質問を行政としては受付けて、それぞれの分担でやっておりますけれども、決して1回から3回ぐらいというような少ない数での相談でなくて、年間通して随時多くの相談機会を設けてやっておりますので、そんなふうにご理解をいただきたいと思っております。ただまああの飯島町の役場、大きな市役所等ではまあ総合的な窓口を設けて一貫してそうしたことを受付けて、必要な連携をとりながら総合相談窓口というようなものも開設しておる市もあるようでございますけれども、飯島位の規模ではそうした機構的にもまた人為的にも余裕もございませんので、先ほど申し上げましたように、それぞれ分担連携し合って、その辺を課題整理をして住民の皆さん方のニーズに合った問題・相談等がスムーズにまあできるような体制の中でやっておりますので、町といたしましては当分現在のような考え方の中で推進をしていきたいというふうに思っております。

議 長

質問時間が経過いたしましたので、これで質問を打ち切ります。

宮下議員

質問を終わります。

議 長

9番 平沢 晃 議員

9番

平沢議員

それでは只今から通告に従いまして、以下大きく3点の問題について質問をさせていただきます。先程議長から報告がありましておとり今回の一般質問からは議会活性化の一つとして町民の皆様に分かりやすい議会活動の一端として一問一答方式を行うことになりました。私は言うまでもなく、この一般質問は議員の大切なこれは議会活動のひとつであり、議員と町長が大所高所の見地から町の政策を建設的な立場で議論し合う場とともに、町民の町政に対する前向きな思いを議員が代弁する場と理解しておりますので、町長には適切なお答弁をお願い申し上げます。

では最初に町民との協働のまちづくりの推進についてお伺いいたします。地方にとって厳しい行財政状況が続く中、当町にとっては自立を決定して持続発展可能なまちづくりを目指していく2年目であると共に、町長の集大成の年でもあります。行財政改革を

継続する中で今後のまちづくりの上で重要な施策として、財政の健全化を図りつつ住民生活に真に必要な事業として住民との協働のまちづくりの推進を掲げ、いち早く組織の立ち上げに取り組んでいることはこれは高く評価するところですが、この短期間の取り組みがうえに、農地・水・環境保全向上対策事業とのこの一体化の中で、区、耕地役員の負担の過重を町長はどう考えているかまず所信をお伺いいたします。

町 長 住民と協働のまちづくりの推進ということにつきまして、これまで町が目指して持続自立可能なまちづくり、その一つの具体的な手法としての地域づくり委員会の立ち上げ、それからまた新しく施策として出されてまいりました農政改革の大きなまあ一つの今後の柱であります農地と水と環境の保全、どちらもこれはこれからの町この地域が自立をしていくための住民協働の基本であり原点であるというふうに捉えておるわけでありまして、いろいろと今、地域に降ろして発足をしたもの、近く発足をさせていただくもの、それからまたこれからの具体的な取り組みのメニューをどう整理して一緒になってそれぞれの役割分担を果たしていただくもの、少しまあ時間がかかるかと思えますけれども、このことができないとやはり自立のまちづくりの展望は開けないという基本的な考え方でございますので、是非ご協力をいただきたいと思っております。

平沢議員 基本的な考えを初めにお聞きしました。それでは要旨に沿って順次質問をしてまいります。先ずまちづくり交付金事業のバイパスアクセス道路の取り組みについてお伺いいたします。いよいよ待ちに待った153伊南バイパスも5月20日の起工式をもって飯島もスタートしたわけでありまして。平成23年飯島工区の供用に向けて、アクセス道路改良事業も同時進行する計画が平成19年度から年度別事業として、このまちづくり交付金の対象事業で、JR軌道から国道バイパスまで交付対象事業費4億3,300万で計上されております。この事業がスタートするわけですが、この年度別事業費に対する町としてのこの青写真ができていますかお伺いいたします。

町 長 過日本郷地区からの飯島工区の起工が始まりまして、いよいよ念願のまた懸案のこの伊南バイパスの飯島工区の工事が始まっているわけでございます。同時にまたそれとのアクセスというものの位置付けを堂前線に求めて着工をして進んで並行をして同時に進めていくというふうに段取りになったわけでございますので、鋭意まちづくり交付金等の有利な国の事業も取り入れて進めてまいりたいと思っておりますが、一応この伊南バイパス飯島工区の全線開通、まあ駒ヶ根に向けての全線開通というのが公式には10年以内でできるだけ早い期間の中で努力をしていただくと、またそういうお願いもして参っておりますので、そういう考え方でございますけれども現在の国の考え方が一端手をつけた以上早く経済効果を出して、形として進めていくということを再三言ってきていただいておりますので、かなり大幅にそのことが10年以内ということではありますけれども、進んでいただくものというふうに確信しておるわけでございますので、それに伴ってまあ堂前線の方もまあ進めていかなければならない。これがまあ大体4年か5年くらい以内には飯島工区は開通をして、アクセスも同時に供用開始というような目途を立っておりますけれども、年次別にどういうふうにしていくかということにつきましては、まだ国の今後の予算配分がどういうふうに変ってくるかによって定かではございません。それに伴って堂前線の方の事業計画も一応実施計画の中では枠組みを設定してございまして、できるだけまあ飯島工区の完成までには、この4年5年の内には完成をするとそういう目標で現在やっております。

平沢議員

それでは只今の答弁に関連いたしまして、このバイパスのアクセス道路となるこの堂前線を将来飯島の振興に向けた取り組みの計画についてお伺いします。町長もご存じだと思いますが、堂前線周辺の活性化については赤坂商業地の延長としてこの新たなまちづくり構想として動きが始まっております。先の商工会との政経懇談会においてもこの町の将来に向けての現状と課題について私共お聞きいたしました。全国の市町村が今この大きな問題として取り組んでいるのは、地域の活性化と地域経済の振興をいかに進めていくかであると思えます。その一つの方法は先端技術産業の誘致や地域産業の高度化を図っていくことであるが、この飯島、この条件からいいまして里山も少なく人材も乏しい。この当町が果たして工場適地かどうかという問題もあると思えます。自らの知恵と力でその地域に自分なりの産業を興して、この地域の魅力づくりをし、自らの地域力、新たな創造をしていく、こういう発想が勝ち残りの一つと私は考えますが、この点については町長は如何お考えでしょうか。

町 長

このアクセス道路である堂前線を町の将来の振興に向けた計画の位置づけ、これは大変まあ重要なことというふうに受け止めて、今後進めてまいる所存でございますが、この町道堂前線につきましては伊南バイパスとつながる主要なアクセス道路として、また特にこのまちづくりの今後の中心部等の周辺を含めた大きなインパクトを与えるこの土地利用等を含めた考え方をしていかなければならない、大変まちづくりに大きな影響を持つこの考え方であるわけでございます。で現在まあ赤坂地区における事業者の皆さん等が、堂前線を含めた新たな商業地の活性化に向けた組織を立ち上げていただきまして、研究を行っております。その成果もまあ見守っていきいたいし、またお聞きをしてまいりたいというふうにも、参考にさせていただくようにも考えておりますし、それからまた昨年この堂前線それから伊南バイパス計画の中で議論もだいぶ高まってまいりました。一般公募者を含めたこのワーキングショップというものを開催をいたしまして、数回に亘りましてこのバイパス周辺あるいはアクセス周辺の今後の開発、土地利用というものをどういうふうに、それぞれの皆さんが考え方を持っておるかということ的自由にまあ意見交換をしていただいて、そのお話もまあ聞いておるわけでございます。まあ今後ともまたあの現在の飯島町の中期総合計画、まあ基本構想も含めてでございますが、22年でもって一応まあ終了を5年間終了する予定でございます。当然の事ながら次期長期構想それから5年間の総合計画というものを新たに見直して策定をする作業がございまして、その中に当然新しい土地利用計画も盛り込んだ考え方をしていく予定でございまして、平成20年の来年の後半あたりからその準備に着手をしていく。それとまあ前後して丁度この飯島工区の部分の今後4年間ありますから、開通に向けたこの姿が見えてくるということと合わせますと、どうしてもこれは次の中期構想の土地利用計画の一つの大きなまあ軸になるわけでございますので、そうしたことも含めて今後いろんな形の中で町民の皆さん方のご意見をお聞きし、また庁内でもプロジェクト等を作って徹底的に議論分析をして、またあの国のいろんな経済状況も変わってまいりますし、それから大型店に対する国の、今までは規制緩和と一点張りでありましたけれども、やはり現状をみるといろんな議論があるようでございますから、その辺もどう変わってくるのかということをご数年間のうちに見極めながら、きちんとした将来計画を立てて既存の商店街との連携もどういうふうに結び付けて伝達をして発展性に結び付けていくのがいいのかということをご慎重に検討作業を進めてまいりたいというふうにお伺いしております。

平沢議員 20年からワークショップ方式でまあ行うというあの前向きな姿勢をお答えをいただきました。この飯島のインパクトを世界に発信する一番良い機会が今だと思っております。それではその関連してひとつ提案を申し上げます。この堂前線沿線は今現在、立地的に見たとおりリンゴ農園があります。この立地条件を活かしてその周辺に只今飯島の売り込み中の栗の木農園とか、それからイチゴ狩農園、ブドウ狩り農園、それからこのリンゴの木のみまあ既に行われているこのオーナー制農園とこれと合わせてあの一角に野菜の加工工場、それから飯島の特性を生かした複合の田園農業構想、これらをこの道の駅とか県営住宅それから町営住宅の誘致を行って、それからまあおそらくこれからは高齢化社会になりますので、デイサービス施設等の、農・商・JAと福祉、民間、これが連携して、やはり行政が音頭を取ってそれからふるさとの味づくりを中心とした飯島のブランド、産品づくりと合わせて伝統芸術や、去年廃止になりましたお陣屋まつりに代わる祭りの再生といったこのイベントづくり、この大きな一つの構成、町の将来を考える、先程ちょっと町長申し上げられておりましたけれど、私もこのプロジェクトチームを立ち上げることを提案いたしますが、併せて町長、またもう一度その考えをお示してください。

町長 将来を考えた今ご提案をいただきましたことも含めてですね、飯島らしさ飯島ブランドというものを個性を出すような形の中でこのことを整理して、そのための研究あるいはその組織というものを構成して住民の皆さん方も広く意見を集めて進めてまいりたいと思います。

平沢議員 あの大変前向きな答弁ありがとうございます。それではこの住民の意見提案の募集について質問をいたします。この事業は住民の提案した、先程と関連ございますが、事業や活動に町が資金を援助し住民が自主的・主体的に進めることでこの対象は一応環境とか産業振興、福祉教育、祭り等、公共性の高いものに限定して町に審議会かその検討委員会、これを立ち上げてテーマを絞っていくまちづくり推進を提案いたしますが、後でも申し上げますが、この構想づくりについて町長の所信をお聞かせください。

町長 今後のまあ青写真、計画策定に向けての手法というものは、今お話にございましたようにいろいろ考え方があろうかと思えます。自由な外からのご意見をまた集約して取り入れていくもの、それから私ども行政内部でやはりいろんなこう構成がらみも含めてですね十分研究したものとまた付け合わせたり、いろんなあの機会が、今までもワークショップそれから赤坂の商店街の中心の方々も取り組んでいただいておりますけれども、まだまだ気運が更に盛り上がってくるかと思えますので、議会も含めてですねそうした組織というものをそれぞれ集約して立ち上げて、最終的にはこれは基本構想審議会の場できちんとした将来計画として策定をしていく、そこにまあ結び付けていくというふうに考えてまいりたいと思っております。

平沢議員 地域振興はやはり政策的に打ち出す必要があると私は考えます。ですのでまあ呼びかけはある程度、この行政主導的に行うべきと思えますが、この点について町長はどのようにお考えをお持ちなのかお答えください。

町長 ご意見をそれぞれ広くお聞きするといっても、これはあの決しておまかせの考え方ではまずいというふうに思っておりますので、その辺をやはり時間を経過をかけながらひとつ主体的にまたリーダーシップをとってひとつ進めてまいりたいというふうに思っております。

平沢議員 今お聞きしましたこの前段と例えば関係がありますので、改めてもう一度まちづくり応援団の結成について伺いをいたします。この応援団といっても行政サービスや地域づくり事業等に住民の知恵や自主的な提案を活かすためのもので、まあ当町では先程申し上げたとおり、この総合計画策定にあたっては住民参加型の行政を推進するためにワーキンググループを設置して計画策定を進めてきた経緯があります。この組織を定期的に検討会等を開いて活動するもので、具体的に申しますとやはり協働の街づくりにありますような一つの住民が行う事業、それから住民と行政が行う事業、行政にやってもらいたい事業、これに分類して検討し、これを提案報告書を町長に提出すると、このような組織を組織化することによって、これから計画が始まるこの地域づくり委員会と農村保全対策委員会の内部検討が合体して行われて、この協働のまちづくりの推進につながると私は考えます。名称はともかくこうした組織決定することについてはご提案申し上げますが、この点について如何お考えか所信をお聞きいたします。

町長 平沢議員のおっしゃる、まちづくり応援団等の結成についての考え方であります。私自身はこの先程も申し上げましたように、真の自立を目指す飯島町にとってこの町に住む住民の方一人ひとりがまちづくり応援団だというふうには思っております。またそうやっていただかないと自立のまちづくりの展望は開けるものではないというふうには思っております。また一方で町の外に出られて暮らしておる多くの方々、この方々もふるさと飯島への応援団ということで、いろいろと激励や思いを寄せていただいております。そうしたその思いを組織として、町をこんな街にしたい、こんなことをしたら良い町ができるんじゃないかと、こういうまあご意見ご協力等をご提案をいただいたりお聞かせ願って、これをまあ組織として、みんなで自発的に応援団というふうに結成していただくことにつきましては、非常にまあこれはあの力強いありがたい考え方であるというふうには思っておりますけれども、ただこの応援団なるものを町の方から働きかけをして、結成をしていただくというようなことにつきましては、やはりこれはあの押しつけ的な、また行政主体の考え方だというような批判も出るかと思っておりますので、あくまでもこれはそうした考え方のお持ちの方が主体的になって組織を作ったいただくことは大変ありがたいというふうには思っております。まああの自立を目指した地域づくり委員会あるいは農地や水・環境の対策委員会・協議会もこれもまあ具体的な一つの目標を持った形での、町も主導的な関わりの中で、立ち上げについては皆さん方の判断でやっていただいたという経過がございますけれども、少しその辺のところとは趣旨が違うかなというふうには思っております。ただまあ町内にはいろんなあの組織や団体がございまして、常々ご協力をいただいてまちづくりをしていただいておりますので、今後このスタートいたしました農地・水の問題、あるいは6月中にはそれぞれ4区でスタート立ち上がる地域づくり委員会というのもの、これは広い意味では確かにまちづくり応援団というふうに捉えさせていただいて、共にまあ町の将来の姿というものをお互いにみんなで知恵と汗を出して役割分担の中で果たしていただくと、こういうことがまあいわゆる平沢議員のおっしゃる応援団というふうではないかというふうには私は考えております。

平沢議員 私はやはり住民が主体となる組織づくりには、やはりきっかけを与えてやるのが行政としては大事だと思っております。それで先程申したとおり地域づくり委員会、農村保全対策委員会等これらの内部検討はそれぞれの形の中で進めておりますが、私は応援

町 長 団、もう少し幅の広いあらゆる組織を網羅した形の中で出来ることが一番ベターでなかろうかと思っております。それで組織を作り、立ち上げのお手伝いをするといいこの意識、この意識改革で取り組むべきだと存じますが、先程ちょっと町長申しておりましたけれど、再度この点についてお伺いいたします。

町 長 この協働のまちづくりということの基本は、やはりあの町民の皆さん方一人ひとりのこの認識と意識改革がないと、なかなかこれは進まない。行政がいくら旗振り音頭を取っても、皆さん方がそうした気持ちで受け止めて、自らの発想で主体的にまちづくりあるいは地域のいろんなことに関わっていただく、その意欲を持っていただかないとやはり進まないわけでございますので、私どものその決意的なものは当然住民の皆さん方にお示しをしてまいりましたけれども、どうかひとつそのボールを受けていただいて、それぞれの町民の皆さん方が主体的にこの関わりの中で行動していただきたいというふうにお願いをするわけでございます。

平沢議員 わかりました。次に地域内分権の推進についてお伺いいたします。この地域内分権とはちょっとあまり聞き慣れない用語であります。国から市町村への地方分権を更に一歩進めて、自治体の仕事と財源を一部を地域住民の裁量に任せる仕事で、まあ当町でも先程から申しております地域づくり委員会と農地・水・環境保全向上対策でも組織を立ち上げてありますが、まあ内容的にはこれから財源を伴う年次計画に入っていくところですから、3年目を迎えたこの私は耕地担当制と区担当の役目の拡充のためにも、この財源を伴う実施計画のアドバイザーとしてこの行政手腕を提供することによって、区会とか総代、この職務の軽減と合わせて、自治意識の強化と財政にも寄与するこの地域内分権の推進についての取り組むことについては町長は如何お考えでしょうか。所信をお聞かせください。

町 長 協働のまちづくり、自立のまちづくりということ進める中で、やはりあの地域の皆さんが自分たちの地域のことは自分たちが主体的にひとつ考えて、そして行政との連携の中で自助・協助・公助、こういう一つの役割分担の中で進めていっていただくことがいわれるまあ、この権限をどういうふうに地域が持つてということとは別にですね、平沢議員のおっしゃっておるこの地域分担のひとつの形であろうというふうに思っております。これは地域内分権というのはあの合併議論のときに、それぞれ地域地域にその法的な一つの権限を持たせた形で、支所あるいはその地域の組織づくりというものが謳われて、自治法には当然あるわけでありましてけれども、それとはちょっとこの自立を目指すまちづくりの場合の地域内分権というのは趣旨が違うかと思っておりますけれども、実態はやはり地域のことは自分達で考えていく。そのことのためにまあ町の制度としてございませ耕地担当制、耕地ごとの問題、それから新しく立ち上げる地域づくり委員会の課長職をもって充てる、これもまた地区の職員の分担制というものを、一部の補助金の支援も含めて対応をしていく予定でございますので、またそれぞれ各職員とも連携を取り、それから行政とも連絡を取っていただいて地域の一つの発展のためにつなげていっていただきたいというふうに考えております。

平沢議員 この問題はちょっと奥が深くて、更に突っ込んでいく必要があると思っておりますが、この飯島の協働のまちづくりへの第一歩として、この地域にある資源や人材、この特性を活かして、まあ例えばアグリネイチャー研究所の「フィールドミュージアムいいじま」、このいろいろなアドバイスをいただく中で、この自力で個性的な地域づくりに取り組も

町 長 うというこのルネッサンス運動と申しますか、そういう考えについては町長は如何でございますでしょうか。

町 長 まああの飯島町にも皆さんのご協力と意欲的なまあ取り組みの中で、道の駅のひとつの情報発信、あるいはまたアグリネイチャー、それから個々にお問い合わせをしておりますいろんなオーナー制度もございます。飯島らしさというものも個性もだんだん出てきたなあというふうには思っております。そうした日々外から見ていただいた眼も、お便りとしていただいております部分もございますので、そうしたところを今後ともできるだけまあ集約をして、まあルネッサンスまでというふうにいかどうか別にいたしましても、飯島らしさというものを今後更に充実して売り込んでいくというこの姿勢というものを大事であると取り組んでまいりたいというふうに思っております。

平沢議員 住民との協働のまちづくり推進についてまあ積極的に進めていっていただきたいと思っております。それでは、2つ目のテーマに入ります。本論に入る前に、山田教育長におかれましてはこの4月のご就任のお祝いを申し上げます。教育再生会議の第二次報告等、激変する教育行政に当たり、今まで培われてきた経験と広いノウハウを生かした教育の有り様を期待をいたしております。教育問題につきましては教育長に答弁をお願いを申し上げます。前任の同僚議員が教育問題について質問がありました。細部にわたってございましたので、私は心の健康に絞って行います。

町 長 それでは豊かな人間性の育成と教育について質問をいたします。21世紀に入り日本は少子高齢化、情報化、国際化が急速に進展し、政治、行財政、経済構造等社会のさまざまな分野で従来のシステムを見直す大胆な改革が進められております。このような状況下で社会システムの基盤であるこの教育の分野でも、新しい時代に適合すべし改革が積極果敢に進められてきております。この豊かな人間性の育成と教育制度改革も平成14年新学習指導要綱が導入されて、従来の学習内容から総合学習が登場し、学校週5日制の完全実施は、これは当初ゆとり重視に期待は高まる半面、学力低下の懸念も付きまといました。このような状況下で政府の教育再生会議が第二次報告を出しました。先程いろいろ答弁あったとおりでございますが、これは内容はやはり、ゆとり教育を見直し土曜日の授業ができるようにする、徳育を新たな教科とする、それから評価を反映して教員の給与に差をつける等、内容は盛りたくさんでございます。この新たな指導要領も年度内に改正されるという内容でございますが、先程飯島の現場においては変更はないといういろいろお聞きをいたしました。しかしあの基本計画はこれは国の指導要領に基づいて行われるものでありますから、この理念は先程お聞きしましたので、私はこの徳育を新たな教材にするこの取り組みをどう受け止めているかについて先ずお伺いいたします。

町 長 2項目目のご質問である豊かな人間性と教育の問題につきましては、教育現場の問題でございますので教育長の方からお答えをさせていただきます。

教育長 それではご質問にお答えいたします。ただいま徳育についての扱いであります。まだ具体的に学習指導要領が示されておられません。現行の学習指導要領に従って教育課程を編成しているところでもありますので、改めて先取して徳育を入れるというようなことはありません。今、教育3法が国会で審議されているところでもありますので、その推移を見守りながら、どのような形になっていくのか、その中で検討していくわけでありませ。ご指摘のありました徳育についてでもありますが、さまざまな議論があります。従来、道徳は教科、特別活動、道徳の時間と別枠でありましたが、ご指摘のようにそれを

教科として入れるということですが、伺うところによれば数値で示さないという話もあります。いずれにしましても国の政策を見守りながら、どのような形で現れてくるのかそれを待っているところでもあります。以上であります。

平沢議員

学校教育におけるこの人権教育と道徳教育についてお伺いいたします。最近では子どもの自殺が非常に多発する傾向にあります。先だつての6月8日の新聞に「学生、生徒の自殺最悪」「総数で9年連続3万人超」というニュースが報じられておりました。この内で内容を見ますと小学生が14人で去年の倍、中学生は22.7%増の81人とのことです。当町においても最近町外者ではありますが16歳の少年の悲しい事件は全国ネットで放映されました。学校教育においては自殺予防そのものがテーマとして取り上げられることは少ないと思いますが、人権教育それから道徳教育それから保健体育、健康体育、総合学習等を通じて学んでいくことが多いと考えますが、この人権教育、道徳教育においてはいろいろいじめの問題、少年犯罪、生と死についての教育、これらが絡んでくると思いますが、これをどのように対応してご検討なさっておられるのか実情をお聞かせください。

教育長

お答え申し上げます。人権教育はすべての教育の基本であるということをご指摘のとおりでございます。すべての学校の教育活動の特質に応じて全体を通じて推進するものです。児童生徒の実態から学校ごとに人権目標を定め、全体計画と年間指導計画を立てて取り組んでおります。一例を申し上げますと、今年度の七久保小学校における基本目標には、日常生活の中にある、あらゆる差別をなくすよう誰に対しても公正公平に振舞う態度と差別を見逃さない、許さない態度を身につけるといふふうに掲げてあります。各校においても文言はさまざまですが、同内容で人権教育を推進しているところであります。また人権教育月間を設け、社会に存在するさまざまな差別事象あるいは先程お話のありましたような心の問題にかかわる点についても指導しているところであります。道徳教育も今申し上げました人権教育同様、全ての活動の中で行っているわけですが、年間35時間の時間だけでは道徳教育の掲げる目標を達成できない、と申しますか、具体的な道徳の資質を高めるためには、全ての教育活動につなげる、この意味では人権教育と同じであります。この中で先程のご指摘にありましたように、命の大切さ、そのことについても扱っているところであります。以上であります。

平沢議員

大変奥の深い問題でこれは結論が出るものでないことは理解しております。今の子ども達にこの社会のルールをきちんと教えたい狙いはわかりますが、これまでの道徳教育を一応徳育として新たな教科に位置付けて行い、年度中には学習指導要綱が改正されるそうですが、先程ちょっと教育長申し上げておられましたが、この徳育と躰と非行防止にも関連するか判る範囲でお答えください。

教育長

徳育を学んだから即、青少年の犯罪が収まるというものではありません。学んだ知識を具体的な日常の生活に降ろしてこそ徳育、議員のお話にあった徳育の内容が身に付くものであります。理論と実践が伴わなければ単なる知識で終わる、そのように考えております。以上です。

平沢議員

先程申したとおり、奥の深い問題であると理解をいたします。それでは次にこの学校保健におけるテーマであります心の健康についてお伺いいたします。保健体育においてはこの指導要領が改正により、健康教育の一環として心の健康が取り上げられるようになっており、今日極めて重要なものとなっております。しかしこの学校医の多くは内科

医と小児科医であり、必ずしも地域の精神保健との関連がスムーズに行われているとは考えられない現状は理解いたします。学校における精神保健ニーズの高まりにつれて今後、子どもの心の健康を守るために学校保健と地域保健とのこの連携はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

教育長

学校内においては教職員全体で子ども達に心の健康について推進しているところであります。スクールカウンセラー、心の教室相談員、養護教諭など悩む子どものケアに当たっているのはご承知のとおりかと思えます。そのような体制も整えているところであります。保健室でも欠席状況、来室状況から児童生徒の心の健康を捉え、来室においては心理的な要因を把握できるよう問診等を行っているところであります。登下校時にも地域の皆さんには子どもの日々の様子を見てください、例えば「子ども見守り隊」の皆さんには日ごろから接して下さっておられるところでありますので、そのような場面でも地域の皆さんの力をお借りして子どもの変容を掴んでいただければ、というふうに思っております。以上でございます。

平沢議員

お答えいただきましたが、やはり息の長い地道な取り組みが求められると改めて感じました。不登校、対人関係の悩み、心身症、それから非常に多い接触障害等さまざまな背景が推測されますが、このような状況が疑われる場合においては先程教育長申したとおり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーこの連携で保護者の理解と協力を得て解決に取り組むという点をお聞きしましたので、この点の答弁は結構でございます。

次に教職員のメンタルヘルス、これは精神と心の健康であります。この対応についてお伺いいたします。近年社会環境の変化等によりまして教職員のうつ状態とうつ病が非常に増加傾向にあると言われております。子どもや保護者への対応を始めとして教育内容の変化など、さまざまな要因が考えられます。教職員の心の健康はこれは職員自身のために大切であると同時に、教育を受ける子ども達のためにも重要でありますから、職員自らが自身の心の健康やストレスへの気付きを高めるための研修の機会や、安心して相談できる窓口の取り組みも大切と考えますが、この対応策についてお聞かせください。

教育長

やはり子どもの前に立つ教職員が病んでいては大変なことであります。教職員の心の健康をメンタルヘルスについてはやはり重要な課題である、県の方でもそのような施策を持っているところであります。飯島町におきましては学校保健法、労働安全衛生法の2法に基づいて健康診断の進め、また事後指導を確実にするように教員同士がストレスにならないよう職場の雰囲気づくりに努めているところであります。具体的な内容であります。例えば飯島中学校においては学校安全衛生委員会等養護教諭を中心にしまして教頭、教務主任、保健主事等が職員の健康管理、メンタルヘルスに関わっているというふうにご報告を受けております。以上であります。

平沢議員

それでは次に子育て支援体制についてお伺いいたします。先日の人口動態統計で合計特殊出生率が6年ぶりに1.32に回復した、こういう報道がなされておりましたが、県内では1.44で0.02ポイント下回って依然少子化や各家族化が進行し、少子化対策、子育て支援、及び家庭機能の充実の重要性が高まる中で、まあ飯島でも本年から「こども室」及び「子育て支援センター」の設置は、これは利用者にとっての利便性の向上を図るとともに、この子育て支援施策と教育行政が一体となって子どもに関する一貫した施策展開への実現は、これは高く評価されるところであります。この子育て支援はこれは教育関係機関と児童福祉部門との協力が不可欠であり、子育て支援計画等の策定にあ

たってはこれは十分協議する必要があると考えますが、4月来まだこの日が浅くてこれはまだ緒につくにはまだまだ多くのハードルを越えなければと思いますが、この子育て相談、子育てグループの育成、障害のある子どもの親の会等、子育て支援体制の現状についてお聞かせください。

教育長 子ども支援センターが立ち上がって2カ月ほどありますが、報告によれば毎日のように子どもを連れてお母さん方が、幼児を連れて母親が訪れて利用しているという報告を受けております。またそうした機会を通して公民館活動の子育て講座とのネットワークが広がり、そういう機会に参加するというような動きもあり、緩やかな動きではありますが子ども子育て支援体制の実が上がりつつあるということをご理解いただければというふうに思っております。以上であります。

平沢議員 近隣の行政でも既に構造改革特別区域の指令を受けて子育て支援メニューに基づいて実施しており、非常に経済的にも社会的にも効果もかなり大きいとお聞きしております。今後、保護者の子育てに対する多様なニーズに応えて、少子化傾向に歯止めがかかり、子ども達が健やかに育つことを多いに期待するところがございます。これは要望ですから答弁はいりません。

次に生涯学習での心の健康の取り組みについてお伺いいたします。長寿高齢化社会といわれる今日では生涯学習の一環としてさまざまな講座や講習会、それからボランティアの養成等行われていることは理解するものですが、この現代社会は一方ストレス社会とも言われて、心の健康や精神障害に対する関心が高まりつつあると思われます。このような状況を踏まえて生涯学習の機会に心の健康とストレス、精神障害、うつ病について町民の理解を深めることが重要と考えますが、これらの活動の現状をお伺いいたします。

教育長 ご質問にお答えいたします。生涯学習の指針として町が策定しております飯島町生涯学習まちづくり計画パートⅡの中に、一人ひとりの命や尊厳を重視し一人ひとりが充実した人生を送り互いに尊重し合い、共生し主体的な関りの中でまちづくりを行っていくことを目標としております。そうした中で心の健康についても、ストレス耐性をつくる意味でも、生涯学習を推進しているところであります。以上であります。

平沢議員 ご答弁いただきました。当町でも生涯学習まちづくり計画パートⅡの施策で実施しているということですが、今後のこの生涯学習の進行方策については基本的には人々が生涯の何時でも自由に学習機会を選択して学ぶことができるということですが、その成果を適切に評価して、この生涯学習社会の実現に向けて只今策定しておりますパートⅢ、策定に多いに期待をかけるところでございます。この行政機関として地域住民と協力して社会の要請、地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供と、地域住民の生涯学習の支援と、生涯学習を通じた地域づくりを主体的に実施されるように示されておりますので、そこで1点目としてこの住民の生涯学習の支援について具体的にどのような支援策をお考えか、それから2点目として生涯学習を通じた地域づくりとはどのような地域づくりをお考えか2点併せてお伺いいたします。

教育長 生涯学習の推進。町としてどのような対策を行っているかということですが、公民館活動を通して各種講座を行っておりますし、地域においてもさまざまな活動が行われ、それに支援をしているところであります。地域づくり委員会が立ち上げられておりますので、その中でも地域における特色ある生涯学習の取り組みを更に進めていって

いただければというふうに思っておりますし、そのための情報提供を教育委員会からさせていただくというふうに思っております。いうならば学びのすべてが生涯学習ですから子どもから高齢者まで生涯学習、学校教育も生涯学習のための基礎部分を担っておりますので、あらゆる機会を通して生涯学習の充実の発展に教育委員会といたしましても支援していくところであります。以上であります。

平沢議員 子どもが育ち、親が育っていく姿の理念に胸を打たれました。と共にこの生涯学習振興の素晴らしいノウハウをいろいろお聞きすることができました。生涯学習まちづくりパートⅢの策定が積極的に行われていると思いますから、この新しい時代に適合した教育行政を要望いたします。

次に大きく3点目のテーマであります認知症老人対策の問題について質問をいたします。急速な高齢化社会の到来によりまして、人口に占める老人人口は著しく高まってきております。私も他人事ではありませんが、心は美しく健康に老いたいと願っておりますが、こと志と反意しまして老齢になるほど身体のあちらこちらに障害を生じ、入院通院など不本意な生活を余儀なくされるのが、これは実態ではないでしょうか。身体の障害について医療処置により治癒することは可能であります。完治しないまでも悪化を防止することができますし、施設整備もされつつありますが、問題は認知症老人対策であります。認知症老人を抱えている家庭の家族の悩みは極めて深刻なものがありまして、この多大な犠牲を強いられていることは町長もご存じだと思います。それでこの認知症の老人の推定はなかなかこれは認知症疾患の程度とか、この基準に該当するものとするものさしが無いだけに大変難しい問題であります。それで、認知症老人対策としていろいろのことがあると思いますが、特に増大している問題ですから3点提案申し上げますので、事項別にお答えください。

1点目としてはこの認知症老人及び認知症疾患の専門相談窓口を設置したらどうか。それから2点目として家庭介護の方法について啓発をすること。3点としては認知症老人に関する老人保健事業を充実すること。この3点について実施できるかどうか所信をお伺いいたします。町長。

町長 それでは認知症の老人対策ということで、3つの内容についてご質問をいただきましたが、先ず施策実現の考え方でございます。この認知症につきましても、日常生活は家庭内あるいは社会的にはほぼまあ自立をされておるとい、こういう方から始まりまして、大変まあ著しい精神行動あるいは重い身体疾患が見られる専門医療を必要とする方まで、様々個人個人の症状が違うわけでありまして、またその身体の状況も異なりますことから、支援が必要だというふうに感じられたら介護保険の認定を受けていただく、そして介護支援専門員と相談をしていただきながら、それぞれのサービスを受けていっていただくと、こういうふうに進んでいっていただきたいというふうに思っております。

なおまた認知症とは異なりますが物事に対する関心を失い、日常なんとなくまあ過ごしていらっしゃるような状態の方も多いわけでございますけれども、そうしたことが表れ始めましたら高齢者福祉を担当する保健師をご自宅に派遣をいたしまして、閉じこもりや鬱(うつ)にならないような相談に応じることができるわけでございますので、是非ひとつまた声をかけていただきたいと思います。なお認知症高齢者の介護者に対します施策といたしましては、この、やすらぎ支援の支援員の派遣事業というものを実施をしており

まして、この事業につきましては支援員の養成を平成16年度から行っております。利用希望者との調整をしまして、この4月に初めて支援員を派遣する業務を開始することができました。また介護者の方のリフレッシュを目的に介護者の交流事業を地域包括支援センターで実施しておりますので、介護者の方が多く参加をいただくことを希望しております。今後はこれらの事業の普及を図りながら、高齢者の虐待防止などに関しまず講演会を開催をするなどいたしまして、認知症高齢者の権利擁護に努めてまいりたいということでございます。

次に予防教室の開催でございます。認知症高齢者を対象とした介護予防教室の開催は予定は今のところしておりませんが、介護予防事業といたしまして、特定の高齢者向けの通所型の事業といたしまして、1つにこの運動機能の向上教室というのがございます。これはあの通称では「貯筋教室1型」いわゆる筋肉を蓄える教室でございます。これと2つ目には口腔ケア教室、口の中でございますけれども、「快口教室」と呼んでおりますが、この貯筋教室の1型につきましては5月の25日から教室を開講いたしました。なおまた特定高齢者の方の中には通所事業を遠慮される方もおりますので、理学療法士や保健師が訪問する訪問型事業を行っております。なおまた一般高齢者向けには通所型事業といたしまして、一つとしては運動機能の向上と栄養向上の教室、これは貯筋教室の2型というふうに呼んでおりますけれども、このこと。それから2つ目には認知症の予防教室、これはまあ通称で「寺子屋いひじま」というふうに呼んでおりますけれども、この教室。また更には65歳、70歳の誕生日のその月に介護予防教室等を開催をしておるわけでございます。なおこの貯筋教室の2型につきましては6月1日から本郷と七久保地区の教室を開講いたしました。田切地区につきましては7月の12日から、また飯島地区につきましては9月の12日からそれぞれ順次開講をしてみたいと思います。なおまた今申し上げた「寺子屋いひじま」の教室につきましては6月28日の事前説明会を行いまして、7月の1日から開講をしてみたいと思います。いずれにいたしましても今年も「いきいき検診」などの検診を中心にいたしまして、高齢者の方の実態調査を行いまして、特定高齢者の把握や介護の予防の啓発に精いっぱい努めてまいりたいというふうに思っております。以上お答えとさせていただきます。

議 長
平沢議員
これで質問は終わりとなります。
これで質問を終わります。

議 長
ここで休憩をとります。再開時刻は11時15分といたします。休憩。

午前11時00分 休憩
午前11時15分 再開

議 長
休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。
11番 松下寿雄 議員

11番
松下議員
それでは先に通告してあります一般質問通告書に基づいて質問をいたします。1として飯島町ふるさと大使制度と役割について。2として教育、子育てに関する諸問題についてを順次質問をいたします。初めに、飯島町ふるさと大使制度と役割についてをお伺

いをいたします。(イ)といたしましてふるさと大使(故)後藤純雄氏の飯島町に対しての功績についてお伺いをいたします。後藤純雄さんにおかれましては3年ほど前から体調を崩されまして治療をされておりましたが、薬石効なく去る5月15日にご逝去なされました。謹んでお悔やみ申し上げますと共にここにご冥福をお祈り申し上げます。町といたしましても弔意を表していただき友人の一人として大変感謝するものであります。

さて大使在任中は飯島町に対して数々の功績を残されたと思いますが、町長どのように受け止めておられるのかお伺いをいたします。

町 長
松下議員から飯島町のふるさと大使、この中で今まで大使としてお願いをしてまいりました(故)後藤純雄さんの飯島町に対してのご功績についてでございます。後藤純雄さんには飯島町のふるさと大使として平成13年に町のこの制度ができて以来、お願いをしてまいりました。お話のありましたように5月の12日の日にお亡くなりになられたわけであります。私も町を代表して葬儀に参列をさせていただきまして、感謝の気持ちとご冥福をお祈りを申し上げます。後藤さんのご逝去は、まだまだこれからふるさと大使としてのご活躍をいただきたいとご期待を申し上げておりましただけに、飯島町といたしましても大変まあ痛恨の極みでございます、残念でなりません。後藤さんの町へお寄せいただきましたご功績につきましては、現在の飯島町の町歌、この政策に関っていただきました。それからまた50周年の記念事業のNHKの公開番組であります「すこやか長寿」という番組の招致、また文化講演会講師の幾多の派遣協力、更には飯島町ふるさと大使交流会への中心的な取りまとめ参加もいただき、また後藤さんは全国ふるさと大使連名の協議会、全国組織があるわけでございますけれども、このまあいわゆる代表者、代表幹事として飯島町を陰に陽に全国にアピールをいただいております。飯島町にとって本当に多大なお力添えをいただきました。またこの6月の29日、もう間もなくでありますけれども飯島町文化館で予定をいたしておりますNHKキャスター、元キャスターであります、同じくふるさと大使としてお願いしております平野啓子さんを招いて、「平野啓子語りの世界」の公演開催につきましても最初の段階から大変ご尽力をいただきまして、ここに実現の運びとなったわけでございます。この講演会には後藤さん自身も一緒にまあお越しいただけるといふふうにお聞きしておりましたし、そのこともお話を申し上げてまいりましただけに、大変まあ残念でありますけれども、この後藤さんの最後のご好意でございます。これに報いるためにも是非多くの皆さん方にご来場をいただきまして、情感あふれる語りの世界を心に受け止めていただきたいというふうに思うわけでございます。以上ごくその一端を申し上げさせていただきますけれども、ここに改めて生前の町へのご功績に対しまして感謝を申し上げ謹んでご冥福をお祈り申し上げまして、お答えとさせていただきます。

松下議員
町長の答弁のとおり、本当に町のことを常に思い町に尽くしていただいた方だと思っております。町といたしましてもかけがえのない人を失い、残念だと思っております。

続きまして、ふるさと大使の活動状況は、ふるさと大使の任期は3年とするとありますが、見直す考えはあるかについてお伺いをいたします。ふるさと大使は現在9名になったわけですが、その趣旨に沿ってご活躍願っているのかどうか。大使設置要綱に大使への依頼事項がありますが、町はそれらを依頼しているのかお伺いをいたします。新聞

町 長

報道によりますと伊那市ではふるさと大使との連携を取る中で適切なアドバイスを受け、政策の一部として取り上げているやに聞いております。飯島町の大使としております素晴らしい方々が何人もおいでであります。人材育成会社の社長さん、ホテルの支配人をして方等多彩な人材がおるわけでございますが、今、住民からとかく問題視されている職員の接遇等また能力開発に対する研修会を行ったらと私は提言をしておりますが、行ったことがあるのかどうか。やらないとしたら何故やらないのかをお伺いいたします。

ふるさと大使の活動状況、大使の人気は3年ということのまあ一応の規定はあるわけでありまして、これらのまあ見直しの考え方。またそれぞれ持っておられるこの分野についての町へのまた活動の場をいただくということ等についてのご質問かと思っております。飯島町ふるさと大使の皆さん方には町の広報及び宣伝あるいは行政施策への提言、情報提供、要請をした会議への出席などを広くお願いをして、そのために町では情報の提供として広報やその他の刊行物を定期的にお送りをしたり、町の大使の名刺を公費で作成をさせていただいてお配りいただいております。ふるさと大使の皆さんそれぞれ職業が違いますので、これらを利用していただきながらそれぞれの立場で飯島町のPRや情報などを発信をそれぞれの場でやっております。ということでございまして、具体的に昨年は町政、飯島町発足50周年を記念して大使の皆さんに一堂に会してご来町いただきまして、ふるさと飯島に寄せる思い等を懇談テーマにして開催したところ、大変多くの皆さん方にご出席をいただきまして、町への提言などを熱く語っていただきました。そこでまあ任期の問題でありますけれども、町の大使設置要綱では委嘱の日からまあ3年間というふうになっておりますが、満了時におきましてあえて継続の確認は行ってはおりません。それぞれの立場で第一線でご活躍をいただいております方たちばかりでございますので、特別の事情で先方の方から申し出のない限り継続して大使としてお勤めをいただくような考え方をお願いしてまいりました。お1人過去にご事情で辞退をされてこられた方がおりますけれども、その他の方につきましてはずっとまあ継続をお願いして、ほとんどの方が制度創設以来からということで、もう既に3期目になっていただいております。従いましてまあ現在のこうした状況から設置要綱を見直して、その期限をどうするかどうかということとは考えておりません。今後とも今のような考え方の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。それからそれぞれの大使の方、いろんな職業を持ちながら、いろんなまたその個性のあるまたユニークなキャラクターの持ち主ばかりでございますので、お話にございましたような人材育成を手掛けておる職業としてやっております方もおりますし、こちらへお見えになったときにもいろんなお話をお伺いしたりして、そうした機会をとというようなことで考えてもおりますけれども、なかなかそちらの方とご都合で実現しないものもございまして、ある方についてはご承知のように議会でもまたご講演をいただいた経過もあるかと思っておりますけれども、職員共々にそうしたその第一線の都会中心の活動だけでなくで、地元にもまた招聘、お招きをいたしまして、機会あるごとにそうした立場でのまた町の取り組みにもご協力をいただきたいと思います。今後とも考えてまいりたいと思っております。

松下議員

まああの数々の多彩な大使がおるわけですので、是非あの実行を、私の提案を実行していただきたいと、今あの何故かと言えば行政運営も民間企業的運営を求められておる時代でございます。そんなことでまああの名前をここに、大使として名前が挙がって

町 長
松下議員

るので名前を申しますが、染谷和巳さんという方は素晴らしいその人材育成会社の社長さんというか、いま会長になっておるかと思っておりますけれども、まあその方にもいろいろと私もお話を聞く中で、まああの行政としてそういうことでお願いできればおそらく行政としては初めてじゃないかというような、そんなことで意気込んでおりますので、頼めば必ず来ていただけるし、良いお話が出来るんじゃないかと思っておりますし、まあそういうことで職員の研鑽、また議員との一緒に講演会とか研修でもいいと思っておりますけれども、是非そういうことを前向きに捉えてやっていただきたいと思いますと思っておりますが、町長もう一回確たるご答弁をお願いします。

前向きにひとつ検討をさせていただきたいと思っております。

まあ前向きというのはなかなかまい言葉で、信用していいのか悪いのか疑わしいところがありますけれども、是非まあ私は正直でございますので信用をします。是非今年度はやっていただきたいと思いますと思っております。

それでは 第2といたしまして教育、子育てに関する諸問題についてお伺いをいたします。(イ)といたしまして義務教育の一義的義務はだれが負うのかについてお伺いをいたします。まあ私が言うまでもなく義務教育は小学校6年、中学3年、計9年間をいうわけですが、その教育を受けさせなければならない義務を負うのは誰であるのかお伺いをいたします。

町 長

次の質問であります教育、子育てに関する諸問題の中で義務教育の一義的な義務はだれが負うのかということでの町長見解で申し上げたいと思っております。義務教育につきましてはご承知のとおり、次世代の飯島町、ひいては国の将来を担う子ども達が人格の完成を目指して、立派な社会人として生きていくために必要な基礎的な学力や体力を身に付けるための教育を提供をする場であるというふうに認識をいたしております。そしてその教育をすべての子ども達に等しく受けられるように、憲法において国民の3つの義務の1つとして、子どもに教育を受けさせる義務というもの定められておるわけでございます。義務教育のこの一義的な義務についてであります。子どもは生まれたときから親が養育の義務を負って子育てにおける躾や基本的な生活習慣を身に付けさせるための、家庭教育はもちろんのこと義務教育を受けさせるための一義的な義務は、法の趣旨からも当然親や保護者にあるものというふうに私は考えております。その点の細部等につきましては、詳しく教育長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

教育長

義務教育の第一義的義務は誰が負うのかというご質問についてであります。改正された教育基本法は、先程も申し上げましたが、旧法に引き続いて規定しているように、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負うことになってございます。また家庭教育の規定が、先程も議員のご発言の中にもありましたように新設され、法第10条には父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするのとあります。私はこのことはすべての教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえたものであるというふうに認識しております。従いまして、ご質問のありました義務教育の第一義的義務は、これらの条文に基づくならば、父母その他の保護者であると考えてよいというふうに思っております。付け加えて申し上げるならば、愛情を基盤にし、その上に保護者が自覚と責任を持って養育に当ることは当然である、先程もお答えしましたけれども、厳しさと情愛を持って子どもにしっかり向き合

い、家庭教育がしっかり機能し、親が親としての責任を果たす、その延長上に義務教育の第一義的責任を負うものであるという、過様に考える次第であります。更に子どもは自分らしさを確認し自分自身を一定の評価で認める心の働きがあり、最近ではそれを自尊感情、あるいは自己肯定感というようですけれども、この心の働きを好ましい方向に育て強化するのに重要な役割を果たすのが、最も身近の存在である親だと、様々な調査研究などから報告されているところであります。繰り返すことになりましても、元気に学校に行くよう、あるいは保育園に行くように送り出し、子どもの話をしっかり聞き、こうした小さなことが豊かな心を持つ子どもに育てるわけでありまして、法の趣旨ばかりでなく、自然に考えても義務教育の一番の責任は保護者に帰するものであると、私は考えております。以上であります。

松下議員

まああの何故こんな質問をしたかという、まあ私も含めてですけれども、保護者の方が全部とは言いませんけれども、この点についてやっぱり誤解をしておられる方が保護者が非常にまあ多いんじゃないかと、そんなことで私は質問をしたわけでございますけれども、今、教育長の答弁のとおり、やっぱり第一義的には保護者であり、またそれを国・地方公共団体がサポートすると、まあそういうことではないかと思えます。まあそういう観点からいって、義務教育の義務は第一番として保護者にあるのだという理解を得るうえで、なおかつ国・地方自治体も加わって教育の機会均等を保証していると受け止めていいんじゃないかと、そんなふうに思うわけでございます。そのようなことを理解していただければ、多少ともその保護者が学校行政に対する考え方が変わってくるんじゃないかと、今、何でもかんでもその学校が悪い行政が悪いというその保護者が割合と多いんじゃないかと、まあそんなことを危惧するわけでございます。その辺を保護者に十分伝える機会があるのかどうか、まああの生涯学習教育とかいろいろあるわけですけれども、入学式等とか家庭訪問の時とか基礎的な話を、そういうことについての基礎的な話をしているのかお聞きをしたいと思えます。

またここにあの、これは日経新聞の記事ですけれども、ちょっと目を通して見ますと、「迷走する親力」とあります。ここにちょっと読んでみますと、「昔はかつては豊富にあった親のモデルが少子化で失われ、子育ての方向感覚がなくなった」と、そういうことで、親が学校の物言わぬ協力者だったのは過去の話で、今は極度に自己中心的なモンスター親が猛威を振るっていると、お母さんに言って懲らしめてもらうと子どもが言って、校長先生がその児童の言動に困惑していると、同校では昨年、担任の指導に反発した親が母親が担任の交代を要求してそれを受け入れてしまったと、そういう事例があるようです。それで弁当のおかずは駄菓子、子どもが苦手だからと跳び箱の授業を止める、進級があぶないのに学校で指導してと取り合わない、とまあ、本当にいろいろと親が保護者が大変な時代錯誤というか、感覚でおるわけですけれども、それでまあ後からまた質問したいと思えますが、理由なく給食費を滞納する親も増え、家庭に連帯保証人を求める自治体まで現れたと、こういうモンスターの親をどうするか、まあそれでまあ教育再生会議でもいろいろと検討しておるわけですけれども、またその教育再生会議でもいろいろな意見があって、またまとまらないというのが現実でございますが、もうちょっと保護者の親育というかそういうその力をつけていただくような社会教育も大事じゃないかとそんなことを思うわけですが、答弁をお願いします。

教育長

今お話のありました点でございますけれども、入学式とかさまざまな儀式あるいは運

動会で子どもの姿を見てもらう、またこの3月までお世話になっておりましたけれども、教育事務所では上伊那PTA連合会、PTAの全体の組織で研修会がありまして、そのような折々にですね保護者に今ご指摘のあったようなことを中心に話題に取り上げていただくということで行っております。また各校においてもですね、学級懇談会等で道理の合わない意見があるのかどうか互いに考え合う、そういう場にしていただければというふうに思っております。まあ親がモンスターかどうかは別としましても、ある都市部では校長の80%の校長がですね、クレームをつけてくる親に対する悩みを持っているという教育関係の新聞に載っております。その中でも20%が何らかの金銭的な要求を受けたというものもあります。このことにつきましては首都圏の問題ではなく、やはり身近にも道理の合わない、義務教育を履き違えている、学校現場教育を託しているという意識の低いと申しますか、そのような親がいなくても限りません。従いまして、様々な折にやはり親同士がですね連携し、子どものためにとって何が一番より良い方向であるのか、担任も交えて相談をしていくことが更に大事ではないか、そういう時代ではないかというふうに思う次第でございます。以上であります。

松下議員

昔と違って学校は教育だけ教えていけばいいと、勉強だけ教えていけばいいという時代でなくなって、まあ先生方も大変だと思いますけれども、是非負けずに頑張っていたきたいとそんなふうに希望するものでございます。

それでは(口)といたしまして、行政としての子育て支援も充実してきていると思う。保護者の受け止め方はどうかについてお伺いをいたします。行政も財政的には大変厳しい中、重点施策の一環として子育て支援の充実を図り、保護者の精神的負担また財政的な負担を軽減すべく、努力を行っているわけでございます。子育て支援センター、放課後児童クラブの充実、保育料の軽減、継続福祉医療費の小学校6年生までの引上等、数々の施策を打ち出してきて、子育て支援に力を入れておるわけでございますが、このような施策に対して保護者の受け止め方というものをアンケート調査、聞き取り調査等しているのかどうかについてお伺いをいたします。

町長

町の子育て行政、まあ子育て支援等に対する保護者の受け止め方でございますけれども、これらの取り組みにつきましては今お話にございましたように、町も大変厳しい状況の中でも、とにかくこれからの町や地域を担う子どもというものに最大のまあ配慮を置きながら、財政・精神面両方からのまあ行政支援という形で取り組んでおるところでございます。保護者の方の要望やあるいは現状等もいろいろわけでありまして、町の担当部署あるいはまた教育委員会におきまして、いろいろ連携の中で施策を進めております。特にまあご承知のように今年度はこのことを組織的にも一本化した「こども室」設置、これに併せて地域子育て支援センターというものを保育園内に併設をして開所をいたしました。今までより、まあより充実した一貫性のある子育て支援施策を講じてまいりたいということで取り組んでおるところでございます。具体的にも七久保、今お話のございました施策の他にも、七久保地区に置きましても地域の皆さん方の大変まあ熱心な自発的なお取り組みもいただきまして、放課後の子育て支援というようなものも始まりました。これらを含めて予算の内容も含めて保護者の皆さん方の受け止め方、毎日支援センターの方に見えております皆さん方の声、あるいは町長との「ほっと懇談」、あるいは町長への手紙というようなものもございまして、始まって2カ月くらいのところでありまして、アンケートというような形で正式にはとっておりません

けれども、概ねまあ評価をいただいております、但しまだまだこれが本当に定着をして、保護者の皆さん方と一体となって子育て支援をしていくというのは緒についたばかりでありますけれども、そんなようなひとつの感じ方として受け止めております。細部につきましてもまた教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

教育長

ではお答えします。直接的なアンケートをとったわけではございませんが、利用された保護者の声の届られた声のいくつかを具体的に紹介いたします。1つ、町内には親子で自由に遊べる施設がなかったので支援センターができてうれしい。1つ、家ばかりいると親の生活が不規則になる、この場所に来ると生活が規則正しくなり次の日につながられるので良い。1つ、家では親子だけで過ごすから時間を持て余す、仲間と話ができるので毎日が楽しみ。その他ですね、同年齢の子どもの発育状況が見られて大変良い。という声が寄せられております。先程の議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、今、子育てに不安を持っている、あるいは自信を失いかけている親が増えているように思います。今紹介したいいくつかの声はそれらの背景があるように思っております。支援センターで紹介されて公民館主催の子育てに関わる情報を知り、サークルに加入するきっかけがつかめたなど、親の思いや願いがわずかではあります現実化されつつあり、大変良い好評を得ているというふうに理解しております。課題がないわけではありませんけれども、今後とも地域の要請に応えられる運営に教育委員会としても努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

松下議員

施策に対する住民また保護者の声を聞くということは、私は重要なことだと思いますし、今、教育長が言われたようにそういう反応が、良い反応が返ってきておるということは非常に政策として認められておると、そういうことで素晴らしいことだと思っております。まあいずれにしても声を聞く、それを施策に反映させるということが大事だと思います。

それではあの質問をいたします。少子化といわれている今日、ますます子育て支援の充実を図らなければならないと考えますが、今、小学生までの医療を無料というあれを6年生までですが、県内でもまあ6年までというのは少ないと思います。これを近い将来、中学校卒業まで引き上げる考えはあるのかお答えをいただきたいと思っております。

町長

今後の検討課題とさせていただきます。

松下議員

今後の検討課題と言われました。それではあの中学卒業まで町が負担をするとするならば、それらの財源はどのくらいになる額が必要とされるのかお伺いいたしますが、検討課題ということでございますので、次回までに資料提供をお願いしたいと思います。

町長

次回までに資料提供をさせていただきます。

松下議員

それでは（ハ）といたしまして、人間形成についてお伺いをいたします。私は法律論議ではなく現実の社会問題として、現状を踏まえる中で質問をしたいと思っております。戦前の第一次産業から二次産業、第三次産業へと大きく産業形態が変わってきておる中、また家族制度の崩壊による核家族化、夫婦共働き、流行語にまでなった「鍵っ子」そんな社会の変化により、保護者によれば0歳時から保育園に、人格形成上一番大事な時期に親と一緒にいる時間が少ない、結果として情緒不安定な子どもが多くなるのではないかと、それからまた自主性のない子に育ってきているのが現状ではないかと私は考えます。青少年にそういうことが結果として、青少年になり何かと問題を起こすようになるのではないかと私は思うものでございます。これは決して親だけの責任ではなく、企業、行

政が皆で考えていく問題だと考えますし、まあ既に大企業などではだいぶ子育て支援というか、育児休暇等も取り入れている企業が多いわけでございますが、私はせめて保育園に上るぐらいまでは親と一緒に生活できるような環境作りが必要だと考えます。まあ役場の場合には育児休暇があるわけでございますが、町内の民間企業にも導入できるよう行政、企業が一体となり検討すべき問題と考えますがお伺いをいたします。

教育長

ご指摘のように保育園に入園するまでしっかりと、母子がですね一体となって子育てをする、子育てに育むというのが望ましいわけでありまして。しかしながら経済優先の社会でございまして、なかなか一般企業にとりましては育児休暇が取れにくい現状が事実であります。先程のご質問にもお答えしたとおりでありますけれども、やはり学校や家庭だけの問題ではなく、議員ご指摘のように地域の様々な企業、事業所等がですね子育てについて真剣に考え合っていただくことが、少子化対策にも遠からず対策になるのではないかなというふうに考えているところであります。以上でございます。

松下議員

全くそのとおりで同感でございます。是非まあそのような環境整備ができますように行政も企業も一体となって努力をしていただきたいと思っております。まあ要するに今の子ども達は総体的としてやっぱりそういう社会環境、まあ育児環境で、どうしても愛情に飢えている、まあこれが端的な答えではないかと思っております。それで社会や保護者が今までの価値観というものを変えていく時が私は来ているように思うものでございます。

それでは（ニ）子ども、青少年を取り巻く社会環境についてお伺いをいたします。まあ子どもに対する子ども、青少年を取り巻く社会環境は大変複雑なものがあります。毎日のように新聞、テレビのニュースになっておりますが、家庭内暴力、尊属殺人、いじめ、不登校、また不審者等、町内に対象者はいるのか具体的内容についてお伺いをしたいと思います。

教育長

只今のご質問にお答えします。家庭内暴力、殺傷事件でございますが、対象者についての報告は受けておりません。また、いじめについてでありますけれども、飯島小学校、七久保小学校、飯島中学校共に特定の子どもが集団からいじめられている事例は現在報告されておられません。30日以上欠席が見られる不登校児童・生徒ですけれども、小学校で1名おります。現在教育相談員を中心に民生児童委員さんや学校保健師、児童相談所等、親も含めた検討会を開催するなどの対応を進めているところであります。なお七久保小学校、飯島中学校は長期間連続して欠席しているという児童・生徒はいないという報告を受けておりますが、登校渋りや数日学校を休むといった児童・生徒は見受けられておりますので、該当の子どもへは担任と相談室、関係の部所が連携を図りながら対応を図っているところであります。以上でございます。

松下議員

まあ当町においては大きな問題はないということで、結構なことだと思いますが、まあこれも決して他人事で済まされる問題ではない、何時近くにも現れる問題でもあるわけでございますので、気を引き締めて是非現場の先生方に頑張ってもらいたいと思っております。まあそんなわけで、いま日本は地域社会の崩壊、安心・安全が失われております。今までは考えられないようなそういう非行・犯罪が多発しております。これは意味が違うかも知れんけどまあ安倍総理も戦後レジームからの脱却を掲げております。これはすなわち歴史の転換点にさしかかっているのではないかと思うわけでございます。このままの社会がいいわけではありません。人間も自然の一部であります。環境破壊が進めば生態系も変わるし、人間も精神的、肉体的にダメージを受けます。それが今の犯罪社会

となって現れているのではないかと私は危惧するものであります。それで今まで戦後捨ててきたものを取り戻さなければならないと気づいてきたのが、自然との共生、環境保全、地域コミュニティの再構築、犯罪のない社会、子ども青少年、弱い者を助ける社会、愛情あふれる社会を目指す、このような考え方に変わってきたのではないかと私は思うわけでございます。それには更に町の重点施策としての生涯学習がいかに必要であるかということだと思っておりますが、その点どうかお伺いをいたします。

教育長 おっしゃるとおりでございます、人間は生涯にわたって学び続ける存在であります。学校教育は生涯学習の一部であるという認識を私は持っております。そのような中でやはり戦後の誤った部分、行き過ぎた部分を生涯学習を通して是正していく、共に学んでいくそういう時代ではないかなというふうに認識しております。以上であります。

松下議員 それでは（ホ）についてお伺いいたします。社会生活上守らなければならない躰はということでございます。先程の同僚議員の質問にもありましたが、「早寝・早起き・朝ご飯」といわれておりますけれども、朝食を食べずに学校に行く子どもが調査によると20%もいるといわれております。また朝食は食べるが1人で食べていくと、そういう子どもが40%もいるといわれております。町の学校の実態はどうでしょうかお伺いをいたします。小さいときからきちんとした生活態度を身に付けさせる、これは基本は食事からと私は考えますが如何でしょうか。

教育長 基本的な生活習慣であります「早寝・早起き・朝ご飯」の実態については現在のところ掴んでおりません。大事な問題でありますので学校を通して調査をしたいというふうに考えております。食育に関しましても今月は食育月間でございます。子どもの健全な成長を育むために食育は大事なものであるというふうに認識しております。以上であります。

松下議員 それでは質問をいたします。本来なら躰というものは、まあ昔は家庭家族がすべきものであります。また近所のおじいさんおばあさんが地域全体で行ってきたと思います。それが今失われておるわけでございます。戦前はお年寄りを大事に、物を粗末にはいけない、そしてこれはここで言っているのか悪いのかはわかりませんが、神仏に手を合わせ自然に対して畏敬の念、尊厳を自然のうちに身に付けてきたと思います。戦後はこれが個人に重きを置いた教育に変わり、自由、人権、平等の尊重社会に変貌いたしました。その教育が良い方向に向えばよかったですのですが、結果として私はよくなかったと思う1人です。何故ならば、責任のなさ、自己主張の強さ、自由平等の履き違いと、私は目に余るものがあると思われま。これは子どもの責任でもなんでもないと思います。社会全体で今一度考えていかなければならない問題ではないかと私は思います。まあ教育再生会議等でもいろいろと議論をしておりますが、地域社会全体で、くどく言うようですが、考えていかなければならない問題だと思いますが如何でございますか。

教育長 議員のご指摘のとおりでありまして、やはり躰というものは家庭が一番基本ではありますけれども、やはり朝、登下校のときに地域の皆さんもですね、子どもが挨拶するようにしてみるということも大事ではないかなというふうに思っております。私はしばらく電車で仕事場まで通っていた時期があります。朝、高校生に会いますと、最初のころはなかなか高校生は挨拶、まあ初めてでしたのです。大人の方から声をかけるようにしたところ、それがだんだん高校生の中に広がって、高校生同士が挨拶をするようになったという事実があります。やはり地域社会で躰ができる部分

はやはり地域社会でも協力してやっていく、支え合ってやっていくことが大事ではないかなというふうに思うところであります。以上でございます。

松下議員 それではあのここに「心のノート」という本があるわけですが、これは家のことを言っただけだと思っておりますが、まあ家の孫が今6年生でありますので、小学校5・6年ということで、この本を開いて教えてくれるのかって言ったら、これは全然開いては教えてくれないそうです。これは正規な教科書なのかどうかその辺もちょっとお尋ねするわけですが、これをまあちょっと目を通して見ますと、おそらく社会一般的に生活するに足りる躰、尊厳、全てがここに、小学校5・6年生の「心のノート」でありますけれども、だいたい社会生活通念上通用することが全て書いてあります。何故これを広げて先生が教えてくれないのかお伺いをいたします。

教育長 「心のノート」には文部科学省で発行しているものであります。で、その扱いについては特に定めたものはありませんが、道徳の時間等に使う場面もあります。内容的には確かに議員のご指摘のように当然のことを当然のように書いてあるわけですが、それがなかなかできないというのが現実でありまして、やはり学校ばかりではなく家庭においてもですね、そういうノートを介して親子で話し合ってみるそういう機会も大事ではないかなというふうに考えております。学校で扱っていないかどうか、あるいは何故そういう状態があるのかということは現在のところ掴んでおりません。以上でございます。

松下議員 まあ是非こういうせつかく良い教材がありますので、今、教育長言われたとおり保護者共々やっぱり勉強するべきだと私は思います。それでは最後の質問になりますが、給食費の滞納状況についてお伺いをいたします。今、全国的に保育料、給食費等の滞納が大きな問題として取り上げられております。町のこれは度々まああの他の議会の時にも一般質問で質問があるわけでございますが、今の現在の町の状況をご答弁願いたいと思います。また時間の都合上あれしますが、保護者としてのこの平等の原則からも当然負担すべきものと考えております。徴収方法などについてもお聞きをしたいと思っております。

教育長 私もこの問題については大変憂慮しているところであります。当町だけの問題ではなく新聞等で大変話題に取り上げられたところであります。この町の様子については次長の方から答えさせます。

教育次長 それでは私の方から給食費の滞納状況について申し上げます。平成18年度末の決算期における未収金につきましては、過年度分も含めまして総額851,000円となっております。給食会計全体と比較しますと約1.6%という数値になります。この数字は平年に比較しますと100,000から150,000ほど少なくはなっております。それから滞納世帯の状況で申し上げますと、給食費対象全世帯の約1.5%に当たる8世帯の方が滞納となっております。そしてその多くが職業が安定していなかったり、母子家庭などの収入不安定世帯というように認識をしております。未収金の徴収につきましては現在毎月少額でも定額に返していただいている方と、センターの担当職員が訪問して督促をして、いただいている世帯と約半々でございます。現在のあの給食費の徴収方法でございますが、ご承知のことと思っておりますが、PTAの皆さんの会計として取り扱わせていただいておりますので、本来ならPTAの皆さんにお願いをするところなんですが、教育的な配慮それから現金取り扱い上の事故防止の観点から口座振り込みで納入事務をセンター職員が行っております。以上でございます。

議 長 質問を終了してください。

松下議員 これで質問を終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後 0時 8分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長 会議を再開します。
ここで午前中の松下寿雄議員の質問の中で、乳幼児医療、子育て支援に関わる質問の資料提供の求める中で、次回までに資料提供をというような質問でございました。その「次回」という意味につきましては、9月議会のいずれかの機会にということですので理事者の方よろしくお願いいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員 それでは通告に基づき一般質問を行います。第1に「町民の日」制定についてであります。皆さんもお聞きになっている方もいらっしゃると思いますが、NHKで毎朝、「今日は何の日」というのが5時半頃と6時50分頃ですか、毎日放送されます。で、あの放送を聞いていますといろんな日があるもんだなということを思うわけであります。さて、昭和31年9月30日飯島町と七久保村が合併いたしました、新飯島町となり現在に至っているところでございます。昨年は新町発足50周年としているんな事業が展開されたところでございます。また一方では飯島町は平成17年度より町民の皆様の意思により、合併せず自立の道を今歩んでいるところでございます。私思うに、町民の皆さんが愛する郷土、ふるさと飯島町の歴史を振り返り、現状を認識し、飯島町に住んでよかったなあと感じ、また未来に想いを馳せるための1日といたしまして、飯島町と七久保村が合併し新飯島町となった日を記念をいたし、毎年9月30日を町民の日と定めることを提案しますので、町長の見解を求めます。1回目の質問は以上です。

町 長 竹沢議員から「町民の日」制定について町でも制定をしたらどうかというご提案でございますが、飯島町が合併をいたしました9月30日これを町民の日に制定してはどうかということでございます。町民の日または町の日を制定することにつきまして、今お話にございましたように、飯島町が今後自立をして持続可能なまちづくりを進めていくための1つの考え方ではあるかなというふうに受け止めております。国には建国記念の日、人には誕生日というものがあるわけでありまして、飯島町の誕生の由来を子どもや孫達に伝えると同時に、ふるさとを愛する心などを育むためにも、町にも町の記念日というものがあるといいとは思われますけれども、やはり一方でこのことは多くの町民の皆さん方のご理解と申しますか気運の盛り上がりがどうしても必要であるというふうにも思っておりますので、そうした土壌の醸成にも期待をかけてまいりたいと思っておりますけれども、また一方であのこの記念の日に何を求めて、どう義務付けていくかということも最大の要素でございますので、このことも含めて今後検討をしてみたいというふうに受け止めております。以上であります。

竹沢議員 只今、今後検討ということで答弁をいただいたところであります。ところでお尋ねしますが、長野県下で町民の日、市民の日、村民の日などを条例化している市町村があると思いますけれども、長野県には幾つほどあるのかお答えをいただきたいと思っております。

町 長 お話のございますようなこの条例でもって日を定めて、まあ何らかの記念の日、町の日、市町村の日というようなことは聞いてはおりますけれども、具体的なその数についての把握は現在いたしておりません。

竹沢議員 先程の答弁で、町民の皆さんの合意を得るような、そういう時間的なことも必要であるということではありますが、一つの考え方としてあの今年の9月30日はもうじき来るわけです。そういう意味の中であの良いことは早くやるということもありますので、今町民の皆さんの成型合意ということもありますが、例えば来る9月の定例議会に議案を提案していただければ19年度からスタートすることができるわけでありまして、詳細のそのどういうことをやるかということについてはまた後ほど提案したいと思っておりますが、そういうことについては如何でしょうか。

町 長 今回の一般質問でまあ突然なご提案、まあこの辺のところはあの以前にもいろいろと形の中で議論は一部にはあったやには思っておりますけれども、こうした公の場所でのご提案ご提言をいただいたのは初めてでございますので、今年の9月を期してまあ9月条例提案をしてその日を定めていくっていうにはちょっと性急な、時間的にもまた町民合意の上からも性急のような気がいたしますので、今後また新しい5カ年計画の取り組むテーマもでございます。総合的に判断をして今後の検討課題とさせていただきます。

竹沢議員 それではあの実施時期のことについてはちょっとお譲りするといたしまして、町民の日を制定してまあ何をするかということで、私なりにいくつかの提案をしてみたいというふうに思います。9月30日ですけれども、朝7時にですね有線テレビそれから有線告知放送、それから防災無線の同時放送で、町民の皆さんに対して町長が5分くらいで町民の日について放送してみたらどうかということが1つです。

2つ目には先程同僚議員のふるさと大使に関連をして、亡き後藤さんのお話もありましたが、飯島町の町歌「空の青に咲く未来」ということで、私も当時作成に関わりましたが、これはあの有線放送の告知ですねそれから防災無線で同時に朝と昼と夕方3回放送してみたらどうかということです。毎朝6時半からオルゴールですかね、そういう形では流れていますけど歌詞付きで町民の皆さんに流すということです。

3つ目ですけれども、飯島町の「いいちゃん」イメージキャラクターこれも当時関わったんですけれども、いいちゃんグッズの販売をまあこの日にですね行っていただくということと同時に、あの当時ぬいぐるみを作ったわけでありまして、役場へ訪れる人にどなたか職員の方にこのぬいぐるみを着ていただいて、総合案内とかインフォメーションによってそのお客さんにPRするという事はどうでしょうか。

4つ目ですが、飯島町観光協会が昨年度始めました越百の水を来客者に贈呈したらどうかということと、文化館を活用して桜を咲かす会の協力を得まして馬肉を活用した料理の試食会を行ったらどうかということです。

それから5つ目ですけど、文化館を活用いたしまして、地元在住の映画監督の協力を得てその監督さんの映画を上映するという取り組みを文化的なものとしてやったらどうかということです。

6つ目ですが、当日は役場だと各公共施設を開放して自由にこの見学をしていただ

くということにしたらどうかということで、とりわけこの役場の庁舎、防災センターですけれどもこれは国からの国庫補助受けとるわけでありまして、町民の皆さんに随時見学してもらおうよう国から指導を受けているはずでありまして、こうした日を機に大いにこの町民の皆さんに防災センターの機能というものを知ってもらおうということは如何かと思えます。

それから7つ目ですが、地元の飯島町商工会ですとかJAの皆さんに協力を依頼して町内の商店で商品を買う場合に、例えば消費税分5%全商品を割引てもらおうとか、飲食店で飲食を5%値引きしてもらおうとかいったことによりましてですね、たった1日ありますけれども、飯島町の消費拡大の日というふうにしてみたらどうかということがあります。先程町長答弁にありましたように、こうしたものを立ち上げる場合にいくつかのアイデアがあると思えますので、町民の皆さんから大いに提案をしていただいて、町民の日制定をしたらどうかということをごさいますして、加えて当日がですね平日である場合と、土曜日である場合と、日曜日である場合が想定されるわけでありまして。その場合にはそのいろんな取り組み方についてはよく咀嚼をして対応することが求められてくるのではないかとすることを申し添えるわけでありまして、以上の提言について町長の見解を求めます。

町長 これからの町の姿というものをできるだけまあ多くの町民の皆さん、またあの外部の皆さんに向かってもさうだと思えますが、知っていただいて、また町を愛する町を思う気持ちをひとつつめ置きいただくことへの努力というものは、常々まあ職員と共に知恵を出し合っというてやっておりまして、今それぞれいろいろご提案いただきましたことは、私どもの日ごろなかなか及ばぬ部分もございまして、大変あのありがたく受けとめておるところでございます。あの一つひとつの項目に対してどうのこうのということとは申しませんが、非常にあのインパクトのある部分もありますので、今後あの全体的にひとつの庁舎内部またいろんな場面に図りながら、ご協力いただけるものは外部からもいただいて、前向きに対応していきたいというふうに思っております。

竹沢議員 それでは続いて第2のふるさと大使の増員についてについて質問させていただきます。さきの同僚議員の質問にもありましたけれども、現在のふるさと大使の活動状況と併せて健康状態についてお伺いします。私も当時関わってお世話になっておりますふるさと大使で、淑徳大学の守永教授ですけれど現在ちょっと病氣療養中であるわけでありまして。そんな状況もございまして、とりあえずお答えをいただきたいと。

町長 次の質問でございますふるさと大使のことにしまして、先程も松下議員のご質問にも若干お答えした部分もございまして、それぞれお願いしとる方の、まあ具体的な名前も出ましたけれども、健康状態と活動状況でございます。飯島町のふるさと大使は昨年お願いをいたしました平野啓子さんを含めて、当初の段階では11名お願いしておりました。しかし先程お話申し上げましたように、後藤純雄さんが5月にお亡くなりになったということで、現在あの海外駐在在任、いわゆるフランスでございますけれども、芦部さんを含めて10名の方に活動をいただいております。そこであのそれぞれの皆さん大変まあ元気で、いろいろそれぞれの活動で頑張っておりますわけでありまして、お話のございました、あの年齢的にもいろいろ高齢の方若い方も、それから職業もそれぞれという形でありまして、お1人、これはあの竹沢議員もかつていろいろと関わりのあったあの「ジオクラブ」というのがございま

して、何回もお祭り等に来ていただいた方のなかでのこの守永さんだと思いますが、少しあの正式な文書とかいうようなことはまだ参っておりませんが、非公式の中ではちょっと体調を崩されておるといふようなこととございまして、心配しておりますけれども、またあの具体的な折衝をしながら今後の対応については処していかなきゃならんなあというふうに思っておりますので、そんなことで他の方は元気で今頑張っております。

竹沢議員 それではあの今ご答弁いただいた現在のお願いをしておるふるさと大使の皆さんについては、今後また益々飯島町のためにまたご活躍していただくように、町当局の方の取り組みもお願いをいたしたいというふうに思っています。そこでふるさと大使の増員ということなんですけれども、全国的な活動する方をふるさと大使にお願いするということは必要なわけですが、このことが飯島町に縁やゆかりのあるプロのスポーツ選手を大使にお願いしたらどうかということをご提案をさせていただきます。具体的な名前も申し上げませんが、先ず1人は男性でプロ野球の横浜ベイスターズで2005年に入団をいたしました日本大学出身の長身の左腕投手でございます。町長も熱狂的な横浜ファンですからご案内の方かと思えます。次に女性でプロゴルファーの方でありましてフジサンケイレディースなどツアー通算7勝をしとる選手で、既に生涯賞金獲得は3億円突破しておる女子のプロゴルファーでございます。この二人とも飯島町の七久保に縁がある方でございます。相手の方のまあ意向もあると思っておりますけれども、町長、ふるさと大使にお願いするお気持ちがあるかどうかお伺いをいたします。

町長 町のふるさと大使に特にまあスポーツ界で、現職のまあプロの選手として活躍されておる、まあお名前は出ませんでしたけれども、お二人の選手にそのことについて考えてみたらどうかということでありまして、大変まあこの辺の方についてはインパクトも強いわけでありまして、私もあの全とお目にかかって人となりを知っておるといふわけではございませんけれども、非常にあのもし実現できるとすれば、大変これは大使としてまたお願いできる範囲内での活動をいただけることは大変ありがたいというふうに思っておりますけれども、ご本人の方がどういう考え方をし、またそれぞれあのいろんな所属組織の方でございますので、しております。その辺の考え方も考えながら若干まあ接触をしながら、今後まあ息の長い選手だろうと、まだお若い方達ばかりでございますので、接触をしながら可能性については、探って行ってみたいというふうに思っております。

竹沢議員 それではあの只今の提案については可能性を見いだして是非お取り組みをいただきたいというふうに思っています。加えてあの関連ですけれども、あのそれこそ先日世界のトヨタ自動車工業の取締役会長さんが縁があつて飯島町へ訪れたわけですけど、この世界に股を掛ける会長さんをふるさと大使にお願いするちゅうことは無理でしょうかねえ。ご答弁いただきます。

町長 たまたまご縁でお立ち寄りをいただいたわけでありまして、まあ世界に冠たる雲の上の存在の方でございますので、ちょっとそこまでは無理ではないかなと。ただ今後まあいろいろ飯島町の振興に対して是非まあお力添えをいただければというふうに考えております。

竹沢議員 3番目の課題であります農地・水・環境保全向上対策事業と耕地未加入者の関係についてでございます。農地・水・環境保全向上対策事業は農家も非農家も共同で事業を行

うという精神で、組織も立ちあがり、動き出しているところでございます。そういうことで農家も非農家も含めて共同で行うわけですが、耕地に未加入の方にも間接的に受益があるということになると思います。耕地未加入者の皆さんは本事業の基礎部分である河川清掃など共同作業で行う、こうしたことについては参加していかないのが現状であるわけです。本制度は国が2分の1、県と町が4分の1それぞれ出し合って、その財源によりまして水路の改修等々行うとともに、トータル的なこの町の全体の自然環境を保全していくというところにその目的があるわけでありまして、そういう意味で耕地未加入者についてもその恩恵を被るというふうに思うわけでありまして、そういう意味でこうした方々について何らかの対策が必要ではないかというふうに思うわけですが、町長の見解を求めます。

町長

それでは次のご質問である、まあ最近取り組んでおりますこの農地・水・環境保全事業、これと耕地未加入者との関わりの問題で、それぞれまあ受益があるんだということの中でその対策の必要性はということでありまして、このお答えと同時にあの通告をいただいております、次に全体としてのこの未加入者問題も出されておりますが、ちょっと前後いたしますけれども、先にご質問の方からお答えをしまいたいと思っておりますが、お話にございましたが、この全国の農村これは高齢者、過疎化の進行に伴いまして農家だけでは今後の農地や農業施設あるいはこの環境というものを維持していくことはできないと、そのとおりでございます。飯島町でもその例外ではございません。この対策としては本年度から4地区に地区の農地保全対策委員会の組織づくりがされまして、大変前向きに取り組んでいただいております。従来から地域の皆さんが慣行としてまあ地域の全体の住民協働という形の中で、生活用水でもあるこの農業用排水路等の維持管理、草刈りからいろんな河川清掃からいうところの身近なところまで取り組んできていただきまして、地域に生活をしておられるこの農家、非農家あるいは耕地の加入の有無にかかわらず、全住民の皆さん方にこの活動に参加をいただくということがこの取り組身の主旨でございますので、また必要なことでありますので、町でもこれまでもいろいろこの積極的な参加への呼びかけをしまいたし、これからもしてまいりますけれどもやはり身近な地区の委員会活動の中で農家、非農家問わず、この活動への参加を共にひとつ呼び掛けて、参加いただけるようなムードづくりにひとつご協力をいただきたいというふうに考えております。

竹沢議員

そのいわゆるムードづくりに協力をお願いしたいということですが、抽象的でちょっと見えませんが、要するにその町が自立をしてですね、協働のまちづくりを一方で推進しておられるわけですが、耕地未加入者につきましてはいわゆる住民協働活動に参加していないわけでありまして、そういう意味から考えますとその前段申し上げた農地・水・環境保全事業にかかわらず、何らかのペナルティーを与えるという考え方も一つの案じゃないかなと思うわけですね。例えばの案ですけど、住民協働活動の負担金みたいなものを徴収する。分かりやすく言いますと、そうした作業に出るのを出ないということですから、出不足金ですね、こうしたものを町が責任を持って徴収するというのも一つの方法ですが、まあだいたいその耕地へ入らない方は税外負担が多いということが一つのネックになっていますので、そのお金を取られるなどということは、増して難しいことかもしれないと思いますが、そうした考えについては町長、如何お考えでしょうか。お尋ねします。

町長

まああの、町外からこちらへ移り住んでいただいた方、まあいろいろあの形はあると

思いますけれども、やはりあの同じように異口同音にこの飯島町の環境が良くて、飯島町のこの風土が良くてというこの町を想っていただく気持ちからまあ移り住んでいただいておりますというふうに受け止めておりますので、そのことはそのこととして大変まあ有難く受け止めますけれども、やはりそうするにはそれなりきのまた義務も果たしていただきたいということが半面あるわけですが、そのところがなかなかまあ難しいわけでありまして、であの具体的にそのことだけについてこのペナルティーを課すというようなことにつきましては、またちょっとこれは基本的な問題として如何かなというふうにも思っておりますし、現にあの高森町がそのことを義務付けたひとつの町民参加条例ですか、加入条約的なものが数年前に制定されまして、ご承知かと思っておりますが、大変反響を呼びました。その後まあいろいろお聞きするところによりますと、当然これはあの罰則規程、ペナルティー規程というものは設けるべきではないというひとつの法制の考え方もあって、そのことは入っておらないようでありまして、従ってまあそういうことだろうと思っております。で、やはりこれは自分たちの意識の問題としてとらえていただくことがやっぱり優先であって、ただあのいろんなゴミの問題やら生活環境の問題やらいろいろあって、地元がその個人にそのことを、協力費的なことを求めてやっていただいておりますはいくらかでもあるかと思っておりますけれども、行政がそのことを音頭取りで義務付けていくということは、ちょっとこれは、そぐわない問題だなというふうに思っております。

竹沢議員

ペナルティーも一つの例ということで受け止めていただけると思いますが、あの私の以前の一般質問でも申し上げましたこの、いわゆる耕地の未加入対策についてですけど、あの現状、転入時に役場の窓口でまあ通り一遍のわずかな時間での説明ですとか、あるいはまあその耕地周辺にまあお住まいになったときに耕地総代さんを中心にして、そうしたところにお任せっきりでなかなかこの耕地未加入対策っていうのは実効が上らないのではないかとというふうに考えるわけで、町としての抜本的な対策はないのかお尋ねをいたします。

町長

耕地未加入者の問題、まあ課題と申しますか、いろんな面であの支障があることは事実でございます、この一連のご質問の中でまあこのところが最初の入り口というふうにはまあ考えておられるわけでありまして、更なる町としての抜本対策はどうかということでもあります。現況申し上げましてお答えをしまいたいと思っておりますが、当町には耕地未加入世帯が現在300世帯強でございます。そこへ短期の滞在の外国人の方等も含めると750世帯を超えるまあ状況ということになるわけでございます。これはいわゆる住民登録上での世帯数でございますので、派遣会社が紹介をして住んでいただいておりますので、大変多くな世帯に映るわけでございます。そこでまあ今までも住民福祉の窓口等を中心に耕地加入を推奨したりお願いしたり、それから毎月の広報の配布時に合わせて総代さんを通じて承諾をいただいた上でこの転入世帯のお知らせをして、いろいろとまあ努力をしてきたところでありまして、なかなか本人の意思の自由な部分の問題もありまして、若干の効果は上がっておる部分もありますが思ったような効果が出ていないと、大変まあ対策に苦慮しておるのは、これは飯島町ばかりではございません。そんな状況でございます。まあこのことは先程の質問にも少し関連いたしますけれども、この町が良くて住んでいただいておりますということと半面ですね、なかなか

あの特に今の若い世帯の皆さんの考え方というのは、やはりその耕地の中に溶け込んで一緒にあってこの近所付き合いをしながら、まあ若干語弊のある言い方ではいけませんけれども、その義務を果たしていくと、一緒にあってまちづくりをしていくということが少しまあ欠けておる方が多いのではないかとこのように受け止めております。で、そういたしますとやはりあの町が目指しておる人口増活性化というもの、どうしても人口を増やしてまた若者を育てていくということとまあ、正と申しますか、相反する反比例的な考え方になってしまうわけで、だからといってまあそうした方へのまあ人口増を期待しないというわけにはまいりませんので、なかなかまあ苦しいところであるわけでありまして、当然まあ身近な生活環境の維持というものは、先程のいろんな行事や事業に参加をして、その考え方を果たしていただきたいというふうに思っておるわけでありまして、まあ今までのことだけでは、なかなか思うような行為にはつながっていないということもございまして、まあいろいろと最近も考えておりまして、特にまあ今までの対応に加えてですね、この新しく飯島に住居を構えていただく方、当然これはあの、まあ古家に住んでいただく方もあるかと思っておりますけれども、毎月と申しますかあの農業農振の解除等の手続きを見ておりますと、やはり主体は一部の農地を農地転用をしてそこに居を構えていただくというようなことが多いわけでありまして、最初のその地主さんのご理解をいただいたりして、この町の風土また考え方というものも併せてその住んでいただく希望の方にも伝えていただいておりますね、そしてその具体的に行政手続きの段階でもチラシ等を作って、是非そのことをまあ前向きに捉えていただいて町に住んでいただくというものも、ひとつ入り口の段階として、まああの手この手という形になりますけれども、ひとつ加えてまいりたいなというふうに、今、所管ともいろいろ指示をしまして考えておるところでございまして、まあこのことがあの全てプレッシャーにつながって、じゃ隣の市や町へ行ってしまふというふうなばっかになっても困るわけでありまして、まあこの辺もとにかく入れ込んだり、で、同時にまた家の設計もしたりそれから施工をしたりするという業者さんもおられるわけで、その方たちにも是非ご理解をいただいて、同じようなひとつ啓発にも加わっていただいて、いろんな考え方の中でまあ住んでいただく後には町の一員として同じようにひとつ地域づくりに参加いただきたいというようなことをしてまいったどうかというふうにまあ具体的に進めておるところでございまして。

竹沢議員 今答弁あったようなそういう取り組みもですね、是非今後前向きに行っていたかというふうに思います。それで先程の答弁で、事例としてもありましたけれども、その高森町のような全員耕地という自治会に加入するような、そういうことを義務づける条例の制定といったことについて研究するお考えがあるかどうかをお伺いします。

町 長 今のところ研究する考えは持っておりません。あのいろんな私もまあ親戚もあつたりするものですから高森町、まあ一つの切り札的な考え方として制定したと。その後各町村も非常にまあNHKなんかも全国テレビの放映でも出まして、注目を集めたんですが、後続する市町村がなかなか無いというようなことも承知しております。で、それやっぱりあの精神論的な条例でありますので、やはりきめ細かくこの地道な形でとらえていくことがいいんだと。当然まあ罰則規定なんかも設けられる趣旨ではありませんから、思うような効果が上がっていないというのが私も直面して感じておるところでございまして、今申し上げたようなことを主体にひとつ考えて、条例制定につきましてはちょっと

と今のところ心の中にはございません。

竹沢議員

わかりました。それで耕地の未加入対策の具体的な方法なんですけれども、私も昨年耕地総代をやりまして耕地として耕地加入のマニュアルを作りまして、強化月間を設定をして、七久保の区会議員の皆さんにも協力をいただいて、何回かお邪魔をして何世帯か加入をいただきました。そういう経験を踏まえて思うんですけれども、方法としてですね、町耕地担当職員の衆、いろいろやってもらう大変だけれども、耕地担当の職員の皆さんね、それから各4つの区がありますので飯島、田切、本郷、七久保の区の区会議員の皆さんのご協力、そして各耕地の総代の皆さん等の、要するにあの総代さんなら総代さんだけでやってとつてもですね、なかなかあのうまいかないことでもありますので、そうしたあの横断的なあのお願いに行く要請団とかオルグ団とかそういうものを編成してですね、であの何回か足を運ぶ中で一方的に押し付けるんじゃないで、何故あのそういう自治会に入らないかというまあいろんな理由がそれぞれあるわけでありまして、そうした事情も聞く中で、例えば10世帯のうち1世帯でも2世帯でもそういう行動を起こすことによって入っていただければ実効上がるわけですので、そうしたこと例えばお盆とですね、年2回くらい加入促進月間というのを設けて未加入対策をしたらどうかということをお考えです。先般もあの町長の各地区で行った懇談会の中でも、ある総代さんからもその耕地未加入対策についてのご意見が町長に対してあったように記憶しておりますけれども、あの町へお願いしてもね出来ないし、かといって耕地単独でもつちゅうことだもんで、その要するに横断的な組織で、区も含めてそういうプロジェクトチームといいますか要請団を編成して、期限を期って、目標を定めて取り組むということによると、いささかの成果も期待できるんじゃないかと思っておりますが、そういう方法について如何でしょうか。お答えください。

町 長

まあこの未加入者の対応につきましては、今までの経過、状況なんかも見てみますと、比較的町の在部の耕地等は非常にあの新しくお見えになっても、こうずっと加入いただける状況が多いように、密度が多いように見えます。中心部と在部では少し条件として、これもまああのその地域のまあその土地柄はありますか、みんなでこう携えてというような雰囲気があるその自然の流れにずっと入っていただけるそういう受け皿が、と申しますか考え方が順応されるのではないかとこのように思っております。竹沢議員の地元である柏木なんかも最近、あその近辺だいぶ増えてまいりましたけれども、かなりまあ地元でも努力をしていただいて、概ねまあ加入いただいておりますという状況、それから荒田耕地なんかにつきまして、あの駅の下の方の北林飯島線の近辺に最近20戸ぐらい増えてまいりました。ほとんど加入をいただいておりますという大変まあ有難い実績。それに比べてまあ中心部の方が、まあ個々にはいろいろあるかと思っておりますけれども、総じてそういう傾向がありますので、やはりそういった地元でのやっぱりこの雰囲気づくりというものが大事だと思います。でまあ盆暮あたりに行政も出動をしてというようなことがございまして、なかなかこれはうまいいくというふうに思えませんが、まあひとつの検討はしてみたいとは思っております。

竹沢議員

それでは4つ目の課題に移らさせていただきます。村井知事も現地を視察していただきましたこの町有林の列状間伐、合理的な方法で現在町有林の間伐をいっておるわけなんですけれども、この間伐した材、実際はあの全部が商品化するんじゃないで一部分だんですけど、それをどこへあの売却してどのように利用されているのかということをお伺

町 長 いをしたいと思います。あの飯島町の町有林ということは町の財産でありまして、その果実としての売却で財産収入が入ってくるわけですので、地元でも活用できる方法はないのかなという考えの中から質問するわけですのでご答弁をお願いします。

町 長 3番目のご質問の、町有林のまあ列状間伐材の活用関しまして、過日行った列状間伐の材はどこへ売却をしてどういう利用がなされておるのかということでございます。昨年度実施をいたしましたこの列状間伐、県下でもまあ初めての試みというようなことで非常に注目をいただきまして、知事、直にご来町いただきまして現地視察をいただいたというようなことでもございます。ご承知の池の平の町民の森の中にありますけれども、寺平地籍の町有林6 haで実施をいたしまして、上伊那森林組合のいま最先端の機械力と技術をもって仕事をさせていただきまして、その材は森林組合を通じて岐阜県の森林組合連合会の市場の方に販売をされました。まあ内容的にはこの列状間伐というのは、列の幅が3mぐらいのこの行線に沿って直角にまあ全ての木が伐採をされるというところから、檜35年生の山林であっても直径6cmから20cmの木まで、現場に置いて3mから4mの長さに整理して搬出されるところに非常にまあ効率的なメリットがあるわけがあります。若干数字でございますが、据え口が6cmから15cmぐらいの前後の材については生産林の15%を今占めておりまして、小割材として市場を通じて全国にまあ出荷をいただいたということで、あそこの「池の平」のこの町有林は先輩の大変なまあかつてのご尽力、今大変まあこの貴重な材として評価が高いというふうに位置付けられております。

竹沢議員 それでですね、提案であります、男女差別ということでご批判を受けるかもしれないけれども、男性の、男の子が生まれた場合ですけれども、まあ初節句に鯉のぼりやのぼり旗を立てるという習慣が当地方にあるわけですけれども、そこで、のぼり竿にこの間伐材を希望者へ贈呈したらどうかということをご提案するわけがあります。今はですねアルミのポールが普及しておりまして、3段ぐらいのやつを伸ばすと12m物がとか10m物がありまして、金額で95,000円くらいするわけがあります。この町有林の列状間伐材を有効に活用して、のぼり竿として活用するといいたしますと、ポールとは違いますがですね風に対して強いので曲がりませんから真っすぐですので、この、のぼりとかが気持ちよく羽ばたき、また鯉のぼり気持ちよく泳ぐという光景が見られるわけがあります。また檜科の間伐材でありますと費用がほとんどかからないわけですが、ただ問題点はあの扱いに大変重いということがございまして、これはまあ、おっ立てるのにこの大変苦勞するのが現実であります。この、のぼり竿の檜の間伐材を贈呈しておる実践例は今、七久保区が毎年あの耕地総代を通じて希望をとって七久保地区内については贈呈しておりますけれども、町民の皆さんに町の財産の町有林があって、そのやつをうまく有効活用してもらおうという意味での提案ですけれども如何か見解を求めます。

町 長 まああの町有林の間伐材を男児誕生のこのお節句の鯉のぼりに活用して、それを提供したらどうかということでございますが、町有林というのは代々の比較的まあ投資をして優良材として育ててきておりますので、比較的小径木であってもこの間伐材は修整材等も加えて、現場切り捨てというようなことでなくてですね、引き取っていただくと、有料で引き取っていただくということもございまして、それからまあなかなかこの奥山からの、ただ丸太でもって来ていただくというようなばっかりもいかないと思います。皮をむいたり適当な一つの処置も加えて、長さも相当長いもんですから個人の軽トラ程

度では到底出せれる問題でもございませぬし、そういうことをまあ全て町の責任で負担で今これを提供というこの状況にはそぐわないと思いますし、またそんな余裕もないかなというふうに考えております。今、区が七久保区がそれをやっておられるようでございますので、是非七久保区の方法が全区に行き渡るように、そしてまたそれに対して独自で区が取り組んでいただいて、この地域づくり支援というようなことの中で、ひとつの共助の考え方の中で取り組んでいただければ大変ありがたいなと思っております。

竹沢議員 只今の提案は男の子が生まれた場合のこの提案でありまして、女性のことやらないうち片手落ちかなということで提案するわけですけれども、あの男性でも女性でも性別を問わずですね、赤ちゃんが生まれた場合に、例えば南箕輪村で実施をしておると思えますけれども、例えばその広葉樹などの苗木をですね配布してはどうかということでもあります。子育て支援策の一環として、またこの地球環境問題への対応策としても有効ではないかというふうに思うわけでありまして、これはその苗を配ったらその方がお家へ植えるんじゃないかとですね、県立公園である千人塚公園だとか、他にいくつかありますが、そうしたこの空き地などについて、将来の10年20年を見据えた中で町のそのその植栽計画をですね立てておいて、その場所を指定して植えてもらうということにしたらどうかということなんです。そういうことを実施しますとですね、その広葉樹なんかの森もできるということと同時に、その植えたお子さんと親御さん含めまして、わが子の成長に合わせてその植樹した木の場所をですね、その子と親が必ず将来訪れるということが期待できるわけでありまして、まあ現在町としては「さくら守の会」ですとかまた「植栽ボランティア」とかそういう取り組みもありますけれども、子育て支援の一環また緑化運動といいますか地球環境保全といいますか、そういうことも含めまして、すくすくと子どもが育っていただくという願いも込めた、そういう苗木の配布をして植栽をしてもらうということを実施したらどうかということをご最後に提案をして見解を求めたいと思います。

町 長 ご提案のある趣旨は大変あの結構なことだと思います。これはむしろまああの町有林の間伐材どうのうんぬんに絡んでのことじゃなくてですね、まさに地球環境、この山林の持つこの効果、役割というものに着目したうえで、そうしたできるだけ木を植えて植栽をして二酸化炭素の吸収を促していくという、これはあの大きな課題でございますので、そういうことも捉えながら、そしてその育てることによって今の各小・中学校も緑の少年団等でやっていただいて、できるだけ山へ入っていただいて、その山の持つ有難さというものを身近に感じながらということをやっておりますので、そうしたことにもまあ波及してつてくれればいいなというふうに思いますので、またあの施策としてどうしていくか、どうこうするかはまた十分検討させていただくように、今後の検討課題とさせていただきます。

竹沢議員 以上をもちまして、通告に基づく質問の一切を終わります。

議 長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
(暫時休憩)
再開いたします。
5番 三浦寿美子 議員

5番

三浦議員

それでは通告いたしました3点について順次質問をしていきたいと思ひます。最初に定率減税廃止による影響についてということで私は質問をしていきたいと思ひます。格差社会が大きな問題となっている中で、今年定率減税が全廃となるということで、住民の皆さんに大きな負担がのしかかってくるということが出てまいりました。今まで非課税であった皆さんにも課税されるというような状況が生まれてくるということもあるというふうに思っているわけですが、今度の住民税がどれほど住民の皆さんにこのことによって影響があるのかということについては先ずお聞きをしたいと思ひます。付託として是非平成17年、平成18年、19年度でどのような状況が生まれているのかと。それから住民税が増えることによって様々な、例えば国保税、介護保険税、様々な影響を受ける部分があると思うんですけど、どんなふうな影響が出てくるのかという部分についてもお聞きをしたいと思ひます。最初よろしくお願ひします。

町長

それでは三浦議員から定率減税廃止に伴う影響について、減税廃止前とも比較してというふうなご質問でございます。ご承知のように定率減税は平成11年度に税制改正におきまして、個人消費の回復等を目指した家計の税負担を軽減することで、この目的で導入された減税政策でございまして、国は景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入してまいりました定率減税を最近の経済状況を踏まえて廃止いたしました。平成17年度までは個人の所得税額の20%相当、上限は25万円までが限度でございます。またこの地方の住民税額の減税額は15%相当、これは上限は4万円ということでございまして、それぞれ軽減をされてまいりました。しかしながらまあその後の税制変更によりまして、定率減税の段階的な廃止が決まりまして、平成18年度には所得税住民税ともに軽減税率を半分ということに第1段階されました。今年度からどちらも減税0ということで、元へ戻る形になったわけでございます。しかしまあこの定率減税の廃止によって非課税世帯が課税世帯に変わるということはございせん。また定率減税の廃止に伴う税負担額は、独身者の場合と夫婦子ども2人の場合とでは、収入によって負担増の価格はかなりの差が生じてまいりますが、国の試算によりますと独身者の場合では年収が300万から500万円と仮定した場合には、増加負担額は17,300円から38,000円になると、また夫婦子ども2人の場合には700円から17,600円というふうになってまいります。このほかの影響として、まあ所得額で負担するものは特に影響はないわけでありまして、この税額、いわゆる所得税や住民税の税額によるこの徴収によりますものにつきましては、いろんなまあ所得区分や階層区分というふうなものがございまして、この変更に伴って個人負担が増額となる場合が出てまいり、全てではありませんけれども介護保険料の一部や保育料の一部にその影響が出てくるということになります。まあこのことはあの既に1年前に2分の1軽減をしたときから大なり小なりそういう影響は出ておるわけでございますけれども、今度全廃に伴えば当然それが全てにそういう影響は出てまいります。しかしまああの急激な負担増というものは大変でございますので、激変緩和措置というものが講じられておきまして、例えば介護保険料では第3段階であった人が第4段階にこの減税廃止とともに上がったような場合には、平成18年度は基準額の83%、19年度は基準額の91%というふうな段階を経てその対応をしておるということになります。今申し上げましたように、この本年度定率減税廃止ということになりまして、所得税は平成19年1月から廃止、住民税は6月から廃止ということで、所得税がまあ先行しておるわけでありまして、この影響額で

三浦議員

ございますが、飯島町では約1,970万円の増収という形につながっておるわけでございます。以上でございます。

只今飯島町での住民税については1,970万円の影響があると増えるというふうにお聞きをしたわけですが。住民税が昨年よりも非常に増えると2倍になるというような状況が生まれているというふうにお聞きもしておるわけですが。例えば住民税の年額が、これはあの例ですけれども、45歳月収30万円の方が昨年の一時金が3カ月分と、扶養家族が3人で、うち16歳から22歳の1人、70歳以上の1人の場合ということだと、49,200円が96,000円になるというような状況が生まれるというふうになっております。こうした場合に、収入が所得が増えているという実態があれば、これはまあ税も増えても生活に影響はない、まあなんとか暮らしていけるかもしれませんが、所得が増えていない中で定率減税が廃止になったということで増税になるということに伴う生活への影響というものは、私は非常に大きな問題が今後生まれてくるというふうに考えるし、そういう実感がするわけですが。昨年も非常に驚かれた方がおり、全国的にも飯島町はそれほどたくさんではなかったというふうには前にはお聞きをしましたけれども、大変な驚きと共に町は一体どういうことだったのかと、どういうことなのかというような市町村に窓口でそういう問い合わせが殺到したということもあるわけですが、今回更にそれ以上の負担があるということですが。

そういう中でほんとに低所得、特に高齢者の皆さんは大きな負担になると思うんですけど、介護保険や国民健康保険、様々なところに波及して負担がまた増えていくと、雪だるま式に非常に負担が増えて、無いところからそういう負担が増えるわけですから、生活のどこかを切り詰めなければならないという状況が生まれてくるというふうになるわけですが。こうした場合に、住民の生活を守るという観点から考えたときに、この増税による住民の生活について減免制度など様々な方向で考えていかないと暮らしが大変になって、益々飯島町の状況、住民の暮らし、またそれに伴う町の中の活性化にも影響が私が出てくるというふうに感じるわけですが、その辺の住民への影響が今後どのように、まあ昨年の影響をどのように受け止めておられるのか、また今年のこの増税によって、どのような問題が生まれてくるのかというふうに捉えておられるのかお聞きをしたいと思ひます。

町長

まあ今度の定率減税の廃止につきましては、これはあの国の税制の一つの大きな問題であり、また十分議論をした政策の結果でありますから、1市町村単位でこのことにどう判断しての、これはあのやむを得ないひとつの法制国家の考え方でありまして、それはそれといたしましても、ただあの今度のこの定率減税というものが景気の回復、あるいはまた国家の財政状況というものを総合的に判断して、判断がなされた施策というふうに受け止めてはおります。ただまあ我々地方にとりましてはこのあの企業と中小企業との差、それから所得の格差というものも当然あって、なかなかあの地方に勤務する勤めの方あるいは自営業の方それぞれに一律にまあそのことが反映されるということ、必ずしもあの少し地方に配慮してほしい施策であるかなどというふうには思っておりますけれども、当然のことながら、これはあの個々の生活に影響してくることは事実でございますから、それはそれとして受け止めて、今申し上げた介護保険の負担金等につきましても、段階的なことを踏まえながら、それからまたあの保育料等にも1部、今後まあ国保運営審議会にかけてまいりますが、子育て支援との観点でどうい

ふうはこのランクが全て上がるというようなことで、決して軽減措置は継続していきたいという考え方を持っておりますから、その辺をどういうふうに噛み合わせて保育料設定というものを考えていったらいいか、十分検討してまた対応してまいりたいというふうに思っております。税制上のことはこれはやむを得ないというふうに思っております。あの1市町村単位のことではやむを得ないと。

三浦議員 只今、後からお聞きしようと思ったこともお答えいただいたように思いますので、ですが住民が住民の皆さんのその負担が増えたことによる生活が困難になった場合に、ではそういう皆さん、皆さんというかそういう方がもし町に非常に生活が困難になってしまったという申し出があったときにはどのような対応をされますか。

町 長 まあちょっとこれあの仮定の話で、今すぐこういう場合にはこうしますということは言い切れない部分もありますけれども、生活保護世帯への取り組みの問題につきましては、法に照らし合わせてやっていかなければなりませんし、それからいろんな相談についてはまた福祉の面それから子育て支援の面含めてですね、新しいまた、先程も質問出ておりましたけれども、相談窓口的なことについては十分配慮しながら、個々にそのお話を承っていくけれども、この町として増えた分の税金をいただかないというわけにはまいりませんので、これは税制上の一つの執行としてやっていきますけれども、対応だけは、また必要に応じてキメ細かくまあひとつ相談には扱っていききたいというふうに思っています。

三浦議員 個々の申し出によっては個々に対応をされるというふうにお聞きしたわけですが、例えばですね、国保税とか介護保険料様々な制度がある中で、減免措置など制度の中に盛り込まれているものもありますが、そうした中で対応ということが現実にまあ知らない、そういう制度を適用、自分ももしかしたらされるかもしれない、そうした方々も実際にはおいでになるのではないかというふうに私捉えているわけです。であの、なかなか知らないことは申請もできなければ相談もなかなかできないと、そういうことを広くやはり住民の皆さんに知らせていくということも私は大事だというふうに思うわけですね。例えばですね、障害者控除というのがありますね、その障害者控除も介護保険で認定をされて認められれば障害者控除の対象になるということがあるわけです。しかし知らなければ申請もできませんし、しなければ認定もされないと、しかし認定をされた場合には障害者控除が適用されて、もしかしたら1ランクに低く、住民税も少し楽になるかなということも起こりうるわけです。飯島町ではこの介護保険の対象の方が認定を受ければ控除の対象になるということを住民の皆さんに知らせられているかどうかということも私はお聞きしたい一つなんですけれども、その他にも例えば寡婦の方の控除ですね、老年者控除が廃止になりましたので、寡婦控除が対象になるという方もおいでになるというふうにお聞きをしております。また医療費も10万円以下でも所得が200万円未満の人には10万円が限度ではなくて所得の5%を引くというようなことの、そういうこともありますので領収書を、まああの取っておけばそういうことも対応できるとか、様々なそうした控除の対象があるということで、そうした住民の皆さんにお知らせをして、できるだけ大きな負担にならないような、生活に負担のかからない、当然の権利でありますのでこれは、こういうことを知らせるといことは大切なことですので、そうした考え、今どのようなそうしたお知らせの対応をしておられるのか、今後のそうしたお知らせをするにはどのようにやっていかれるのか、是非やっていただき

たい部分ですので、それから今現在、例えば障害者控除ですと過去5年に遡って還付される部分については税法では有効ですので、可能性のある方もおいでになるということも考えられますので、その点についても重要なことですのでお答えいただきたいと思

町 長 まあそれぞれのあの税を含めた公共料金的な負担金的なものについても、軽減あるいは減免措置というものについては、常にまあ、今回のこの問題にかかわらず当然のまあひとつの制度ですから、今までも説明責任の中で広報してきておると思っています。あの当然のことながら税制改正を伴った場合には必ずまあ所得税住民税の申告等に併せて、その内容をつぶさにお知らせをしておるはずでございます。町の広報等を中心にして。従ってあの今後ともそうしたことについては、当然のことながらその制度としての内容というものはつぶさにお知らせをして、また必要に応じてそれを相談にこの持ち掛けていただければ、対応するというところでございますので、それらの資料提供と申しますか情報提供については今後とも引き続いて実施をしていくということでございます。

三浦議員 障害者控除のその介護保険の認定を受けている方の障害者控除なんですけれども、どのようにお知らせして現在というか今回の申告についてはどのくらいの方が申請をされて認定されたかということは、大変にあの重要なことだと思うんですけど、その点についてお答えください。

町 長 ちょっと人数的なもの資料について今、私も担当課長も持ち合わせしておりませんので、また後刻ひとつご提供させていただきたいと思

三浦議員 ではそのような配慮をしていただきながら、これからも住民の皆さんにできるだけ親切な分かりやすいお知らせをしていただきながら、できるだけ住民の皆さんが生活に負担がかからないような方向で対応をお願いをしたいと思います。続いて私もう一つは次の項目なんですけど、住民の暮らしを守るための行政の役割ということで、お聞きをしたいと思います。今、先程は格差社会の大変問題になっているということも私申しましたけれども、ワーキングプアということが社会問題になっております。ですが生活保護基準以下の年金の生活をしている方も現実飯島の町内にもおいでになります。生活保護基準というのは飯島町の中で暮らしていらっしゃる方で、お一人で暮らしておいでのなるとすると、私の頭の中には約70,000円位が1人当たりの、一人暮らしだとそのくらいの生活保護基準になるのかなというふうに思っているのですが、間違っていたら訂正していただきたいんですけども、そうしてみますと私の知っている方では年金40,000円、45,000円位とそれだけで生活していらっしゃる方も、苦しい苦しいと言いながらいらっしゃる方もおいでになります。そういう方々の暮らしをどう町が支えていくか、これは当然健康で文化的な生活を営む権利があるというふうに憲法でも定められております。そのために地方自治体ではそこに力を注がなければならないというふうになっておると思っていますので、その辺の実態をどのように把握されておるのか先ずお聞きをしたいと思います。

町 長 次の質問でございます、この暮らしにまあ関連する行政の役割、ワーキングプア、この問題がまあ生活困窮者との絡みでどういうふうにまあ関わって考えているのかということでございますが、ワーキングプア、言葉としては働けど働けどこのなかなかそれが報われないというようなことだろうと思っておりますが、お話にございましたようにこの憲法第25条、これで保障されておりますこの生存権を実現する制度の一つとして制定をさ

れております生活保護法、この第3条には、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないというふうに規定をされておりますところから、生活保護法におけるこの保護基準というものが定められておまして、これには経済的生活困窮者が安心して暮らすための最低限必要な条件というまあ考え方があってございます。でこの制度は国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行ってその最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長も促すことも目的としておるといふふうにいわれておまして、地域ごとに保護基準が定められておまして、申請者個々の状況によって保持を算出されて支給をしておるといのが現状でございます。またこの生活困窮者との関わりにつきましては住民福祉課、福祉係とこれを相談の窓口として対応しておりますとともに、心配事の相談所の開設、あるいは民生児童委員や飯島町の社会福祉協議会等との関係機関十分連携をとって、生活困窮者のための相談支援を行っておるといことで、精いっぱい今努力をさせていただいておるわけでございます。

三浦議員

只今、町長からは精いっぱいそうした対応をしておいでになるというふうにお聞きをしたところですけれども、私の身近にも回りにも生活保護を受けていらっしゃる方もおります。私はよく知っておるわけですが、実態を。実は私の一番身近なところで生活保護を受けている方の息子さんが亡くなったわけですが、生活保護を母親は受けていたけれども息子さんは保護の対象にならなかったというのが実態です。その結果、医者にかかることを非常に我慢をしていたために命もなくしてしまいました。またあるもう一人の方は、非常に以前から体調が悪いと言っておられましたが、生活保護をなかなか受け入れてもらえない。自分で非常に困りまして、自分から何度も苦勞をして生活保護を受けれるような努力をして、ようやく受けることができるようになったというのは数年前の話ですが、その時に体調が悪いと訴えたにもかかわらず、まだ若いので働けるということで働けど、生活保護はとても無理だというようなことをさんざ言われておりました。しかしまあそういう中で努力をしながらいたわけですが、非常に生活は困窮して、外に出ればお金がかかるので初めのうちは引きこもっているというようなこともありました。その方が最近非常に体調が悪いということで、医者にかかってもいいかと、町がちょうどお休みでしたので、私のところに、行ってもいいかとどうすればいいかと言って来たので、それはあとでいいから、すぐに行きなさいと言いましたら、行ってすぐ入院でしたけれども、手術も必要な身体ですが、手術はできないと言われました。その原因は体調が不良だと言っていた時に医者にかかっていたらばもしかしたら治ったかもしれない、その時の病気が今に尾を引いて手術ができないと言われたそうですけれども、お金がなければ医者にはかかれないと、国民健康保険滞納していれば保険証も出してもらえない、それだけのお金もないというようなことになれば、なかなか医者にはかかれないわけです。また生活保護を受けることになったので、医者に行って来いとこの機会だから行ってらっしゃいと言いましたが、その方は皆さんの税金でやっとならしているのにとでもそこまでできないと、まあそんなに具合が悪いといっても、それほどまあなんとか暮らしていけるから、そんなにひどいと本人も思っていないようですが、私には愚痴をこぼしておりました。で、結局それが積み積み積もって長い目でみると、その時に医者に無理矢理でも行ってかかっていたらば、もしかしたら治っていたのではないかと私は非常に悔しい思いをしているわけですが

れど、ということで私は何が言いたいかと言いますと、生活保護を受けたいと受けなければ生活できないと体調も悪いと訴えているにもかかわらず、なかなかそうした対応、行政がしないと、若ければ若いほど働けると、なんで就職活動をしないのかと働かないのかと、尻を押したたくように、行く度行く度その度に言われるそうです。その結果がだんだん引きこもるといふ、鬱（うつ）にもなる、前にもお示ししましたが、お金がないと鬱状態になる人は非常に多いといわれますが、そういう状態になってきます。大変な問題に、社会問題だと私は思うわけですが、まあ飯島町ではどこか大きな都市のように申請も受けないと、そこであの手この手で申請さえもさせないというようなことはやっていないと思って信頼しておりますけれども、しかしその後の対応の仕方というのもの、やっぱりその方の立場、環境、訴えていることをやはりきちんと受け止めるということから始まらないと、今回の私の身近に何人もそんな方がいて悲しいんですけれども、そういう実態が生まれてまいります。生活保護を受ければ医療費を自ら払わなくても医者にかかることは十分できるわけです。しかし私の先程言った方は、いよいよになって行って入院をし、高度医療が必要な病気となっております。しかし手術もできません。そういう方が生まれてしまうようなことでは、今まで遠慮をして医者にかからなかったということが裏目に出てしまったということですし、大きな税金を費やすことになるわけですので、ほんとに暮らしを守る健康で文化的な生活を営む権利というものをどういう視点で行政が関わりながら支えていくかということを大きな問題だと私は感じているわけです。で、その辺の今後の対応の仕方というか、それはあのここの言えは県の関わりですので上伊那福祉事務所が関わってくる問題ですが、町の担当する一緒にそこに関わる皆さんが、どこまでそういう方の実態に思いを寄せて一緒に住民の立場で頑張るか、実際に受けられる生活保護というものは変わってくるというふうに思いますし、そういう点で是非私は町の行政、一生懸命対応している、あの実際にそうだと思いますけれども、やはりそこに心を砕くという、もう一つ私は押していただきたい部分があるというふうに感じているところなので、その辺について今後の対応をどのようにして、そこらの辺を、住民を大切にしていける部分でされていくのかお聞きをします。

町長

まああの個々のケースにつきましては私自身も承知はしていませんけれども、まああの生活困窮者、生活保護世帯も含めてですね、まあ法的にもまたいろんな窓口的な対応につきましても、分け隔てなく対応をさせていただいておるし、そういう制度になっておるといふふうに思っておりますけれども、ましてやあの町の窓口指導、相談に預かる第一線の現場として、住民の皆さん方の立場に帰ってですねこれはご指導なりご相談に預かっておるといふふうにしておるわけでありまして。決してあの、お医者にかからなくていいというようなご指導を申し上げたことは毛頭ないと思います。ただそのケースバイケースでひとつづつさにご相談をいただいて、で、担当だけで解決できないものはまたいろんな関係する機関もありますし、制度的にもいろいろ開かれておると思いますので、いずれにしてもこれはあの遠慮なく声をこちらの方へ上げていただいて、そして全体としてまあいろんな相談に預かって、何とか打開策をというふうを考えて、今までやってまいりました。これからもそれがまあ住民の目線に立った一つの対応ということで、わたし自身も常に職員も言っておりますから、そう今しておるはずでございますけれども、一層そのことにつきましても今後、意を砕いて、対応してまいりたいと思

三浦議員

ます。

是非そのように本当に住民の立場に立って、その方の暮らし生活を守るような立場で今後もよろしくお願いをしたいと思います。また生活保護を受けられた方はまたそういう状況ですけれども、いま現実には、先程申しましたけれども、生活保護基準以下の生活の中で生活保護を受けようとか、自分はこの状況だったら受けられるという現実があってもなかなかそういうふうには思えないというか、一生懸命そのある中で切り詰めて切り詰めて生活をしていらっしゃる方が現実にはいらっしゃいます。以前にもお話ししましたが、梅干し一つを見てご飯を涙ながらに食べるというような方もおいでになりますし、昼間行かれても真っ暗でいないのかと思ったら真っ暗い中においでになったりと、ほんとにあのあっちを電気消し、暗くなくてもできるだけ起きていないように早く寝るとか、テレビもできるだけ見ないようにするとか、ほんとにあの大変な苦勞をして切り詰めないと、必要な電気料やガス、食べることに必要な物や水道など様々なものが現実にお金として出ていくわけですから、その中にまた介護保険料など引かれて年金も更に減っていく、年金減っていますよね、そういう中で更にそういうものがまた介護保険料も上がったって大変だと、いくら経過措置で少しずつ増やしていくんだと言われても、増えていくには変わりはありませんし、ということは、年金は減っていると、実際に生活を営む部分のところではほんとに切り詰めないと生きていけないと、まあ家に野菜を作る場所があるからなんとか食べているという方も、これで何とかしのいでいるという方もおいでになります、現実ほんとにそうやってしないと暮らせない人もいます。そういう方は、私は生活保護の対象としてやはり行政がそこに関わるということが必要だと思えますが、本人が苦しいと何とかしてほしいと言わなければそういう対応が見逃されていくというのは、私はもう少しキメ細かな対応というのが求められるのではないかと、生活保護基準以下の暮らしをしている方を、まあなんとか暮らしているんだからまあいいでしょうと、というような見方になってしまっはまずいと思えますし、やはりそこらの辺の調査とか生活実態の中で必要とあらばそういうところに対応できるような実態の把握というものは、私、民生委員さんがいるからという問題ではなくて、民生委員さんになかなかそういうことも言えないという方もおいでになるわけですから、

議 長

ちょっと途中で三浦議員に申し上げます。質問要旨をもう少し絞っていただいて明らかにして質問してください。

三浦議員

というわけですので、そういうあのこれからのそういう方々への実態調査というか、実態を把握しなければ対応できませんので、その辺についてお聞きをしたいと思います。

町 長

まああの生活をしていく上で、生活困窮者と申しますか一つの国家の施策として、あるいはまた地方自治体の施策として手厚い保護と同時に、やはりこれも自立を目指す助長もひとつやっていっていただくというのがこの考え方の基本であると思えますので、ケースバイケースいろいろあろうかと思えます。町の対応といたしましては、これは同じ目線で公平にそうしたことに対処していくという基本的な考え方は変わらないわけにありますけれども、まああの梅干し一つで生活保護世帯以下の生活をしておるんだけれども公の税金等の負担ができないと、まあそうした方たちに税金の多額な課しておるとい状況はないかと思えますけれども、ただあの介護保険の負担金の問題だとかいろいろ出てくるかと思えますが、そういう方については是非まあ民生委員の活動に負うところもあるわけでありまして、まあ議員各位にもそうしたことを状況をまた見ていただき

三浦議員

ながら、地域地域の代表としてつぶさにまた、行政の方へお繋ぎいただければ、十分なまた対応と相談が道が開かれるのではないかとこのように思っておりますので、共々に是非ひとつ、あの今そのことを特別実態調査をしてどうのこうのと、これはもう今までの流れの中で十分把握して、その必要な対策を対応しておるわけでありまして、そうした広い意味でのまた方の把握、対応というものがひとつやっていく必要があるというふうに捉えておるわけでございます。

只今町長からは実態を把握されておるといふうに言われまして、私共議員もその辺に十分にそんなことも把握してというお話でしたけれども、是非行政として住民の暮らしを守っていくということ十分に念頭に置いて、是非キメ細かな対応をしていただきたいと思えます。なかなかそういうことを口にして手を自ら言うということは本当に勇気のいることです。そういう点でも是非あのしっかりと把握、そういう点での配慮をしていただきながら、把握もしていただき、対応をお願いしたいと思います。

次に、後期高齢者の医療制度について私お聞きをしたいと思います。後期高齢者の医療制度が来年度から発足をいたします。この後期高齢者の医療制度について介護保険と同様に年金から75歳以上の高齢者の方に新たな制度ができて、保険料は年金から差し引くというふうにお聞きをしております。そうしますと、また大変な負担がお年寄りの方達にかかってくるわけですが、医療を受けにくくなると、実際に先程も言いましたが、大変に定率減税の廃止による住民税の負担増また今の厳しい年金の中での生活の苦しさ、そこからまた後期高齢者ということで保険料が年金から引かれるということになったときに、ほんとに保険料は払うが医療は受けにくいということが現実に起こりうるのではないかと危惧されるわけですが、飯島町の中で確実な数字というわけには、来年度のことでいかなないということはおわかっておりますが、対象となる方がどのくらいおいでになるのか。それから現在老人保健で入っていらっしゃる方はともかくですが、扶養家族ですね、子どもさんの扶養となっている方も75歳以上ですと今度はそこから抜けてご自分で後期高齢者の医療制度に加入するということになるわけですね。その辺の対象となる方の把握もできておりましたら、どのくらいの方が影響されるのかということをお聞きしたいと思います。

町 長

3つ目の後期高齢者医療制度、来年から実施をされるわけではございますけれども、これについてまあ飯島町の対象人員あるいはそのどういう課題等があるかということになります、来年度平成20年の4月から75歳以上の後期高齢者及び65歳から74歳の寝たきり老人などでこの障害の認定を受けた方については、独立をした医療制度が新設をされます。これがまあ後期高齢者医療制度でございます、これに該当します飯島町においての人数で今の見込みで1,750人ぐらい、世帯数でいきますと約1,150世帯ぐらいというふうにご考えております。またこの制度の財政運営につきましては県ごとの広域連合で設立をいたしまして、保険料の決定、賦課決定、それから医療等の支給の事務を行いまして、市町村は保険料の徴収を行うという担当になりますけれども、原則として特別徴収という扱いになります。高齢者の皆様から新たに負担いただく保険料につきましては、患者さんの窓口負担を除いた残りの医療費のうちの1割分であるということになりまして、県下一律の保険料、これは11月ごろ決定となってまいります。全国平均では基礎年金の受給者、これはまあ今の所年間年金にして79万円ぐらいになりますけれども、この方は月900円、それ以上の方は月6,200円ぐらいとい

うふうにいわれております。当然所得の状況などに応じまして段階を設けて、軽減措置も検討されておるといふ今状況で把握をしておるところでございます。

三浦議員 飯島町で対象となるのは1,750人と今おおよそ、そうした数字ではないかというふうに言われたわけですが、大変に75歳以上ということで1,750人ということは大変なことと思うわけですが、たとえ900円でもまあそれがプラスαになるといふことは生活にそれだけ食い込んでいくということで大変心配なところです。また扶養を今までされていた皆さんも扶養家族が減ることですから、来年度からその分の控除がなくなるというふうには私に思うんですけど、そうした影響というのはどのように行っていくのか、お聞きしたいと思います。

住民福祉課長 只今ご質問のありました共済組合あるいは健康保険等の被扶養者について、75歳以上になりますとこの後期高齢者医療の方へ移行になりますので、そちらの扶養からは外されます。ただ税金の扶養控除とは関係ありませんので、これは今までどおり扶養の申告はできます。

三浦議員 この制度は先程、県の広域で事業運営をしていくということですので、非常に各自治体の実態とかそこに住んでいらっしゃる75歳以上の皆さんも、この制度が生まれてからの問題といふのはなかなか伝わりにくいというふうに感じているわけですが、先だって町村議会では代表として、下伊那の豊丘の議員の方と箕輪町の議員の方がこの協議会の中の委員として出られるというふうにお聞きをしたわけですが、住民の皆さんのそうしたこれからの制度が発足した後のそうした声をどう繋いでいくかという点では、どのような方法でそこに反映をさせるようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

町 長 まあこのあの後期高齢者医療の運営的な組織につきましては、前の議会でもいろいろとまああの規約の改定に伴っての議論をいただいたところでございますけれども、概ねまああの住民の一般代表も含めての組織ができるような形になりました。議会の方はまあ県下で5人という形で、当地域は下伊那の方から一人というようなことでございます。町村会の方も5人という枠があるわけでございますけれども、今、県の町村会本部の方で調整中ございまして、まだあの細部降りてきておりませんが、県下いろんな階層ごとにバランスをとりながら、全地域の声が届くような形で網羅していきたいと。まああの市町村ごとに1人ずつというわけにはまいりませんので、なかなかあのそうした声の届く範囲も限界が出てまいりますが、その辺につきましてはまた今後ともいろんな捉え方の中で、上伊那広域連合で集約して上へ上げるとか、また町村会の協議会も残っておりますのでその辺も含めて町村会へ上げるとか、いろいろな手法の中で、できるだけ私としましてもこの町内のいろんな声をお聞きした中で、上へ繋がるような努力をさせていただきたいというふうに関心しております。

三浦議員 それでは是非、住民の皆さんのそうした声が届くような仕組みづくりをしていただいで、対応をお願いしたいと思います。もう一度その辺の考え、どのような方法でというところはこれからでしょうか、そこら辺をお聞きしておきます。

町 長 制度が定着スタートする時点に合わせて精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。

三浦議員 終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時10分 散会

平成19年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成19年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

宮下 寿 議員
森岡 一雄 議員
内山 淳司 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡 一雄 2番 曾我 弘
3番 宮下 覚一 4番 坂本 紀子
5番 三浦 寿美子 6番 野村 利夫
7番 宮下 寿 8番 竹沢 秀幸
9番 平沢 晃 10番 内山 淳司
11番 松下 寿雄 12番 織田 信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林廣美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 吉川 恵子

本会議再開

開 議 平成19年6月12日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
なお本日は気温の上昇が予想されます。上着の着用を自由といたします。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。
今定例会より一般質問は一問一答方式で行っています。この質問方式は通告した質問事項単位で質問要旨ごとの順に基づいて質問して、答弁を求める、答弁をするという形で、一つの質問事項を終了して次に移ります。質問回数に制限はありませんが質問者の持ち時間は、質問時間と答弁者の答弁時間合わせて最大50分以内です。ただし答弁については50分を超えても行う場合があります。手順、方法、細部については先に検討し確認し合った内容によります。議員各位には一問一答方式の趣旨と狙いをよくわきまえて、わかりやすく簡明な質問に心掛けてください。答弁をする町長をはじめ町側の皆様にはその旨ご理解をいただき、質問された内容についての的確明快に答弁されるようお願いいたします。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

7番 宮下 寿 議員

7番 宮下議員 それでは通告に従いまして質問をいたします。私は3つの項目につきまして町長にお聞きをしたいと思っております。まず1つは、次期町長選挙について、2つ目としてふるさと納税制度について、3つ目としまして今後の町の財政確保についてということについてお聞きをいたします。若干ふるさと納税制度それと3つ目の財源確保については若干重複するところがあるとは思いますが、一つひとつお聞きをしてみたいと思っておりますのでお答えの方をよろしく願いいたします。

最初に次期町長選挙についてでありますけれども、任期満了に伴いまして11月に町長選挙が行われるわけですけれども、現町長としてどうされるのか、これはかなり町民の皆さんにとりましても興味のあるところであると思っております。普通考えられますのは、9月議会あたりあるいはそれより少し前の表明ということが考えられるわけですけれども、なぜ今回私がこの一般質問の一つとして取り上げたのかと言いますと、自立か合併かの非常に厳しい状況下の中で町長は就任をされまして、厳しい財政状況は今後も続くであろうというその中で、行政運営の舵取りをされている高坂町長の手腕を高く評価する1人として、続投される気持を持っておられるならば、今までの慣習などには捉われずに是非この時期に意志を表明すべきと考えますが如何でしょうかお聞きします。

町 長 宮下議員から、任期満了に伴う次期町長選に対する私自身への対応についてのお尋ねをいただいたわけでございますけれども、お話を伺いまして恐縮に存じております点、また力の至らぬ点、それぞれでございますけれども、初めてお世話になりましたから3年余り、議会をはじめ町民の皆さん方の温かいご支援とご理解ご協力、また職員の皆さんにも支えられて、いろいろな面で厳しく多くの課題を抱えながらも無我夢中で精いっぱい

宮下議員

い取り組んでまいりました。現時点で新年度予算もその執行が始まったばかりであり、自立、協働のまちづくりも緒に付いたところの今は、その課題に取り組むため任期中精いっぱい取り組むことが今現在の私に課せられた使命であるというふうに考えております。いずれ時期が来ればその進退について判断をしなければならないというふうに思いますけれども、現時点ではそのようにお答えをさせていただきたいと思っております。

只今答弁をいただいたわけですが、私としては非常に残念な回答であると言わざるを得ません。平成19年度の施政方針の中で、町長は飯島町に暮らす全ての町民の皆様が、安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じる事の出来る地域づくりまちづくりを行うことが私の使命であると思っております、と述べられております。また未来の飯島町を見据えた諸施策を的確に講じ、活力と創造に満ちた町の将来の礎を築くことを念頭に置き、全力を傾注していくと力強く述べられておりました。今も町長がおっしゃったように平成19年度の予算の執行が始まったわけですが、この予算の完全実行と町の自立維持を遂行していくためにも、町民の皆さんにはっきりとメッセージを送るべきだと私は考えます。この4年間の1期は道半ばであると思っております。地方分権改革がまだまだ不透明なこの状況の中で、飯島町が進むべき道を方向付けて行く時期が今であり、その先頭に立つのが町長であると思っております。町民の皆さんが安心して暮らしていくためには、確固たるリーダーの存在が必要不可欠だと思います。道半ばでリーダーがもし代ってしまうような不安定な状況は、町民にとってもマイナスであるということはあるわけでもありません。私は別に町長を困らせるためにこのような質問をしているわけではございません。これをいい機会だと思っただけならばと思って質問をしているわけですが、その点如何でしょうか。

町 長 私が就任以来、かねてから申し上げてまいりましたこのまちづくりに対する思い、今言われたことにつきましては、現時点でいささかも変わっておるわけではございません。今全力でそのことを遂行中ということでございまして、またいずれ時期が来ればその判断はさせていただくということで、繰り返しになりますけれども、お気持ちはありがたく受け止めておきますけれども、そのようにお答えさせていただきます。

宮下議員 はい。非常にこの今日の私の1つ目の質問については、かなりの町民の皆さんも、凄くこう気にして聞いておると思っております。まああの町長の1つひとつお考えはあると思っておりますので、まあ私が強引にもう表明をしてくれというようなことは申せませんが、まあこの質問を続けていてもずっと納得の、私が納得をするような答えをいただければどうも思えませんが、最後に町長、これはあくまで私が感じていることです。町長は2期目もやるつもりがおありだと思っております。一刻も早くできる限り早く支持者の皆様のため町民の皆様のためにもメッセージとして発信をすることを、おせつかいだとは思いますが、お薦めいたします。その辺を最後にお聞きしてこの質問は終わりたいと思っておりますのでよろしくご答弁をお願いいたします。

町 長 再度まあお気持ちは大変有難く受けとめさせていただきますけれども、その辺のところにつきましては慎重に判断をさせていただきたいと思っております。

宮下議員 はい、この件につきましてはとりあえず以上とさせていただきたいと思っております。若干不発に終わってしまったかなという気もいたしますけれども、帰って町民の皆さんにもっと突っ込めと言われるかもしれないかもしれませんが、まあ町長のお考えあると思っておりますのであまり無理を申し上げてもいけないと思っておりますので、私もちょっと自重をさしていた

だきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。ご存じのとおり「ふるさと納税制度」についてでありますけれども、現在政府与党が検討を進めているふるさと納税制度について、5月の29日の信濃毎日新聞には村井知事や中原駒ヶ根市長の見解が出ておりましたが、町長の見解はどうかということです。ご存じのとおり、この制度は住民が納める住民税の一部を居住地ではなく自分の出身地など他の自治体に納付することを認める納税方法でありますけれども、村井知事は課税というのは強制力を伴うもので、こっちへ収めたいあっちへ収めたいと、納税者の意思が働く世界ではない、ほとんど構築不可能な制度だと思ふ、という否定的な考えを示しておりました。

また中原駒ヶ根市長は自治体間の格差、ひずみの是正を図ることは必要で結構な発想だという期待感と、対象となる個人住民税は本来行政サービスを提供する自治体に納めるもので、場合によっては公平感を欠くこともありうるという、導入に向け議論を深める必要があるとの認識を示しておりました。その後テレビの中で鷺沢長野市長も、うれしいが仕組みが複雑化するのではという懸念と、考え方は理解できるとしていました。このように各自治体の首長は様々な考えを示しており、6月5日の地方6団体の全国大会においては、税源偏在是正の検討課題と一体的に議論すべきだとの表現に止めておりました。このような中で高坂町長はどのような認識、見解をお持ちか先ずお聞きをいたします。

町長

2つ目のご質問であります、ふるさと納税の制度について町長の認識、見解ということでございます。私といたしましては、この考え方については基本的には賛成でございます。ただその制度、仕組みについては「ふるさと」であるこの我々の自治体、この事務負担があまりまあ増幅しないように最大の配慮をしたうえで検討をいただきたい、というふうに率直のところ思っております。ふるさと納税制度には2つの方法が今議論、考えられておるところでございます。ちょっと触れてみますと、1つは、個人の所得税一定割合を個人が育ったふるさとに納税するという考え方の線、もう一つは現住所のある自治体に収めている住民税の1割程度を住民が希望すれば生まれ故郷などに振り向けることのできる考え方の線、この2つが今議論をされておるようでありますけれども、まだまだ他にもまあ選択肢があるというふうにいわれております。で、今盛んにまあ議論をされているのは、現住所のある自治体に収めているこの住民税の1割程度を住民が希望すればその生まれ故郷などに振り向くことができる制度がまあ中心というふうになっておるようでありますけれども、まあそこであのお話にもございましたが、地方に生まれ育ったこの都市住民にとっては幾つになってもこのかけがえのないふるさとへの、まあ望郷の念と申しますか、ふるさとはいつまでもまあ清く美しく、そして発展して欲しいという思いは皆同じだろうというふうに思っております。そのふるさとへの恩返しをしたいという思いは、誰もが大なり小なり心の中にありまして、極めてまあ関心を引く制度というふうに考えます。

しかし一方では今もお話にございましたが、住民税は本来、現在居住しておる自治体から受けるこの行政財政サービスへの対価という形が原則でございますし、また、税の公平、中立、簡素といったものが大前提である等の面から考えますと、大変まあ複雑な仕組みになるのではないかとということも言われておまして、今後まあいろんな面で伯仲したこの議論が展開をされるのではないかとこのように思っています。我々にとって

宮下議員

は特にまあ地方の我々にとってはこの故郷を思い納税を希望される方がおられるということは、大変まあ有難いことというふうには考えますけれども、いずれにいたしましても、近く発表されますこの経済財政諮問会議でやっておりますこの今年度の骨太の方針、これにまあ基本的に組み入れられるというふうに今日あたりも報道されておりますので、いずれこれは国の税制調査会等へ議論が移って、進んでいくものというふうに思います。他の自治体と共にこの何とかいい形での実現に向けた要請を行っていくとともに、その推移を今現在は見守ってまいりたいというふうに思っております。

はいありがとうございます。やはりこの制度そのものの議論といえますのは、私たち地方の自治体が云々いろいろ言ったところで、やはり基本的には国レベルでのそういった決定の後という話になっていくわけですので、今日の先程他の議員の方からもお聞きしますと、ちょっとNHKでもやはりこのふるさと納税制度についてやはり様々な意見があると、やはり捉え方がなかなかこうみんな一致したような形にはならないであろうということになっているようであります。

でまあ、この制度のことをですとね6月の6日の信濃毎日新聞に興味深い記事が載っておりました。これはあの日本総研主任研究員の山中氏という方の見解ですけれども、この制度については税源が奪われる東京都などの都市部自治体と税源の拡大になる地方の自治体との税源闘争の様相を帯びていると、しかし単なる地方対都市といった視点ではなく、自治体間競争の促進や地方の人材流出問題の一つの解決策というような、この国の形を変える可能性を秘めているとの立場から眺めることが重要である。この制度はこれまで国が決定してきた納税先を納税者が一部選択できるようにする点で画期的である。納税者の選択権が広がると国民の納税意識が向上し、有権者として政治、行政全般への関心も高まると考えるからだ。また納税先選択により一種の自治体間での競争原理が働くことになり、自治体における行政改革も進展するであろう。改革に不熱心であったり、不祥事が起きたりする自治体は納付先に選ばれない可能性が高い。納付先の選択は国民全体の自治体への監視機能強化にも繋がる。更に人材流出に悩む地方の自治体の発展に尽くしたいが、有効な手段を持たない地方出身の都市居住者にとってひとつの解決策を提示することになる、とありました。

この制度につきましては今も町長がおっしゃったように、この6月にまとめる政府の骨太の方針の中にも地方税財政改革の具体的手段として、ふるさとに対する納税者の貢献が可能となる税制上の方策の実現に向け検討するとして、寄付金の税額控除の適用にも含みを残しながら明記をされていくようであります。このように、ある意味政府は本気でこの制度を検討する考えでいると思われそうですが、今の点について町長どう思われますかお聞きいたします。

町長

今、宮下議員のご紹介がございましたこの信濃毎日新聞の経済展望台、私も見せていただきまして、非常にあの興味深く、またあの非常にあのこの方のおっしゃっていることが当を得ているんじゃないかというふうを受け止めさせていただきました。今あのそれぞれお話のあったこといちいちまあごもっともだなという実感とともに、特にあの最後の方に書かれております、今私どもはこれからのまあ地域を担う、例えばまあもっと大きく言えば国を担う若者を、子育て支援、子ども行政のまあ充実という形で捉えて、大変厳しい状況の中でもそのことにまあ先行投資といえますか、人材育成のためにこの税源を使って人材育成をしていこうというところで、まあ精いっぱい努力をしておる

わけでございますけれども、できればその将来の卒業生が皆地域に帰ってまた地域のために働いていただければいいわけですが、中にはやっぱり人によっては都市部に出てまたそれぞれの人生を歩んで成功していくということ、これもまた結構だとは思いますが、そうしたあの初期段階でのこの町民の皆さんがみんなで応援して人材を育てたことを何らかの形で地域に見返りとして思っていたらいいですね、そのことの一つの考え方がこのふるさと納税制度というようなことにも一部として繋がっていただければ、これはまた非常にこのみんな地域を想いながら人間関係のこのいろんな構築の中でも有益な働きになるんじゃないかというふうに思っておるわけでございます、この内容につきましては私も全面的に共鳴を致した次第でございます。

宮下議員

町長もあの記事を読んでいただいていたという部分で、非常に私も一緒にあの部分を共通して読めたという部分ではよかったなと思っております。そこで私が何故このふるさと納税制度についてってということでお聞きしたかと申しますと、この制度につきましてはやはり先程も申し上げたように、やはり国のレベルでの決定という部分でありますので、なかなかこちらの意見がどうのこうのと反映できるっていう部分がどの程度あるかということについては疑問なわけですが、私はですね、この地方の自治体としてこういった議論をされるこの制度を1つのヒントとして見るべきだと思うわけです。それこそこの制度が決定したわけではまだありませんし、今からバタバタする必要はないと、動向を見極める必要があるといわれるかもしれませんが、ちょっと視点を変えてみますと、今の世の中、全国どこにいても飯島町がどのような町か知りたいたいと思えばできるわけです。人口ですとか産業形態から始まりまして決算カードによってこの町の財政状況、町の特色などおおかたのことは分かってしまうわけです。町民のための行政執行はこれは当然のことではあります、このように町内、県内、県外の人々に対してわが町をアピールしていくためには何が必要なか、何をしなければいけないのか、魅力は何なのか、こういった視点にこの制度そのものを置き換えてみるということではできないでしょうか。先程の山中氏の中にも文章の中にもありました、若者を育成しても大学進学などでその多くは地元を出ていくため、高校までの教育をいくら強化しても返って地元が衰退していくと、教育、育成するために費やした税金が回収できないと、まあ非常に凄いことをあからさまに書いておられましたけれども、ある意味それは当たっている部分があると思います。出ていった若者が、故郷に帰ろうという気持ちを持ってもらえるには何が必要か。帰ってこれなくても故郷に何かできないだろうか。これがふるさと納税制度という地方税財政改革の一つの手段とともに原点であるのではないのでしょうか。企業誘致や人口増対策の一環としても、この制度をヒントに是非いろんな対策を練って行ってほしいと思うわけですが、そのあたり町長は、私が今申し上げたちょっと視点を変えたこのような部分をどのように捉え、今後の展望をお考えになっているのかお聞かせください。

町長

今お話ございましたように、私も全く同感の考え方でございます。改めてまあいろんな面で、この税を納めるということのみをもってふるさとを想い直すということだけではないかと思っておりますけれども、町の情報発信、それから改めてまたふるさとを見つめ直していただく、その具体的な手法の一つとしてまあ捉えるべきではないかなというふうに思っておりますし、飯島町ではかつて東京飯島会なるものも大変まあ活発な活動をして盛んに、私も当時の理事者にお供をして何回も出向いた経験もございますが、少し最

近まあそうした組織も、こう息切れと申しますかそんなような状況もございまして、なかなかこの地域とのパイプがまあ薄れがちであるというふうに思っております。まあ個々には、いろいろこの繋がりはあると思っておりますけれども、で、昨日のふるさと大使ではありませんけれども、そうしたことをもう一遍まあいろんな形を通じて、また東京飯島会、関東飯島会等またその他名古屋、大阪もそうでございますけれども、そうしたものがこうした機運によってまた盛り上がってですね、改めてまたふるさと飯島を想う一つのまとまりの機会になっていただければ有難いんじゃないかなというふうに思っておりますので、是非このことにつきましては、この地方分権という形の流れにも沿っておるわけでありまして、お話にございましたこの地方6団体、今いろんなあの考え方の議論はありますけれども、総じてまあ財源確保という面と地方分権という面との関わりの中で、まあ他には交付税制度だとかその財源をどういうふうに見直すかというまあ基準の問題まあいろいろ議論ありますけれども、そうしたことに含めて体系的にやっぱり整備していただいて、是非このことの制度を実現してほしいなあというふうに思っております。

宮下議員

今あの東京飯島会というような部分をちょっとまあお聞きをしたわけですが、まああの今町長おっしゃっていましたように、昨日の一般質問の中にもお二人ほど、そのふるさと大使の皆さんの件についていろんなご意見があったわけですが、やはりそういったものと言いますのはその、ここに住んでいる内なるものの考え方というもの、やはり外から見て例えば飯島を見て感じるものっていうのには、やはりかなり違うっていうものがあると思うんですね。やはりそういったものをやはりあの少しでも取り入れていくということは非常に大切なことであると思っておりますし、今、町長おっしゃいましたように、その東京飯島会の皆さんですか、あるいは10名のふるさと大使の皆さん、やはり昨日もそのまあ研修をしたりとか、いろんなご意見ありましたが、やはりほんとに率直な部分を、飯島に何が足りないであろうかと、飯島には皆さんこういうものがあるけれどもっていう、気付いていないのかというような、そういったものってたくさんあると思うんですね。で割合地元におると見過ごしてしまう、いわゆる当たり前のものが当たり前でないという、そういうことも考えられると思うんです。そういった意味で、やはりこの制度そのものを、なかなかいろいろ言っても難しい問題ではありますので言えませんけれども、先程から私申し上げましたようにそれをヒントとして何ができるかといえば、今みたいな東京飯島会の皆さんですとか、ふるさと大使の皆さんですとか、いろんなこういう、外から飯島を見ている皆さんの意見というものをどんどん取り入れた中で、それを検討し一つの飯島の武器とするという、そういった作業というものがこれから先非常に必要になってくるであろうと思っております。ましてやインターネットの良いも悪いも含めてインターネットのこの世界が非常に普及してしまっているわけですね。それをいい意味で捉えられたならば、やはりその部分いい部分は発信をしていくということは非常に大事なことでありますので、そういった発信をするためには何をしたらいいか。やはり内部だけでなく外部の意見も十分に聞いて、その中から何かを生み出していき、今まであったものを更に大きくする、そういった作業をしていかなければ、これから先、やはりなかなか飯島というものを認識してもらい、あるいは、あそこに住んでみたいと思う方々が増えていく、そういうための作業をするべきだと思うわけですが、如何でしょうか。

町長

まああの基本的な考え方といたしましては、やはりこの自立を目指す飯島町の一つの

原点とした考え方の中で、内部は今住んでおる町内の皆さんもちろんでありますけれども、外部に発信をしてそしてまた飯島の良さ、また将来の飯島をひとつまたいろんな面でサポートいただきたいというような面からも、このことは大切な考え方であるというふうに思います。できたらそういうまた気運が盛り上がり、今都会等でお暮らしになっておる方がいずれまた飯島へ戻っていただいて、また人口増につなげていただければこれもまた有難いことだなというふうに思いますので、議論の推移を見守りながら、また慎重に見守りながら、またその暁には精いっぱいのいろんな考え方の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

宮下議員

それでは最後の質問に移ります。最後に今後の町の財源確保について質問をいたします。わが町飯島町の歳入の財源は、私が入手できた町の決算カードを調べてみますと、平成元年から、まあ2年ほど違いはありますけれども、それ以外は平成17年度まで歳入の約6割が1位の地方交付税、それと2位の地方税で占められています。そして3位は平成10年からは連続で地方債、いわゆる借金で年度ごとで約12%から17年度には17.4%となっております。3位までがこの不安定要素のあるそういったもので構成されているこの状況は、町長はどう捉えておいでかお聞きします。

町長

3番目のご質問でございます今後のまあ財源確保、特にまあ三位一体の改革の中でどのように町は財源構築をして自立をしていくのかという大きな一つの捉えかたでございますが、特に今お話のございました交付税を中心にした財政でもって飯島町は成り立っておるということで、そのとおりであると思います。よくまあ3割自治というふうに言われてまいりましたけれども、大都市のまあ税源が豊富なところは別といたしまして、ほとんどの自治体が3割以下の、国の依存財源に頼った財政運営を余儀なくされておるということでございます。飯島町もこの交付税あるいはそれに伴う財源対策債が三位一体等の改革であっても、減額される一方という大変厳しい、今、自転車操業と申しますか、そういうことでございますけれども、半面財政改革を進めながらなんとかまあこれを維持してということで頑張っておるわけでありまして、今後ともこの傾向は続くかと思っております。交付税あるいはまたそれに代わるこの税源移譲というようなものも、充実も更に求めて、それから内なるこの税収、町税の増収確保ということに関連して、まあいろんな対策・施策を講じて、何とかまあ健全運営に繋げていきたいというふうに考えておるところでございます。

宮下議員

でまあ、いつもお聞きするんですけれども、まあ要望をしていきたいというふうにおっしゃられるわけですが、やはりその要望の仕方と言う部分ですね、やはりあのいわゆる主張していく、町として主張していく、こういった部分っていうのはどのような段階をもってそういったものを主張していきけるのか、私ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、その辺ちょっとお聞きをしたいんですが、よろしいでしょうかお願いします。

町長

まああの各町村とも苦しい胸の内は同じでございますので、それぞれの首長さん市町村長、それからまあ議会の皆様も一緒になっていろんな行動をして、そのことを県・国に向けて主張をし、要望しておるのはまあご承知のとおりでございます。でまあ私共の団体としては町村会、あるいはまあ広域連合という形の中で毎年この予算付けの要望というようなものは定例的にやっております、あるいはまあ、県の関係では知事会、県議会、それから市町村の市町村長会、市町村の議長会等その他まあ地方6団体というふうに、通称呼んでおるわけでございますけれども、先程お話しにしましたこの地方分権推

進連盟のこの6団体で構成しておるわけでございます、今新たな国の新年度の平成20年度の予算編成と同時にいろいろなあの道路の特定財源やら、大きな課題が今降りかかってまいりまして、今年はまさに正念場になる年度末の予算編成時期になるのではないかと思いますけれども、そうした地方6団体を、上伊那なら上伊那の末端のところから意見を吸い上げて、それから県単位で集約をし、国のあらゆる大会や要望活動で反映してお願いをしていくという形であります。まあ、そこから先のことはまあ政治の世界になりまして、なかなか国も厳しいわけでございますので、予断を許さない、なかなか思うどおりに行かない部分もあるわけでございますけれども、今、国の考え方もこの地方、非常に格差の問題が出てきておりますので、その辺でまあ今度のいろんな参議院選挙の中でもその辺が争点になるんじゃないかというふうに、まあそうなるはずでありますけれども、地方にこの如何にしたら手立てが出来て、財源を伴ったこの地方分権を進められるかどうかということが、国のそれぞれの考え方でも正念場であろうと思っておりますので、今までよりもかなり色濃くそのことが出てくるように期待しておりますけれども、私共身近なところから意見を集約して、皆さん方のご協力ご理解もいただいて、そして中央へできるだけ要望をしておるのが現状でございます。

宮下議員

ありがとうございます。まああのこういった一地方、それこそ地方の自治体の意見から始まりまして、やはり最終まあ国政レベルの手前でいけばまあ地方6団体の部分、この間もいろいろな部分で決意の部分が出てきておるようですけれども、できるだけやはりそういったものが、やはり下からの吸い上げでその意見の集約をもって、どの程度国レベルの者がその痛みを分かり、その意見を取り入れるかということはまあこれ永遠の命題ではあると思うんですけれども、これは非常に今後大きなほんとに岐路に来ておると思います。国自体が来ていると思っております。やはりその末端である地方の小さな自治体がほんとに死んでいっていいのかっていう部分、非常に強く感じるわけです。そういった意味でも、やはりまあここで論ずるのはおかしいですが、その痛みというものを国がやはりできるだけ分かってくれるということを期待するわけでありまして、ちょっと外れてしまって申し訳ありませんでしたが。

次に先程の続きというわけではありませんけれども、構成の割合で言いますと歳入の合計額は別にいたしまして、年度ごと、先程も申し上げましたけれども、その1位の交付税ですけれども、少ない時で全体の28.8%、多いときで42.2%、そして2位の地方税は少ない時で19.2%、多いときで26.2%というふうに、ちょっと私、元年から17年間の部分の推移を見て来たわけですが、このような状況で私が言うまでもなく地方税、地方交付税、国庫支出金を、これまでの中央集権的な財政構造から分権社会にふさわしい財政構造へ転換するために、それぞれを連動させて改革するというのが三位一体の改革であるわけですが、が、国の統制が強く働くこの国庫負担金ですね、これを削減して代わりに税源移譲を行うと、これらの変動によって変わってくるのは、各自治体の財政収支の変化に合わせてまあ地方交付税というものが交付され、その変化があるわけですが、ほんとにこの現実はどうであるかということで、まあ2004年から6年における現実でありますけれども、19年度の施政方針の中にも書いてありました。国庫補助負担金が4.7兆円の削減に対して税源移譲は3兆円だと、まあいろいろやってみてまあ約半分の財源措置がなされたのみで、しかも地方交付税はそれらとは無関係に大幅削減されてきたとなっております、この意味するも

のは、改革が実は分権社会の創造といった理念の実現のために行われているのではなくて、国の財政再建のために移転財源を大きく純減させているということにもなりはしないでしょうか。特に自治体にとっては地方交付税の大幅削減が、金額上も財源としての性格上もかなりの痛みとなることは明らかであります。

19年度より従来の算出方法から普通交付税の算定方法の一部の簡素化によりまして、人口と面積を基本とした新しい基準による基準財政需要額の算定、いわゆる新型交付税というものが導入されることになったわけですが、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたその差額、いわゆる財源不足を基本として交付されるのが普通地方交付税であり、地方交付税のほとんどがまあ普通交付税であることから考えますと、基準財政需要額が減れば交付税そのものが圧縮されていくわけです。このような状況の中で、運良く飯島町は算定項目の統合によります影響はほとんどない見込みであると方針の中にありましたけれども、これから先、不確定要素が懸念される情勢において、どのようにして自立を維持していくのか、町長は予算編成にあたりまして、引き続き改革を断行せざるを得ない状況ではあるが、ふるさとづくり計画と集中改革プランによる改革を継続することを前提に、改革のみに終始するまちづくりは地方自治の本望ではないとして、メリハリのある予算編成を行ったわけでありまして、またその計画ならびにプランの説明会も行ったわけです。20年、21年度まで数多くの改革があるわけですが、少しでも早く、前倒しできるものは躊躇なく行っていくということも、これから町を維持していく上で必要ではないでしょうか。非常に大きな問題ではあります。今お聞きする部分の非常に大まかなことで申し訳ありませんが、この部分、町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長

今こしばらくの年度間の交付税あるいは町税の推移を見ながらのご質問をいただきました。この町の財政に占める町税、交付税のこの割合というのは、その年々の、まあ大型事業が一部に入りますとその分母の単位が大きくなるわけですから、必ずしもその一定したこの流れの中でのこの割合の推移というわけにはまいりませんけれども、同時にまたあの景気のこの浮き沈み、あるいは町内の一部の企業の好調あるいは低調の部分も微妙にその影響をしてみまして、年度間ではかなりばらつきがあるわけですが、だいたいまあ交付税等につきましては均してみますとまあ30%前後ぐらい、町税はそれをかなり下回るというようなことで推移をしてみりました。まあ少し最近まあ町税の方もそれぞれの個人の所得あるいは企業の皆さんのこの好調さが、少しずつではありますが、見えてまいりましたけれども、まだまだ都会に比べては非常に厳しいということでございます。加えてそこにまあ三位一体のこの財源改革がなされてきたということで、今お話にございましたように、トータル的には国の縮図がそのまま飯島町にも当てはまるなあとというふうに思っております。補助金や交付金、それから交付税や財源対策債を減らされた分の半分ぐらいしか、18年度までは税源移譲されていないというこの現実でございますから、非常に厳しいと。それから加えてまたその三位一体の中での、特に交付税は小さな市町村ほどこの段階補正というものの捉え方が厳しくてですね、かなりその行財政改革等の努力をした結果が見えないと、この段階補正の恩典に預からないというようなことがございまして、まあ飯島町もふるさとづくり計画の中で精いっぱいやっておるわけでありまして、そういうまあ国の二重三重の考え方が非常にこの市町村としては厳しいというふうに受け止めております。お話にござ

いましたように、これはあのいろいろ言ってみても、やはりこれは国の厳しい財政というものの一つの改革の余波であると、考え方が基本にあるということはもう事実であると思いますので、まあ分権に名を借りたこの地方へのこの手厚い考え方というようなことは言われてはおりますけれども、税源移譲はなかなかそういう面からは見えてこないということでもあります。従ってあのこれからは限られたこうした厳しい状況まだまだ続くと思っておりますので、どうまあ財源を構築してまちづくりをしていくかということですが、まあ基本的にはあの今、再三申し上げておりますように、地域総合計画のまあ着実な推進とふるさとづくり計画のこの二つでもってまあやってみますけれども、先行をしておりますこの行財政改革のふるさとづくり計画は、今年度をもってまあ3年を経過いたしますので、一部まあ見直しを含めながら、今できることは前倒しをしてでも、というお話もございましたけれども、総体的に見直しをしながら、ただ改革のみだけでこの町の展望が開けるというわけにはまいりませんので、今年の予算あたりもそうでございますけれども、できるだけまあ重点的に財源充当するような施策については、思い切った判断をしながらして、削れるところは改革するところは徹底的にやっていると、こういうまあメリハリのついた考え方で今後とも進めて、そしてまた全体な財源確保という面からは、人口増や企業導入や活性化に伴っての少し長い目でひとつ確保を図っていきたくて、このような考え方で進めてまいりたいと考えております。

議長
宮下議員

時間がまいりましたので質問を打ち切ってください。

それでは質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長
1番
森岡議員

1番 森岡一雄 議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。先ず最初に地球温暖化対策、町の対応についてということでお聞きをいたしたいと思っております。この6月は環境月間です。またドイツでは温暖化対策を主要議題としたサミットが6月7日に開幕され、京都議定書以降の国際的枠組みや温室効果ガス排出削減の長期目標について論議が深められました。また先頃、トヨタ自動車の会長さんの講演でも、環境問題がいま最重点課題であるとのご示唆もありました。そこで町の将来にとっても見過ごすことのできない重点課題として、温暖化対策についてお伺いをいたします。

地球温暖化対策について少し振り返ってみますと、平成9年京都会議において温室ガスについて世界的な取り組みが確認されました。日本では平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、2008年から2012年の期間に、温室ガスの排出量を1990年度比で6%削減を目標に、各都道府県や市町村に計画設定が義務づけられました。しかしこのところ数十年に一度というレベルの異常気象が頻発しております。そして暖冬や夏の猛暑、台風並みの低気圧や集中豪雨などの異常気象が例年化してきております。これも地球温暖化によるものとの声も聞かれております。環境省の発表によりますと、2005年の数値で基準年の8.1%を上回っているとのことでもあります。世界的な気象異変や農作物への影響などを聞くにつけ、不安を募らせるところであります。地球温暖化の防止については、最後には住民1人ひとりの意思と取り組みが必要とも考えます。そのためにも、行政の率先しての行動が求められます。そこで町の地球温暖化対策への取り組みについて、現況と考え方についてお聞きをいたします。

町 長

森岡議員から地球温暖化対策、これに伴う町の取り組み、現況ということでご質問をいただきました。今前段でこの地球規模の二酸化炭素を中心にした排出を中心にした温暖化、非常にまあ危機感を持っておるとい認識は私も全く同感でございます、今後真剣にこのことは全国民、世界中の人々が取り組んでいかなければならない大きな最大の課題であるということとして捉えております。で具体的にあの少し細かいこととなりますが、現実的な飯島町の取り組みから申し上げてまいりますけれども、飯島町ではこの中期総合計画の中で、二酸化炭素の排出抑制によりまして地球温暖化対策に少しでもまあ貢献をする方策ということで掲げてございます。現在飯島町のゴミ処理の行動計画に基づきまして、廃棄物の発生の抑制、循環利用、循環型社会に向けてのこの資源の循環利用、また再資源化を図るための一層のまあ、具体的には環境衛生自治会、いわゆる足元のところからお願いをして、ご協力をいただいて分別収集等を推進して、できるだけまあごみの減量化と、それから責任あるごみの排出ということで取り組んでいただきました。まあ有料化の浸透とともにだいたいこの意識が深まってきておるといふに私は感じております。

またあの方でこの資源の利用というふうな事の中で、15年度には飯島の両小学校に、あるいは役場の施設におきまして、バイオマスのまあ燃料によるペレットストーブを購入をしてございます。6台購入をして、少しでもそうした考え方をまあ入れていこうということで取り組んでおります。また更には七久保の道の駅に、まあ県とのご協力もいただきましたけれども、風力発電、これはまあ一つのモデル的な要素もございすけれども、あの休憩施設で賄える程度の電力でございすが、この発電施設が設置をされました。それからまた住民行動の中では、この昨年度から粉石鹼をつくる会の皆さんが非常に意欲的に取り組んでいただきまして、クリーンでまあ環境に優しいこの廃油の再資源化という考え方の中で、リサイクルせっけんの製造に取り組んでいただいております。町も機械の導入をご支援申し上げて今、だいたいこのことが軌道に乗ってまいりました。好評をいただいております。

更にはまあいろんなソフト的な面として、町の広報やテレビやそれから健康づくり大会におけるコーナーなどにも特設な場面を設けて、省エネというものの推進を図っておるといふにしております。まあこれら今お話の地球規模からみれば非常にまあ極ささやかな取り組みではあるかと思っておりますけれども、この温暖化の問題はこうしたこの足元の一歩一歩から地球規模へとつながっていくといふに確信をいたしております。

それでまああのそこで具体的にはあの長野県の地域温暖化防止県民計画というのがあるわけございまして、県全体ではこの一人ひとりが出来る地球温暖化対策などに機会あるごとに啓発を行いまして、今お話にございましたようにやはりこれは一人ひとりがこの危機感を持って、意識改革を持って、まあ環境問題に対するこの意識の高揚というものが何よりもまあ大事であると、そこからまあ始まるといふに思っております。現在もそうした取り組みをしてまいりましたけれども、今後一層この努力が必要であるといふに再認識をしております。まあその一方であの今後ともこの地方に存在するいろんなこの地域に眠る自然エネルギーというものの開発、利活用というものがやはりこの化石燃料に代わる1つの大事な考え方というふうなことで今、バイオエタノール燃料等も非常にまあ加速度を付けて研究開発が進めて、一部実用化もされるようになりましてけれども、まあこれらを含めてですね新たなエネルギー源の調査検討というものに

森岡議員

も着手を致したところでございます。具体的にはまあ新年度予算で審議をいただきましたけれども、今年度新エネルギーの、これはまあ産業技術の総合開発機構と言われておりますNEDO（ネド）でございますけれども、この全額補助金をもって飯島町として初めて、まあ、かなりの規模のこの地域の新型のエネルギービジョンの策定事業に取り組まして、そのことを将来どういふにまあ計画に位置付けていくかという、緒に就いたわけでございますので、現在進めてまいりましたいろんなきめ細かいことに加えて、新しいまたエネルギーの利活用についても町としてのビジョンを策定をしてまいりたいと、こういうふうに着手をしたところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

ただ今は町の現況ということについてお聞きをいたしました。ゴミの問題、廃油の問題等、資源等について手をつけていると、こういう現況をお聞きしたわけではありますが、まああの先程も申し上げたまあ地球温暖化に対する国の対策の推進法の中では、どんなふうに言われとるかということですが、先ず地方公共団体の責務というふうなことで、温室効果ガス排出抑制の施策の推進と、先ず自らの事務事業に関して削減、吸収、保全の強化の措置を講じることだと、まあ行政自体の事務事業においてそこの具体的な施策を行っていきなさいと、只今の町の現況もお話いただいたわけですが、そこから先のこと求められております。更には業者や住民に情報を提供していきなさいといふことであります。

更に抑制のための一つの施策として、京都議定書目標達成計画についてその実行計画を策定しなさいといふことで、内容的にはその計画期間とか実施計画の目標、実施措置の内容、あるいはその他必要なことと、まあ細かく決められて、こうした計画を作り実行して欲しいと、こういうことが推進法の中にあるわけでございます。またあのこれは行政が率先してやるというふうな事の中で、国では今国会で政府調達の温暖化対策として環境配慮契約法が成立いたしました。これは国が物品やサービスを購入する際、価格だけでなく、温室効果ガスの排出削減効果も考慮した契約を結ぶよう義務付けたものであります。今まではまあいろいろ物品を購入するに、価格の安いとか価値があるとかいうことでしたが、これからはそれに加えてエネルギー、要するにガスの排出効果あるかないか、まあそうしたことにも考慮していくといふことであります。具体的には電気あるいは公用車の購入、省エネルギーの回収、庁舎の設計などそういった契約が対象となっていくわけでありす。政府はこの法律によって国が率先して温室効果ガスの削減に取り組み、最終的には自治体や民間にも環境に配慮した契約を浸透していきたいと、こんな考えで、今国会で成立したわけでございます。まあその意味からしても、町としてもそうした行政としてどうしていくかという、しっかりした計画が必要ではないかなと、こう考えるわけでございます。更に二酸化炭素の削減という具体的な問題に対しては、太陽光あるいは風力、先程もありましたけれどもバイオマス等の温暖化抑制として、無限にある自然エネルギーの活用に重点を置いていくといふことも大事ではないかと思っております。行政としての取り組みについてお伺いをいたします。

町 長

京都の議定書以来、非常にこれはあの全国的にも国際的にも関心の高まっておる問題でありまして、国も先のサミットでも、まあ日本の一つの提案も含めて真剣にまあ取り組んでいくといふような決議がなされました。で、それをそのことと共に地方のこの市町村の実行計画の策定も義務づけられておるわけございまして、これはあの、お話しに

ございました地球温暖化対策の推進に関する法律、この中で市町村はこのそれぞれの事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制の措置に関する計画を策定をして実行しなさいと、こういう定めであるわけでございます。いわゆる実行計画というふうになっておりますけれども、県内では今現在のところお聞きしますと17市町村、それから加えて一部事務組合というのがございまして、これが約6組合、が既に策定済みでございまして、上伊那の中でも1、2の町村が策定をしておるといふうに聞いておるわけでございまして、まだ計画未整備の市町村については早急にまあ策定をするようにという指導をいただいております。で今、当町もこれに伴って現在準備を進めて策定準備を進めておるわけでございますけれども、先程の質問にもございましたように、新しい新エネルギービジョンの策定に今取り掛かったところでございますので、その調査結果も併せてですね、寄せ併せて、そしてまたいろんな住民のご協力もいただいでいかないと、計画倒れ、絵に描いた餅ではなりませんので、そうしたことを経て、計画的にこのそれぞれの機関とも連携を図りながら、新しい新エネルギー源となるものも模索しながら、この計画策定に向けて今検討を進めておるといふうにございましてご理解をいただきたいと思ひます。

森岡議員

先ず行政の手法としては研究をして、検討をして計画を立てると、まあこれは順序であります、まあ何時まででもいいということでもありません。なるべく早い時期にこうしたことについてその公表を、計画の発表をいただきたいと思ひわけでございます。まあ行政は行政として先程も最初に申し上げましたように、一人ひとりがそれに関心を持ち、意識改革していくことが非常に大事であります。こうしたことへの計画といふか配慮していいですか、一つに意識改革取り組みについても大事であるといふことを申し上げ、まあそうした中で一つの考え方は、これはあのここの言葉がある「もったげない」といふうんですかね、まあ大切、昔はよくそういう言葉を言われました。今はまあいろいろと食料にしても物資にしても豊富だといふことで、消費が美德だといふようなこと言っていますけど、この「もったげない」といふこの精神といふものは非常に大事じゃないかなと、その中からエネルギーの使用量の削減といふものが大きく広がっていく。そうした考え方の浸透といふことも非常に大事であるなど、まあ私はこんなように考えるわけであります。

さてそこで先程から申し上げてきましたけれど、町として地球温暖化に取り組む意義はどこにあるのかと、まあもうある1点から考えてみますと、私は環境に優しい町と、ここのことだと思ひわけであります。まあ先般いみじくもトヨタの会長さんの言葉は、環境と水とが最大の課題であると、今、環境破壊が進んでいるがそれを見直すことが非常に大事である。飯島町の水はきれいだと。このようなどころが多ければ日本は大丈夫だと。大自然を保全してほしい。残してほしい。こんなふうに申されておりました。そこでまあ飯島町ではその先駆けっていいですか、一つの行動として1,000ha自然共生農場づくりをキャッチフレーズとして、環境に優しい農業を進めているところでございます。それに加えて、更に温暖化への取り組み、バイオマスへの取り組みを積極的に行うことにより、名実ともに環境に優しい町となるのではないのでしょうか。そこに企業誘致や人口増にもつながると考えるわけであり、自立の町の進むべき方向ではないかと考えますが、如何でしょうか。

町長

この環境といふものの真の意義は、おっしゃるとおり環境に優しい地域づくり国土づ

くりだといふことは、全くおっしゃるとおりだと思ひます。強いて言えばそのことが私共の地域の住民、世界の人々が永遠にこの生存できる土壌づくりであるといふふうにも思っております。であの具体的にはこの温暖化が農業の面では少しまあ異常気象によって、暑過ぎるとかいふようなことも含めて、少し変調をきたす面に繋がっております。災害等が非常にまあこの変則的に、予断を許さない見通しが立たないといふことが急にやってくるのが最近増えておるといふことで、まあそんなことを始めとして非常にこの温暖化といふものが環境に及ぼし、また自然気象に及ぼす影響といふものは、どうも今までとだいぶ違ってきておるといふ実感をしておるわけでありまして。飯島町は今、森岡議員、営農センター長としてお取り組みを中心的に果たしていただきまして、これもまあひとつ農業といふものの、1,000ha自然共生農場づくりといふものを通じての、この、ふるさとづくりといふことに他ならないわけでありまして、新しいまた、農地・水・環境保全といふ施策とも相まってですね、自然との共生をして、そのことがやはり良好な飯島のならでは、この素晴らしいまちづくりとか、環境作りとかいふことにつながっていくといふふうには確信をしておりますので、住民の皆さん方からもご協力をいただき、またそれぞれの活動団体との自主的な活動の取り組みをいただき、このことを全町民挙げてまあ推進していく必要があるといふふうには痛感をいたしております。

森岡議員

それでは次の質問へ移りたいと思ひます。児童の安全通学についてであります。昨今、児童の通学時に痛ましい事件や事故が起こっております。まあ飯島町でも例外ではありませんでした。そんなことから数年前より児童を見守るための安心の家や、通学児童を見守る、見守り隊の方々がボランティアで活動をされております。誠に尊いことであり、感謝と敬意を申し上げますところであります。本日の質問は危険だから更に安全を確保せよといふことではありません。地域の方々が自発的に地域の子ども達を守ろうとする姿こそ、自立のまちづくりの基本とも考えます。組織を持たずに自発的に活動をしておられる方々の実態を知らない多くの町民の方もいるかと思ひます。そこで安心の家や見守り隊について、活動や実態についてお聞かせいただきたいと思ひます。

町長

2つ目の質問であります児童の安全通学に関しまして、今取り組んでいただいておりますこの安心の家あるいは見守り隊等の活動の状況でございます。子ども達の安全に関わるこの子ども見守り隊、あるいは子どもを守る安心の家、それぞれの活動意義は町といたしましても大変高く評価をいたしますし、感謝を申し上げます。皆さんのこの活動がだんだんに底辺が広がって、定着をして、自主的な取り組みをいただいておりますといふことにつきましても、大変有難く評価をしておりますところでございます。昨年の5月にこのランドセルのひったくり事件といふようなものがございましたし、また今年も新年度当初に町内において不審者情報といふものも寄せられまして、まあそれぞれに都度、関係の皆さん方大変まあ素早い的確な対応をいただきまして、お陰様で大事にならずに済んだといふ経過もございまして、で、例えばまあ、発生箇所の見通しを良くしてくれたり、通学状況を見守っていただくといふようなことで、この見守り隊の皆さんや安心の家の皆さんの、自分それぞれの願ひといふものが地域に広がってきているといふこの現れといふことで、大変まあ感謝をして認識をいたしておるわけでございます。数字的にちょっと申し上げますと、現在飯島小学校には見守り隊が75名、それから安心の家は71軒、七久保小学校では見守り隊が74名、安心の家が24軒、これはまあ一

応登録をいただいておりますけれども、大変多くな世帯とそれぞれの方にご協力をいただいております。活動といたしましてはまあお話にございましたように、年間を通して子ども達の安全確保のために、登下校時に合わせたこのパトロール、それから交通危険カ所での安全指導をいただくと、というようなことを通じて、更にはまた児童などへの声をかけていただいたり、あいさつを交わしていただいていることがこの活動の中心でございます、ご承知のとおりでございます。各学校におきましては、この見守り隊と安心の家の方々と安全対策の連絡会というものを組織を設けていただきまして、そこで意見交換などが持たれまして、子ども達の登下校時の様子や通学路の安全確保等について、いろいろとまあ情報交換をしていただき、また新たな取り組みもやっていただいております、こういう一つの場になるわけでございます。

またこの児童との交流の機会というものも考えていただいております、対面式、小学校のあるいは上級生と下級生との対面式や、音楽会、運動会等の行事を通じまして、交流が深められるように計画され実施をされているように聞いております。このようにいろいろ日頃から交流を持ちながら、地域の皆さん方の協力の下に、安全で安心な登下校というものが確保されることに感謝を申し上げながら、是非今後ともひとりでも多くの皆さん方がこの認識、意識を持っていただいて、こうした活動にご参画いただくようお願いしたいというふうに考えております。

只今、ご答弁いただきました。内容的にはそうした活動がされておると私もお聞きをいたしました。まあそこで、エピソードっていいですか課題っていいですか、一つのことがあるわけです。まあ自発的に登下校の時に立っている、知らないおじさんが立っていると、まあ親御さんとかまあ見守り隊の方から挨拶しても、げげんな顔をして最初のうちは行ってしまったと、あるいはたまには挨拶する人もあったと、まあ逃げてまではいきませんが、そうした結局、片方では一生懸命見てやるその交流接点がないわけですから、かえって不信に思われるというようなことが最初にあったというようなお話を聞きました。で、まあPTAの方々、学校の先生方に聞いても、まあ一番大事なのは知り合うと、この人が自分たちを見守ってくださるんだと、これが非常に大事じゃないかなと、まあそんなことで計画されているのが音楽会だとかあるいは運動会に招待して、一緒に、低学年なんか一緒に飛んで歩いて、この人がそうなんだという認識を深めていく、これは非常に大事なことであると思うんです。で、まああの、PTAの会長にしても年々代るわけで、そうしたことを知らなくておったと、会長になって初めて分かったというような例もあります。そんなことで学校としては運動会やあるいは音楽会、対面式等、招いてそうしたこともしたい、更にはPTA独自でもそうした活動もしたいと、まあこういう希望もあるようです。まあこれこそ先程から申し上げているように自助、共助の活動であると、またそうした自助、共助の活動をサポートしていくのも行政の役割ではないかなと、そんなふうに考えるわけでありまして。地域の自発的な方々に地域の子どもの守ろうとする姿こそ、自立のまちづくりの基本であります。そこでPTAとしても是非お礼を言いたいし、顔見知りになるための交流機会等の事業も行っていきたいと、こういう考え方をとおるわけですが、まあこうしたことに対して、行政としてどのようにまたサポートしていくか、というより、こうした地域の自助、共助に対する町長の気配りや配慮があつてこそ、真のまちづくりが進むと思っております。何よりも安心の家や見守り隊の方々と児童とが親しくなることこそ安全通学の

森岡議員

町長

第一歩ではないでしょうか。その意味から、このような活動への支援についてどのように考えられるか、考えられておられるかお聞きをいたします。

まあ子ども達の安全確保につきましては、これはまあ大変重要なこととございまして、そのためにも、ただボランティアの皆さんにお任せきりというわけにはまいりません。またその子ども達とも見守り隊や安心の家の皆さんとも、やっぱり心の疎通をしていただくことによって、安心していろんなこの子ども達の生活が送れるというようなことにもつながってまいりますので、町といたしましても、できるだけまあ支援をしていかなきゃいけないというふうに、そういう考え方で進めております。で、あの、先程も申し上げましたように、現在でも様々なこの交流というものを行っておるわけでありまして、PTAの皆さんからも、今お話ございましたように、今後ともこの交流事業というものを是非計画して考えていきたいというふうなことも、教育委員会を通じてお聞きしておりますので、これに対するまた行政としてできるこの支援、考え方というものも出していきたいというふうに思うわけでございますが、であの、今お話にございましたように、このことがまあ自立した協働のまちづくりの一つの手助けになるんだと、鏡にもなるんだというようなお話でございます。そのとおりだと思います。今あの、町ではそうした活動に対するその協働のまちづくり推進事業補助金、これはもう何回も出てまいりますのでご承知かと思っておりますけれども、それぞれの皆さんが地域地域で自主的な、またこの自立的な活動をサポートする考え方の制度の補助金でございますので、こうしたあのボランティア活動等を通じて、もしその活動に対して、桃太郎旗なんか家の前に出していただいて、いろいろ表示もいただいてやっておりますけれども、必要な若干の資金が必要であればこうした制度も使っていただいてですね、是非ひとつ効果を上げていただくということでございますので、まあそうしたあのソフト、ハードの面から両面からもできるだけ支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、是非これはあのいろんな活動の内容についてご相談をいただいて、ぜひご活用いただきたいというふうに思っております。であの、学校側あるいはPTA側のいろんな考え方、要望もございまして、教育長の方から少し補足してお答えをさせていただきたいと思っております。

教育長

森岡議員からは大変有難い貴重なご提案をいただきました。初めにですね、あのお話の中にありました、自発的に地域住民の方が子ども達を守る姿こそ町の自立の姿だというご指摘、私も同感であります。昨日それに類似したお答えを私はさせていただきました。このような関係がですね、私は社会的資産であると、金に換えられない重要な資産だというふうに考えておりますし、正しく地域教育力の向上につながるものだというふうに私は認識しております。先程あの、十分そのような子どもを守るそれから安心の家について知らなかった部分があると、そのためにこのような活動があつたということに触れられましたけれども、学校からはですね、年度当初様々な学校運営あるいは月目標等につきまして、きめ細かに報告といたしますか家庭の方へ配布しているわけでありまして、それが徹底しなかったことについては再度確認させていただきたいと思っております。なお補助事業に関わってそのような事業について、どのような町として考えるかというのは施策でありますので次長の方からお答えを申し上げます。

教育次長

それでは私の方からはその補助制度について若干説明をさせていただきます。協働のまちづくり推進補助事業につきましては、あの町の広報の5月号でも大きく掲載されております。町長の答弁で申し上げましたとおり、PTAと子ども見守り隊などとのその

交流活動につきましては、その補助要綱の中の地域の青少年の健全育成や、安全安心な地域づくりに資する事業として補助事業の対象となります。また事業の内容等につきましては、通学路の整備でありますとか、親子の交流事業、それから講演会等が考えられますので、またPTAの方と話し合いの中で支援の方法等について一緒に考えていきたいと思っております。以上でございます。

森岡議員 はい、ありがとうございます。是非ともそうしたことでこのことを進めていっていただきたいと思っております。それでは次の質問に移ります。小学校英語教育についてであります。先ずあの国の動きとしてであります、急速な国際化の進展に伴い英会話能力の向上は急務となっております。しかし日本の英語教育は、中学・高校での6年間を学びながら日常会話さえ十分できない。また小学校における英語教育の必須化は急速な国際化の中で避けられない等の声の中で、2002年に英語が使える日本人の育成のため、戦略構想が文部科学省より発表をされました。その一端として小学校の英会話活動支援方策、総合学習で英語活動に対しての回数の3分の1くらいを外国人教師を支援するというような方策であります、打ち出されて小学校英語活動の充実と小学校英語必修化がクローズアップされたわけでありまして。特に中教審の外国語専門部会では21世紀を生き抜くには国際的共通語として不可欠、また日本人の運用能力は十分でない、そしてまた一方では言語の感覚が高まり語学力の育成にも良い影響を与える等の理由を挙げて必修にすべきと報告書を教育課程部会に提出をいたしております。しかしながら今年の9月、伊吹文部科学大臣は就任早々小学校では自国語をしっかりやるべきだ、そのうえで中学校から国際感覚を磨き外国語をマスターしていくのがいいという方針を打ち出したので、小学校英語は一気にダウンをしてしまいました。このように伺っております。県下の実施状況についてどうなっておりますか伺いをいたしたいと思っております。

町 長 森岡議員から3番目の質問として小学校の英語教育のことについてご質問をいただきました。教育現場での具体的な内容でございますので、直接教育長の方からご答弁させていただきます。

教育長 森岡議員のご質問にお答えいたします。初めにですね私の考えを申し上げます。私は伊吹文部大臣と同じ考えを持っております。教育再生会議で高い学力と規範意識を身につけること、そのために調和のとれた徳のある人間に成長すること等を通してですね、答申の中に社会の変化にあった教科の再編成ということはあります。それは英語を否定するものではございません。でこの流れですが、1月に第二次報告に、小学校に英語教育を検討するというふうになっておりましたが、第二次報告におきましても、検討から導入するという大変急ぎ足な報告がなされました。しかしよくよく見ますとですね第三次12月にあるようでありまして、第三次報告に向けて検討課題の5番目に小学校の英語教育ということについて位置付けられています。やや後退した印象が否めません。しかしながら文部科学省は今後教育課程の、当然学習指導要領に基づいて教育課程の検討に入るわけですが、その答申を受けて学習指導要領が改訂になっていくわけでありまして。従いまして現状の推移を見守りながら英語教育をどういうふうにするかというふうには考えております。

なお付け加えるならば、国際化イコール英語教育というふうに結びつくものかどうかというものは個人的に思っております。なぜならば、りんごプロジェクトの皆さんがですね、パキスタンの奥のムルブン村へ訪ねられました。でその方々は共通の英語は失

礼ながら十分ではなかった、しかしですねお互いの心情を交わすことはできました。まさしくこれが国際化、国際交流ではないかなというふうには私に思うのであります。以上でございます。

森岡議員 教育的なことは分かりますか。
教育長 県下の状況につきまして、申し訳ございません。先程申し上げましたように英語教育というのはありませんが、英語活動については若干県下の方での動きもありますので、この点につきましては次長の方からお答え申し上げます。

教育次長 それではあの県下における英語活動の実施状況ですが、平成18年度の県教育委員会の調査によりますと、県内の対象393校の内、英語活動を実施している学校は全体の9割、取り組んでいない学校は1割となっております。取り組んでいる学校では1学年から6学年まで概ね平準的に行われておまして、活動時間は全体の約9割の学校が年間10時間以内というような形になっております。そしてその多くが総合的な学習の時間を利用して、学級担任や中学の外国語の指導助手が歌やゲーム、自己紹介等そういった方法を通じて英語や異文化に触れる学習活動を行っています。以上です。

森岡議員 教育長のお考えも、伊吹大臣と同じ方向だというようなことでお伺いをいたしまして、またあの質問の仕方が悪かったかもしれませんが、英語教育じゃなく英語活動でも結構なわけで、まあ英語に対してそうした取り組みが行われているかということですが、私も一つの数字を見ますと、今、次長がいわれたような17年度で公立学校93%、時間数にしますと年間10時間から20時間というようなところが多いわけでありまして。また担当者、だれが指導しているかっていうことでいきますと、学級担当あるいはALで外人指導者、あるいは外国経験者ということですが、まあ担当が多いと、内容としましても歌やゲームに親しむというようなことから始まっております。英会話あるいは発音の練習、外国人を招いての交流と、そうしたところから入っております。まあそんなことは実態であります、飯島ではやっていないというようなことでもあります。

それで早期英語教育の効果についてまあこのような説もあるわけでありましてけれども、1つとしては早期から外国語に触れると母国語や日本語としてのアイデンティティに影響があるのではないかと、こういうことが非常に心配されるわけでありましてけれども、カナダやアメリカでの研究では外国語に早くから接した児童ほど母国語や自己文化に関する意識が深まり、外国語学習に対する積極的な態度が養われ、また異国文化や異民族に対する趣味や寛容が態度が養われると、こういうことでその辺は大丈夫だということ報告であります。また国際性についていいますか、横浜の小学校で国際理解教育の中で英語教育に早くから取り組んでいた教師の弁では、外国児童や帰国児童へのいじめが著しく少なくなったと、そうしたお話もあります。また更に早めることによって早くからやることによって、英語能力の土台である聴覚能力、まあ人間ってのは聞く能力から始まってだんだん話す能力に行くと、ですから6歳から8歳の頃が一番こう敏感に、そうしたことを吸収でき、それからだんだん衰えていくと、まあ自然な外国語の発音はその頃が一番良くて、だんだん聞き取りにくくなっていくと、中学あるいは高校へ行ってもそうした非常に微妙なニュアンスを聞きとれなくなっていくというようなことで、外国語取得開始年というようなものが4歳から8歳までが最適であると、これはまあカナダの脳生理学者の節であります。まあこんな説を説く方もおいでになります。またもう

教育長

一つには、重複するわけですが、何故早くから取り入れていくかっていうことは、先ず聞く能力をつけれるのがそういう6歳から8歳くらいの年齢であると、あるいは低学年で習得された音声の能力、まあその聞く力の上に話す力がついていくんだっていうこと、それからまあそれ以上の複数外国語を勉強する場合に基礎的にその小学校でそういうものが出来ていけば更に上達が早いと、こんなような考え方があるということ、そういう説もありますが、その辺についてのご意見をお伺いしたいと思います。

早くに外国語に触れさせる、特にそれについては聞く能力が高まるという調査については、私も若干は知っていましたが、それほど議員ほど詳しく存じ上げておりませんでしたので、大変参考になったご意見だというふうに思っております。先程お話しに触れました、外国語によっていじめがなかったというのは、その学校かどうかはわかりませんが、横浜の本牧小学校というのがあります、帰国子女を多く入れているところでありまして、一度参観したことがございますけれども、そこはそこではですね英語が話せる子どもがいっぱいいるんですが、学校内では全て日本語であります。当然のことですけれども、で、そこで聞く能力がどうかっていうようなことについてはわかりませんが、いずれにしても先程お話しがありましたのでちょっと触れさせていただきました。で英語の小学校の早期段階で導入するかどうかについては大変意見が分かれるところでありまして、森岡議員のご指摘のような立場もあることは十分知っております。でもう一方ですね、やはり何と云っても母語である国語を大事にするべきではないかという意見もございまして、先程来、先程お話しがありました日本を代表する企業の方のあれほど国際的な方ですね、あの話の中に業界では扱う英語が出てきましたけれども、印象を表す言葉の中には全て私共の共通の言葉をお話しておられました。何故私は英語の方よりも国語を重視するかということについてちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、やっぱり日本の情緒とかそういうものを味わわせるには、それは表現するには日本語が大事ではないかというふうに考えております。ここにですね、飯島小学校は本郷の林さんという方が俳句を指導、ずっと入って下さって、今年も指導して下さるということで、5月子ども達が寄せた俳句がございまして、その一席にですね、「五月晴れみんなの明るい声響く」4年生の松村さんです。二席でですね、1年生の上沼さんですが、「ともだちができたらいいな子どもの日」、第三席にですね、2年生の竹村くん「はじめての田植どろんこいいきもち」、私は感情を表現するのに、これだけ豊かに表現できるのはやっぱり国語をおいてないのかな、もちろん聞くことを否定するものではありません。そんな立場からやはり小学校においては拙速にですね英語教育を導入するのではなく、どういうあり方がいいのかということ、しっかりいろんなところで検討し合って取り組むことが大事ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

失礼しました。ご質問のご意図を一つ外してしまいましたが、町内の小学校の状況はということでございます。この内容につきましては次長の方からお答えします。

教育次長

先程、森岡議員さんの方から飯島では実施していないんですねという確認でしたので、その点についてちょっとご報告というかご説明させていただきますが、七久保小学校では3年から6年まで対象に、やはり総合的な学習の中で月に2回年間10回行っております。やっぱり授業の内容は飯島中学校のあのALDの先生が行って自己紹介、ゲーム等を使って指導されておまして、そういった授業を行っておりますのでご報告させて

議長
森岡議員

いただきます。以上です。
時間です。質問を終了してください。
はい、以上で質問を終わらせていただきます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時15分といたします。休憩。

午前10時58分 休憩
午前11時15分 再開

議長

休憩をとき会議を再開します。一般質問を続けます。
10番 内山淳司 議員

10番
内山議員

それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。私は飯島町1, 000ha自然共生農場基本計画とその実践についてということで聞いてまいりたいと思っております。この程の飯島町1, 000ha自然共生農場基本計画が策定され、その考え方が示されました。その1つとして輸入農産物の市場動向とその貿易自由化を促進しているWTOを中心とする国際的貿易自由化にルールへの対応が掲げられております。その対策として、農村地域から都市消費者及び国の政策に向けて行動を起こすこと、輸入農産物に対抗するためには農業者がその農法、技術、経営管理、マーケティングの改革等によって消費者の国内生産物への需要を増大させていくこととされております。また20世紀の農業が環境汚染や食品の安全性を損ない、また生物種の絶滅危機を引き起こしてきたと指摘しております。化学物質と化石エネルギーに依存し、自然生態系循環に配慮しない農業が戦後行われてきたわけでございます。21世紀の農業は自然環境保全を重視した安全安心な農産物の生産に重点を置き、農業者が自然の保護者であるという理念を、地域住民を挙げて共有することが必要であるということをおっしゃっております。私もこれからのこの飯島農業はそうあるべきだと共感をしておる者の一人でございます。町長はこの計画についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたしたいと思います。

町長

それでは今議会一般質問の最後の質問をいただきました内山議員からは、飯島町1, 000ha自然共生農場の基本計画、その実行ということでございます。先ずこの理念ということのご質問でございますので、前段総括的な先ずお答えをして、またそれぞれ個々のご質問にお答えしてまいりたいと思っております。お話しございましたように、この飯島町1, 000haの自然共生農場づくりの最も基本を成す基本計画、この策定につきましては町の営農センターにおいて、営農センターの基本的計画であります飯島町の農業農村活性化計画、これはいわゆるまあ地域複合営農への道のパートⅢというふうに位置づけられておるわけでありまして、この中の基本目標であるこの1, 000haの自然共生農場づくりの中で記述がされております。農村環境に関する基本計画の取り組みとして位置づけているものでございまして、今回営農センターではこの自然共生農場の基本計画を営農センターの計画としていくための検討が始められたということになります。現在までの経過を若干申し上げますと、営農センターでは都市の消費者との共同による、生き物環境調査と並行をいたしまして、日本獣医生命科学大学の松木洋一教授を館長とする「フィールドミュージアムいいじま」によりまして、この生き物

環境調査結果を反映した環境指標生物の設定等と併せて、基本計画策定業務が委託をされてまいりました。いわゆるまあ自然との共生、それから安心な安全な農産物作り、農村形成という形に繋がっていくわけでございますので、大変まあこのことは基本的な部分に関してくるところでございます。で、この成果品がこの3月に納品をされたところでございますが、あくまでも委託業務の成果品の段階でございまして、これを如何に営農センター自らがこの自前の計画としていくために、どうしていくべきか、ということをやまあ議論をいただいておりますが、営農センターでは19年度事業として先ずこの内容を理解するために、委託先であります松木教授によります学習会や講演会をひとまず終えたというところでございます。従いまして農家や地域の合意形成、また具体的な取り組みなどは、この営農センターや地区営農組合の皆さん方により取り組みが進められるということになってまいります。してまたこの基本計画は本年度から始まりました農地と水と環境保全向上対策の営農活動の一つとして、併せてまあ実践をすることも考えていくという方向付けがなされております。従いまして、この農業者が自然の保護者である、この大変まあ大きな役割を果たすというこの考え方は、内山議員と全く同感でございまして、この理念というものをどのように浸透を図っていくべきか、ということでございます。今申し上げましたようにこの営農センターを核として、地域の営農組合それからまた今度設立をされました地区農村保全対策委員会等を通じて、全農業者はもちろんでございますけれども、全町民にこの主旨の徹底を図っていく努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

内山議員

お答えをいただきました。全く、私はあの、この計画に対しまして、この共感をしたということは、この計画が、只今、町長からも申されたように、何年かのこの生物調査、それを基礎にしながらこの計画が作られたということでもあります。ややもすると今までの、先ずこういったものの計画っていうか、この農業に関する計画でなくて、他の物にもこう共通したところがあるかと思っておりますけれども、ややもすると机上論であったり、また理想論であって、そういったものが先行した形でのまあ計画がなされがちだったわけでございますけれども、この基本計画を見ますと、その自然の実態をしっかりと把握した上でこの計画がなされたということ、そして私も前回このものをいただきながら、見させていただきましたが、読めば読むほどこのやるべき姿というものが浮かび出てくる、そういった素晴らしい基本計画だなとこう感じておる者であります。そういったことをこの地域が共有したこの農業者が自然の保護者だというその理念を、ここの地域の人たちがみんなで共有するために、先程町長からも言われましたけれども、営農センターまた農家組合地域のそういった会合の中で説明をしていくんだということが言われましたが、まさにそのことをしっかりと進めていくことが必要であろうとこんなように思うところでございます。

それで具体的な活動の中で、これらの自然を守っていくためには、河川水系ごとの水路整備が大変必要なことであろうとこんなように思っております。現在、圃場整備がされた地帯ではU字溝やコンクリートの三面張の水路となっており、しかも圃場ごとに落差溝が設けられ、水は一気に下流に駆け下っていく、そんな状態の農業用水であり廃水水路である、そういうようになっておりますが、たまにはこの水系の中に圃場整備地区外のところもあり、水路は昔ながらの石積みで自然の残っているような箇所もござい

が住んでいたそんなところが、今ではほとんどそういったものが見受けられないという状況下にあります。飯島町全体を見回しても、この基盤整備のなされとらん地域でそういった箇所も多々あるのではないかと思います。そういった基盤整備をなされた中で部分的に自然を残してしましても、一度大雨が降ればその水が一度にその流れてきて、そして途中にある自然が残ったその川もきれいに洗い流されてしまう、砂なんかみんな流れてってしまう、いつもそういった状態の中にあるから、先程申し上げたような現象が起きておるんだらうとこんなように思うわけでございます。なぜ私はそんなことを言うかといいますと、今年の町の計画の中で、用水路の整備がされる区域がたまたま春日平に2箇所ございます。そのところはちょうど圃場整備をしなかった区域であります。そして改修を要望をしてみましたが、このことの工事がこの9月からなされるように聞いております。またあのその計画がどのような形でその工事がされるのかということに係りに聞いたところ、まだその計画はできておらんと、設計はまだ出来ておらんのだと、長土連の方で設計をしていただくんだというようなお話がございました。しかしあの、この基本計画の中にあるように、フィールドミュージアムでの調査の中での、ちょうどそういう箇所であり、またその水路が、本来ならば公的な水路を個人で石積みをしたりいろいろするつちゅうことはできないわけでございますが、以前のことでございましたのでそういった工事がなされた箇所がちょうど今その箇所になってきております。その中で、ミュージアムの方達が来て見て、こういう良い自然は残したいなというようなことを聞き、またその箇所を改修したというか自分でやったわけですが、そういった方も思い出のある箇所であり、今までいく度かの出水はあったけれども被害もなく、こうやって存続した川になっておるんだと、そういうことで思い入れもあり、今までのような三面張のようなそんな改修は、されたら悲しいなと、こういうようなことを言われておりました。ちょうどたまたま春日平のその水路改修の部分はそういったところにあります。そして一つの方のところは以前構造改善を反対してやらなんだっていう箇所もございまして。ところがいろいろの形の中で、今度やっていただくようになってきたという形の中では、地元の者が、できるだけその自然を残した形での改修を望んでした場合に、どんなことになるか、また構造改善をしなるといって何を言うんだ、なんて言われたら困ると、それからまた地元の者としては、川は公共のものであるから自分勝手なわけにやいかん、区や町のいうことを聞かにならんのだなぁというようなそんな気持ちでおるのが現状でございます。

私はあのこの自然共生農場の基本計画の中では、これからの飯島町のそういった河川改修等々に向けての基本を、このふるさと農場作り、それを基盤にしてその上に立って検討を進めていく、また工事を進めることが大事であろうとこんなように思いますが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

町長

町の特に営農センター中心に取り組んでいただいております、1,000haの自然共生農場づくりのこの基本的な考え方の一つである自然との共生、生き物との共生、これはあの今後その農場づくり、これはあの水路、河川等も含めてだと思っておりますけれども、大変まあ大事な基本的な考え方であるというふうにも思います。それであの今度まあ新しく出来ました農地・水・環境保全の事業推進も一緒にまあ考えていくことだろうと思っておりますけれども、これをまあどういうふうに住み分けをして整備を進めていくのかということになるわけですが、まあ具体的にはあの箇所の採択等につきましては年

次別計画の中で、営農センターや地域の営農組合、それから新しくできましたこの保全協議会等で調整をしながら進めていくという形になりますけれども、中にはこの農振の中にある施設、それから今お話のありました農振外の施設もあるわけでありまして、まあ根幹的なこの水路・河川等については、この農地・水という環境の事業では取り上げられない部分がございます、規模も少し大きくなりますので従来どおりのこの県・国の補助を得ながらの、あるいはまた町の積立方式を入れながらの事業という形になります。

それから元々まあ既存の圃場整備も含めて整備してきました老朽化しておるような水路等につきましては、今までまあ現物支給や地元施行やというようなことでやってきましたものを、この新しい農地・水の制度に補助金を得て置き換えて、推進をしていくということで、まあ期待をしておるわけでありまして、まあ、いずれにいたしましてもこれはあの基本はやはり自然との共生というような部分もあり、まあ従来は利水というものを第一眼にしてやってまいりましたので、まあ三面張りというようなことが主体であるわけでございますけれども、まあできるだけ努めてこの自然との生き物との共生の工法が取り入れられるものならば、精いっぱいまあ極力そうしたことを設計上に入れて必要があるということが、これからの課題であるというふうに私も思っております。従って今お話のありました内山議員の地元である春日平につきましては、「太田の沢」の水路ともう一つ「町谷の水路」だろうと思います。現在、長土連上伊那支所で設計を進めていただくように今準備を進めておりますけれども、長年のまあ地元の要望でございます。従ってあの、その辺どういふような設計上で今取り入れられてということの設計サイドとの状況につきましては、担当課長の方からまた分かる範囲内でご報告申し上げますけれども、田切にはあの例の「南割用水」ですか、非常にあの地籍でホテルの育成をして、かなりこの水路の改修にそのことを配慮して素晴らしいまあホテルの里になりつつあるというようなことも、私も現実に実際見せていただいて承知しておりますので、できればそういうことが広がっていってもらうことがいいなあというふうに思っておりますけれども、まあ工費、事業費との関係もございまして、また構造上の問題もあるかと思っておりますので、基本的にはそういうことを取り入れた中で、今後のやはりこの水・緑の整備の事業についても配慮してやっていただくということをまた求めてまいりたいというふうに考えております。

今の件でありますけれども、あの導水路のままでずっとその水路の状態で行けるものならば、それが一番言いかと思いますけれども、地元の皆さんの長い間の強い要望によりまして、本年度事業を施工することになりました。その内容につきましては特にあの工法について、こういうふうにしてもらいたいということはちょっと私はあの承知しておりませんが、今年事業採択になって事業をやるということはもう全体の事業費の枠もありますし、事業費のこと、それから地元が将来管理していくその手間のこととか、いろんなことをまあ配慮して工法を決めていかなければならないと思っております。

また今あの、内山議員さんから話がありましたように、これからはあの自然環境に配慮した水路の整備というのも大変重要なことになってまいりますので、全体を総合的に判断してまあ工法を決めていくということになるかと思いますが、本年度は既に事業費も決まり、箇所も決まっておりますので、まあその許された範囲の中で地元の皆さん

内山議員

の要望、それから自然環境にどこまで配慮できるかということをもた検討しながら事業を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

ありがとうございました。その今いう地元のというのが、どの範囲をいうのかちょっとわかりませんが、本当の出先のものそれから区全体からみた地元というものとそこには少々ズレがあるかと思っております。それとあのこういつたあの基本計画の出る前からの要望であり、当然のことながらもう全てU字溝のようなとか三面張りのような、ああいった水路改修が当然とされておったその時代から、今この自然環境を大きく叫ばれる時期になったときに、ちょうどこのそれが施行する時期に入ったという形の中で、大変あの地先ものは希望も持ちながら、そうは言っても、もしこの後、大水が出たときにここで災害がその場所で災害が起きたとすれば、後、地域に顔向けができんというような気持ちも働いておるようでございます。そこら辺を今のお話の聞いた限りでは、その配慮した形の中での設計、計画をしていきたいというようなことを申されましたので、そのことに先ず期待をしながら、私はこの件は閉じたいと思います。

それから続きまして、まあ地域ぐるみの体制が必要と思われるがどうかということでございます。要するに自然環境の整備というものは、先程申し上げたように、ひとつの水系の中でも一部分だけが、途中の一部分だけが自然の形であっても、その両サイド、上と下の河川が一度に水の走ってくるような状態の中では、そのものの用を成さんというような、自然がこう失われていくってというようなそんな状態にある。ですから、やっぱりこの地域ぐるみの、先程来の理念を基にしたながらの計画をこれからは進めていかにあならんであろうと思っておりますし、そういった地域の一体感そういったものをどのような形で進めてよいか、またそうあるべきだと思いますけれども、そこらについてのお考えをお聞かせをいただきたいとこんなように思います。

町長

そうした事業を進めていくうえでのこの地域ぐるみの一体感、体勢が是非必要だということございまして、そのとおりだと思います。現在も営農センターまた営農組合、これらの活動にさせていただいておる活動に加えてですね、地区農村保全対策委員会が新たに加わって組織をされました。町では住民協働のまちづくりを進めております。多くの住民の皆さんが組織の一員としてこの課題に取り組んでいただき、地域全体がそして町全体が、化学肥料や化学合成農薬を削減した農法によりまして、自然に優しく消費者には安心して安全な農産物の提供のできる農村環境を構築したいということが大きな一つの目標でございますので、こうした自然との共生、ハード・ソフトの両面からひとつ最大の配慮をしながら、地域組織の活動に期待してまいりたいというふうに考えております。

内山議員

今、答えの中にも、農地・水・環境保全対策との兼ね合い的なことも申されております。次にその事を聞きたいと思いましたが、そういった関連の中で、これからのその地域の環境改善それから保全対策をしっかりと進めていく必要があると思っております。そしてその次といたしまして、自然共生農場づくりの支援策はどうかということで質問をしたいと思います。

今日、消費者それから住民が農業に求めているのは、食の安全安心の補償として生物多様性の保全が如何になされているかということが一番の目安となっているんであろうとこんなように思います。農薬それから化学肥料の使用を削減した形の中で、その農法を普及、農業及び土地管理が必要であると思っております。そこで以前から話題になっていま

産業振興課長

した有機肥料、ボカシの製造ができないものかどうか、話題には上りまた消えていったような感のするこの問題でございますけれども、こういった自然共生農場を行っていくためには、どうしてもそういったボカシの製造というか、そういったことが大変必要なことだと思うわけでございますけれども、そういったことについての計画というかお考えはどうかお尋ねをしたいと思えます。

町長 環境を考える上で、これからのまあ生ごみ等を再資源有効活用するという形の中で、ボカシの考え方はいま急速に各市町村とも研究して取り組んでおります。関連しましてあの、これは少し話が反れますけれども、上伊那広域連合で計画をしております新しいごみ処理計画との兼ね合いもあるわけでございますけれども、今、町では具体的に自前のこのボカシ対応の事業というものは検討しておりませんが、そうした広域連合との取り組み。それから今後のまあ、ごみ減量化等々の兼ね合いの中でどうしてもこのことは避けて通れない課題でございますので、それを睨みながらひとつテーブルの上に乗っけて、どういう方向にすべきかということが、これから取り組んでいく課題というふうに認識をしておりますので、少し時間をいただきまして、そのことの研究を始めたいというふうに考えております。以上でございます。

内山議員 そのことについての研究をしていきたいと、まあ前向きに捉えていただいております。そのような形の中で期待を申し上げるところでございます。またあの土地の保全管理のための緑地の栽培、また土手草などの堆肥化等への、まあこれは手間のかかることでありますができないものかどうか。そしてこのよく見られます土手草を刈り、乾いたところで火をつけて燃やすというような行為がいたるところで見えておるわけでございますけれども、何か自然を火傷させるようなそんな思いで私はいつも眺めております。昔は山へ行って「刈り敷き草」を刈ってきて、そしてそれを堆肥化して使った、そういう時代がありました。せっかくその土手に生えておるその草を能率ばかりに走ってしまって、煙を出しながらそれを焼いている、あの姿はだんだんとこの地域からなくしていくべきだところ私は思います。そういったことには相当の手間や労力がまあかかるわけございまして、そういったことへのまあ支援、そしてそういった有機物から農産物を作るということが大変重要なことであろうとこんなように思っております。ある法人におきましては大豆栽培の前に、えん麦ですか、ああいったものを蒔いてそれを鋤きこみ、それを肥料として大豆栽培をするというような形の栽培も今は栽培法も流行ってきております。そういったことを地域ぐるみでやはりしていく、そういうことの徹底も必要ではないかとこんなように私は思います。

町長 そんなことについてどう捉え、またそれに対しての支援そういったものがあるかどうか、考えておられるかどうか、そのこともお聞きをしたいと思えます。

町長 今まああの土手草等の利用、堆肥化に対する考え方、ご提案をいただきましたので先程のボカシ等の研究も含めて、そこに入れてまあ研究してみたい、またあの営農センターをはじめそれぞれの関係機関とも、いろいろと研究テーマとして持ち上げていただいてもともに研究をしてまいりたいというふうにお聞きしたいと思えます。それでまあその他のあの町の支援策、この自然共生農場づくりについての支援策でございますけれども、これまで進めてまいりましたこの自然共生栽培というものの、これは非常にあの営農センター中心に各農家が意欲的に取り組んでいただきまして、いろいろなあの市場性も含めて今その効果と申しますか、評価がだいぶまあ出てきておるというふうにご捉えており

まして、それぞれのまあ自助努力によってお願いしておるところが多いわけでありませうけれども、町の方でもこの水田再編対策推進協議会からの若干のご支援も申し上げておりますし、それから今度の新しい農地と水の事業の取り組みの中では、いわゆるまあ安心安全な作物づくりの肥料の減量あるいは農薬の減量というようなことを前提にした、いわゆる2階建ての部分での取り組みも初めてまいりますので、そうした場合にはかなりのご支援ができると、と同時にまた農家の皆さん方にも真剣に取り組んで、その底辺を拡大をしていただく必要があるということでございまして、行政としましてそうした支援を申し上げながら、また受けていただくそれぞれの農家、あるいはまた団体という形になりますけれども、是非ひとつ積極的に取り組みをいただきたいということで、よろしくお聞きしたいと思っております。

内山議員 只今、2階建てのその部分で対応をしていきたいと、こういうようなお話でございました。いずれにいたしましてもこの自然共生づくりの支援は何らかの形でいただかない限り、この手間暇かけての農業又はその生産というものはなかなか成り立っていかないと、こんなように考えております。そのことの支援をまあお願い申し上げておきます。

それからこの自然共生農場づくりの中で、こう絡んでまいりますのが野動物の野生動物のまあ出没、そのことが大きくクローズアップをしてくるのではないかと思います。昨年12月の一般質問の中でも、この有害鳥獣の件についてお聞きをいたしました。その時に18年度の被害状況はまだ集計が出来ておらんので、ということで、お話を聞いておりませんが、もしそのものが集計され、用意がされておりましたら、お聞きをいただきたいと思えます。

町長 この件につきましては先の内山議員からのご質問、また昨日の宮下議員の有害鳥獣駆除との関連のご質問の中で若干触れさせていただきました。昨年実績等の数字につきましては今出ておると思っておりますので担当課長の方からお答えをさせていただきます。

産業振興課長 18年度の有害鳥獣の被害でございますが、鳥も含まれておりますけれども金額にして5,337,000円という集計になっております。

内山議員 昨日確か1,400,000ぐらいというような答弁があったような気がしますが、こんな程度だったのでしょうか。もっと私は被害額というものはもっと多いんじゃないかと思えます。これは対策費の程度ではないんですか。ちょっとお願いします。

産業振興課長 これはあの農協等、この被害額の算定っていうのは非常に難しいと思えます。こちらとしてもあの全部の圃場を現地へ入って、どのくらい落ちてそれを単価がいくらでと、そういうふうにしてあるものではありませんが、聞き取り等、農協の担当者等にもお願いして被害額を算出してございまして、昨日の答弁の中で約5,400,000ということでありませうけれども、あの数字的には大きくいうとまあその数字ということで5,337,000という今集計をとっておりますが、その中でまあ水稲関係が約1,910,000くらいになってございまして、その他麦とか芋とかコメ類とか営農作物とかいろんなあの被害が出てございまして、被害の額としては今そういう形になっております。面積的には41.9haということでございまして、これが18年度の今現在手持ちにある集計でございます。

内山議員 もう少し多かつたのではないかなと思いましたが、今、被害面積41町、まあ2町に近いというような形の中では、金額の見積り方は別といたしまして、かなりの広い面積が被害を被っておるとこういうことだと思えます。そしてまあ一つその例に挙げてみますと、ここの飯島が行おうとしとる栗の栽培、それが方々で今、植栽されておるわけで

ございますけれども、そのものを日本鹿が芽を食べてしまったとか、そんなようなこともこの春になってからあったというようなこともちらほら聞いております。いずれにいたしましても、この野生動物というか鳥獣害の被害というものは、そのことにおいて例えばこの西山麓地帯その辺りで栗を栽培しようと思っても、もう既にそういった有害鳥獣が先に立って遠慮してしまうと、なかなかその栽培をするという気になれないというのが現状でございます。ことにこの自然共生農場の中では動物とのまあ住み分けということが重要なんであろうとこんなように思います。昨年の質問の中で緩衝帯を作ったかどうかというようなことも申し上げましたが、緩衝帯をつくるには助成金はあるけれども後、維持に大変なんだよと、そりゃ無理だというような感じの答弁をいただきました。これからあの自然を大事にしながら自然共生農場、それをやり遂げていくには、相当のまあ覚悟で、そういった緩衝帯をつくるのか、そういったことも視野に入れた形の中での攻めの農業をしていかなければ、今言われております自然共生農場のせっかくの計画がないがしろになってしまうと、それが実らないというような気がいたしてなりません。どうかそのこういったものへ対しての一つの手立て、私も妙案はございませんが、その辺りをどういうふうに考えておられるか、そのお気持ちを姿勢をお伺いをしたいとこんなふうに思います。

町長

自然共生農場、農作物作りをする中でこの野生動物とのこの住み分けと申しますか、被害とその防除・駆除との関係、非常にまあ今言われるように妙案もなく、大変まあ苦慮しておるところでございます。かつてまあいろいろ電気木柵等で補助を得てやったけれども、1、2年でどうしてもまあ動物の方になかなかお手上げというようなことと申します。まあ緩衝帯を設けるといってもなかなかこうした農山村中間地で大規模な緩衝帯というわけにもいきません。それぞれ区域を越えて乗り越えて来ると申します。まあ大変頭が痛いわけと申しますけれども、それぞれさっきのまあ自然生き物との調査結果をもう少しまあ分析をしながら、この計画書の提案内容というものも参考にしながら、この駆除と保護とのあるいはまあ水生動物も含めてですね、駆除とこの保護との住み分け、野生動物との住み分けというよりも、必要な量についてはどうしても駆除していかならないと、効果が上がらないということにもなるわけでありますので、個体管理も含めてこの地域としてどのように住み分けを、その目標をもってやっていくか、しかもまたあの権限が市町村に町に降りてまいりましたので、その現実対応をする中でそうした住み分けをして、必要な駆除はしていかなければならないと同時に、また共生も図っていくという形でございます。特にこの辺のところは山沿いの農地にまあ深刻なわけと申しますので、今、栗の話も出てまいりましたけれども、いろいろとまあ慎重に対応しながら必要な駆除は今後も続けていくということをお前提にしながら、その辺の模索を研究し続けていくということに取り組んでまいりたいと思っております。

内山議員

それぞれお答えをいただきました。やはりこういったことにはまだ妙案はないということのようでございますが、前向きに取り組んでいただけることを期待いたします。せっかくこのできました1,000ha自然共生農場の基本計画が実践の段階でしっかりとその基盤として、このものを底辺において、営農活動あるいはこの地域の産業が発展するように、私共も知恵を絞りますが、どうか行政としてもこのものが唯のお掛け軸にならんように、実践の上で生かしていただきたい、こんなことをお願いを申し上げます。

議長

す。それからあの一端自然を壊してというか、変えてしまえば、なかなか自然は帰ってこんのだっていうことがこの計画の中にもあろうかと思えます。そういった観点からこれからの、先程水路の問題もございましたけれども、これからの工事等につきましては、できるだけこの理念に沿った形での工事、施行そういったものをしていくことが重要であろうとこんなように思えますので、その都度段階におきまして、よく踏査しながらまた検討を加えていただいて、この地域の自然を回復することを願ひまして私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後12時 5分 散会

平成19年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成19年6月13日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成19年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成19年6月13日

追加日程第1 発議第 7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第 8号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第 9号 長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書の提出について

追加日程第4 発議第10号 日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書の提出について

追加日程第5 発議第11号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 森岡 一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下 覚一	4番 坂本 紀子
5番 三浦 寿美子	6番 野村 利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢 秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山 淳司
11番 松下 寿雄	12番 織田 信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林廣美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	吉川 恵子

本会議再開

開 議
議 長

平成19年6月13日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には、大変にご苦労さまです。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る6日の本会議において付託した請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議会運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。
なお本日は気温の上昇が予想されます。上着の着用を自由といたします。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告。諸般の報告はありません。

議 長

日程第2 請願・陳情等の処理ついてを議題といたします。
議事進行についてお諮りいたします。各、請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
宮下総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る6月6日本会議におきまして付託されました、19陳情第3号「竜東線（主要地方道伊那生田線）早期工事促進について、国道153号伊南バイパス田切地区早期用地買収着工の促進について」は6月8日委員会を開催し、現地調査の後、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告します。なお審査の経過に出されました意見についてご報告いたします。両線共に早期着工早期完成を期すべきというものでございました。
続いて19陳情第4号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する陳情書」については6月8日委員会を開催いたしまして、説明員としてJA上伊那飯島支所長の宮島紀義氏の出席を要請し、説明を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告します。審査の過程で出されました意見でございますけれども、地球的規模の天候不順による不作を考えると自給率の向上は大切かつ重大である、自国の農業は自国で守っていくべきということ、それから農業を工業品目の輸出の見返りとしての犠牲にしてはならない、また政府諮問会議は現場の声を聞いて見てそして判断、理解してほしいというような意見が出されました。以上でございます。

議 長
1番

森岡議員
総務産業
委員長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ではないですけど報告書に誤りが。「関」が抜けとる。

議 長

他に質疑ございませんか。

議 長

(なしの声)
質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議 長
社会文教
委員長

内山社会文教委員長。

それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る6月6日本会議におきまして本委員会に付託されました3件の請願案件につきましては、6月8日に委員会を開催し、説明員者として請願者であります飯島町公立学校教職員組合執行委員長、井口章氏の出席を要請し、説明を求め内容を審査いたしましたので結果をご報告いたします。初めに19請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の経過及びその過程に出されました意見について申し上げます。説明者の井口委員長からは年々国庫負担が一般財源化される中で、義務教育の水準に地域差が生じることの危惧について説明がされ、紹介議員の竹沢秀幸議員からは、義務教育費の全額国庫負担されるべき法的背景等が説明されました。委員からは教育は国の基本であり義務教育費の全額国庫負担は重要であると賛成意見が出されました。

続きまして19請願第3号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、お手元の報告のとおり採択すべきものと決定いたしました。審査の経過その過程に出されました意見につきまして申し上げます。説明者からは委員の質問に応じて、多くの教職員が児童生徒と触れ合う時間を確保するために、仕事を自宅に持ち帰り処理している勤務状態などが報告されました。委員からは賛成意見の他、昔の教員のように赴任地を住居地とし、地域に溶け込んだ教育の実践をしてほしいという意見。また多人数学級の方ができる強い子どもが育つのではという反対意見も出されました。

続きまして、19請願第4号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」は、内容を審議した結果、採択すべきものと決定いたしました。なお審査の経過その過程に出されました意見につきまして申し上げます。説明者からは委員の質問に基づき、多人数学級に対する少人数学級の教育現場における見地から、優れている点などが紹介されました。賛成意見の一方、30人学級になると31人の場合には15人学級が誕生し、少ないことの弊害を心配する意見、更なる教員の努力に期待して反対する意見が出されました。以上報告といたします。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑はありませんか。

議長 (なしの声)
質疑なしと認めます。質疑を終わります。内山社会文教委員長自席へお戻り下さい。

議長 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。
最初に19請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
19請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」についてを採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って19請願第2号は採択することに決定しました。

議長 次に19請願第3号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

11番 松下議員 私は先ほど委員長の報告のとおりでございますので、私は委員長の報告にも出てきたとおり私は反対をいたします。説明員に明快な答えが出されなかったという、そういうことでございます。35人学級がいいのか40人でもいいのか、そこにどれだけの違いがあるかという意見を求めたわけですが、まあ明快な答えがなかったと、そういうことで私は反対をいたします。

議長 他に討論ございませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
19請願第3号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

議長 (賛成者起立)
ご着席下さい。起立多数です。従って19請願第3号は採択することに決定しました。

議長 次に19請願第4号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
19請願第4号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のと

おり決定することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って19請願第4号は採択することに決定しました。

議長 次に19陳情第3号「竜東線（主要地方道伊那生田線）早期工事促進について、国道153号伊南バイパス田切地区早期用地買収着工の促進について」の陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
19陳情第3号「竜東線（主要地方道伊那生田線）早期工事促進について、国道153号伊南バイパス田切地区早期用地買収着工の促進について」の陳情書を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って19陳情第3号は採択することに決定しました。

議長 次に、19陳情第4号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
19陳情第4号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する陳情書」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って19陳情第4号は採択することに決定しました。

議長 日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。従って本件については各委員長からの申し出のとおり継続審査といたします。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は9時50分といたします。休憩。

午前9時35分 休憩
午前9時50分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。
ただいま、お手元へお配りしましたとおり平沢議員、森岡議員、三浦議員からそれぞれ1件、竹沢議員から2件の議案が提出されております。お諮りします。本議案を日程に追

加し、議題にしたいと思います。異議はありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。従って議案5件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)
事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
議長 8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員

それでは私の方から、発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についての提案理由を説明を申し上げたいというふうに思います。先ずあの教育基本法第3条の中では、全て国民は等しくその能力に応じる教育を受ける機会を与えなければならないというふうに規定をしております。加えまして本意見書に関する法律といたしましては義務教育費国庫負担法という法律がございます。その第1条で、この法律は義務教育について義務教育無償の原則に則り、国民の全てに対しその妥当な規模と内容とを保障するため国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするというふうに規定をしておるわけでございます。そうした原則があるにもかかわらず、ご案内の三位一体改革が推し進められる中で、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率が、平成17年度から従来の2分の1から3分の1に引き下げられてしまったわけでありまして、文部科学省の試算によれば国庫負担金削減額と、その代わりに税源移譲される額と比較しますと、39都道府県で削減額の方が上回りまして、本県でも8%の減額ということでありまして、こうしたことを含めまして教育の地方格差を拡大するというふうになっているところでありまして、またこうした状況を踏まえて市町村の負担が求められるわけでありまして、市町村財政にも大きな影響を与えているということでありまして、また加えて保護者負担の増額にもつながるという状況になってきておるわけでありまして、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務でありまして、そのために設けられたのが本制度であるわけでありまして、よって国民に等しく義務教育を保証するという観点から言えば、本来は国の財政負担と責任において行われるべきものでございます。そういう趣旨からいたしまして、本意見書のところに明記されておりますように、現行制度の負担率を2分の1、元に戻すようにという趣旨の意見書を、両院の議長並びに関係大臣に提出する意見書でございます。議員各位におかれましては全会一致で本意見書を採択いただき、提出いただきますようお願い申し上げますとさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
11番 松下寿雄 議員

11番 松下議員

只今の竹沢議員より提案されました、「義務教育費国庫負担金制度の堅持」を求める意見書について、賛成する立場から賛成意見を申し上げます。今ほど教育問題が大きく取り上げられているときにはないのではないかと思います。それだけ教育は国家の根幹をなす

問題だからと考えます。教育費の一部が一般財源化されれば市町村財政にも影響を与えることとなります。教育の機会均等を国が保障していくのが義務教育費国庫負担法であると思われまふ。国家100年の計のためにも義務教育費の国庫負担金制度は堅持すべきものであると私は趣旨に賛成するものであります。議員各位におかれましてはご賛同いただきますようよろしく申し上げまして、賛成者の立場として意見を申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番 坂本議員

ではちょっと質問をしたいと思いますが、この意見書の最初の段階の案の中で、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元することがあったのですが、求める意見書の提出する書類の方ではそれを削除してまふけれども、その理由をお答えください。

竹沢議員

ただ今の質問ですけれども、請願人の方からは今ご質問の趣旨の、昭和60年度以降、旅費、教育費、また職員に関わる恩給費、退職手当、教材費、追加費用等々があの順次引かれてきているという部分についてのご指摘がありましたが、1の本意見書に盛られている1の項目の「負担率を2分の1復元する」という部分の中に全て包含されているということで、その部分を削除して本意見書に致したものであります。

議長 他に質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第8号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)
事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
議長 5番 三浦寿美子 議員

5番 三浦議員

それでは「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について」の趣旨説明を私の方でさせていただきますと思います。私たちの願いはどの子どもにも健やかに育ってほしいということでございます。しかし今日の学校、子ども達を取り巻く状況はそうした私たちの願いを打ち砕くような事件も起きております。私たちも心を痛めることが多くなっているわけでございます。不登校やいじめ、学級崩壊などの問題、更には自らの命を断つ子どもが増えるなど深刻な状況が生まれています。こうした諸問題を解決するために、一人ひとりの子どもと教職員との深い信頼関係ということが築くことが大切であ

ると思いますし、そして心の通い合う教育が求められているというふうに思っております。これらの問題に対応する有効な方策として、長野県では既に35人学級定員として30人規模学級を実施しておりますが、今この時こそ国の責任で40人学級定員を35人学級として実施することが求められているというふうに思います。併せて教職員がゆとりを持って子ども達とふれ合えるような環境を整える必要もあると思います。そのためには教職員の定数を大幅に増やすことが重要な課題ではないかというふうに考えているわけです。そこでこのような理由から私は国の責任において35人学級定員を実現することを含め、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保する、このことを求める35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出を、皆さんの賛同を得て、提出したいと考えまして提案をするわけですので、皆様方の全員のご賛同をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
2番 曾我 弘 議員

曾我議員 この問題については例年のようにこの請願が提出されてきておって、この審査にはほとんどの方が関わった体験をお持ちだと思います。確実に決め手の見えない請願でありまして、なかなか意見も分かれるようなこともありますけれども、教育というものは理想を求めるものであると、特にこの少子化の中では是非この質の高い子ども、子女の育成をしていかなければならない、その時代に関わる者の責務があると思います。従って私はそういう趣旨に基づいて理想を求めて、この意見書提出に賛成をするものであります。皆様の共感をいただきたいと思います。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第8号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第9号「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員 それでは私の方から発議第9号「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」の提出についての趣旨説明を行いたいと思います。本県では教育目標として次の3つの目

標を掲げております。子どもの個性を健やかに伸ばし能力を十分に発揮できる仕組みづくり、2つ目、児童生徒や家庭、地域、社会から信頼される学校づくり、3つ、全ての人達の学ぶ意欲に応える教育環境づくり、としてこの3つの目標を掲げながら、長野県教育委員会は教育推進に当たっているところでございまして、具体的には「信州細やか教育プラン」というプランを立てまして、この中で本意見書に述べられているような小学校を30人規模学級というのが2002年度からスタートし、本格的には2005年度から費用負担等が始まっております。小学校において1学級当たりの児童数が36人から40人となる場合に、国の学級編成基準40人を長野県独自の措置で引き下げて、35人を上限とする学級編成を行っているわけでありまして。この30人規模学級は、4年生までは全額県で負担をしております。5・6年生につきましては県と当町では2分の1というような費用負担で共同事業を実施しているところでございます。それで当町では現状、飯島小学校、七久保小学校を含まして、本制度によりまして1年から4年生までは県費負担、5・6年生は県と町の共同事業ということで実施をしております。現状あの学級編成を見てみますと、一番多いクラスで飯島中学の2年1組の35人、一番少ないところで七久保小学校の4年生の20人ということで、現状としてはこの意見書による趣旨の実態としてはいいわけですけれども、問題はこの5・6年生の費用負担について町も2分の1負担をしております。こうした部分もこの意見書に述べられておるように、その制度の中身を拡大をして県の責任において県費負担で行ってほしいという趣旨を含めての意見書でございます。そういうことで30人規模学級につきまして、次世代を担う子ども達の健やかな成長のため30人規模学級拡大の意見書につきまして、議員各位におかれましては全会一致でご採択願ひ、議会の名において長野県知事に本意見書が提出できますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。
5番 三浦寿美子 議員

5番 三浦議員 長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書の提出について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。県独自に実施をしております30人規模学級は、現場の先生からのお話をお聞きいたしましても、今の多様化している子ども達の一人一人と関わって授業を行う、関わり合える、適正な人数というふうに感じておられるというふうにお聞きをしております。そういう中で、是非私は実際の現場の先生のお声をお聞きした中でも強く感じる場所ですけれども、是非現在の小学校の4年生までの県費の負担となっているところを拡大をしていただいて、地域格差の、市町村の財政規模によって格差が生まれるようなことのないような、そうした体制を執っていただいて、どの子にも行き届いた教育がされるような施策を講じていただきたいということを強く思っておりますので賛成をいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第9号「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第10号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番 平沢 晃 議員

それでは発議第10号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書」提出についての趣旨説明を行います。世界各地で干ばつや豪雨など気象異常の頻発もあり、世界の食糧生産は非常に不安定な状態になっております。しかも日本の食糧自給率は40%台と世界最低水準のまま一向に改善されません。このような事態の中で、昨年7月末から中断していたWTO農業交渉が再開され、一方では豪州とのEPA経済連携協定の交渉が開始されるなど、わが国農業の存亡に関わる重要局面を迎えようとしております。経済連携協定EPAや自由貿易協定FTAは、経済の国際化が進み、物や資本、人の移動が活発になる中で、今各国との間で問題になっているのが日豪EPAの交渉で、オーストラリア政府は農産物貿易の関税を撤廃するように求めております。農産物のコストは農業の規模や地価、労賃など農家の努力だけでは克服できない国際格差が生じます。不利な条件を持つ国が生産を維持するために執られるのが関税など適切な国境処置であります。オーストラリアは世界有数の農産物輸出国で、農家の平均規模は日本の1,800倍と世界最大であり、日本の農家が太刀打ちできるレベルではありません。国内農業を維持発展させることは、食糧の安定供給はもとより、地域経済や国土、環境にとっても重要な役割を持っており、国民の生存基盤に関わる大問題です。安心して再生産できる農政を確立し、農業の安全安心を確保するためにも、豪州とのEPA交渉は正念場です。豪州からの輸入品はわが国の農林水産業や地域経済にとって重要な品目が多く、日本の農林水産業に大きなダメージを与えます。関税が撤廃された場合は輸出品の多い、特に4品目、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、の生産額は約8,000億円も減少することが予想されます。更に米をはじめとする他の農林水産品や関連産業への影響もかなり大きくなります。更に社会全体に影響が広がり、国のあり方にも影響を与える恐れもあります。全国の3分の1を超える地方議会でも日豪EPAに関する意見書等は採択している状態にあり、当町でも基幹産業では農業であるがゆえに多面的機能や地域経済に大きな影響が生じることは目に見えております。よって私は我国政府に対して一歩も引かない姿勢で日豪EPA交渉に臨むよう強く要望し意見書を提出するものです。皆様方全員のご理解をいただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に本案に賛成者の意見を求めます。

1番 森岡一雄 議員

1番
森岡議員

それでは賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。只今趣旨説明でありましたとおり、WTOあるいはEPAの内容については、私もそのとおりで同感と見ます。ひとつ違った方向からちょっと見たいと思うんですが、この交渉にあたっては日本では2つの考え方があり、農林省を中心として何としてもWTOあるいはFTA交渉においては農業を守っていくという、そういう考え方と、もっと自由化を進めていけというこういう大きな考え方があります。まああの政府の骨太の政策を決定する、大きな影響を持つ機関、経済財政諮問会議というのがあります。その中でもグローバル化改革専門調査会というところがあり、5月6日の日に1つの報告書を出しております。で、どんな考え方を持ってここでは事を進めているかということですが、一つには自由化からメリットを獲得するために世界各国は積極的にFTAを展開し、FTA交渉や締結に遅れた我国は、拠点を置く我国の日本企業は世界各地で競争と、不利な状況に置かれると、こういうことで非常に焦っております。更には食糧、資源、エネルギーは厳しい自給状況下で、獲得競争が激化することが予想されると、安定供給を確保するためにもFTA、EPAを締結していく中でそれらが確保できるからメリットではないかと、まあ、こんな考え、またもっと恐ろしいのがFTAによる貿易自由化は競争力の無い部門の生産や雇用を縮小させるが、競争力のある部門の拡大を通じて経済全体の成長が加速するではないかと、競争力の弱いような農業なんか潰しても、競争力のあるところで利益を得てプラス、マイナスになるとこういうことを言っております。

そんな中で1日も早くこのEPAあるいはWTOの交渉を締結せよと、まああの新聞報道なんかによると、この交渉に後ろから鉄砲で撃っておるようなもんだとそんな言い方もしていますけど、そういう意見があります。で、まあ、またもう一つはこれは日経新聞に出ていたことですが、農家戸数240万だと、それは全体の4%にしか当たらないと、その4%の人たちがWTOやFTAの交渉を阻害しておるんだと、これは「もつての他だ」というような意味のことですが、逆に言いますと私はこの4%の人が国土を守っているんですよと、環境保全をしているんですよと、健全な環境がなかったらどうやって人は住んでいきますかと、まあ環境問題は経済性だけでは判断ができないものであります。で、日本の中にこうした動きがある、ですからもっとこのことは声を大きくして、この意見書を大きくして政府を動かし、この交渉を進めていかなければならないと私はこのように思い賛成するところであります。

議長 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第10号「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 長 異議なしと認めます。従って発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第5 発議第11号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番 森岡一雄 議員

1番

森岡議員

それでは意見書に対する趣旨説明を行いたいと思います。特にまあ最近地球温暖化の疑いの濃い異常気象が起こっております。またそれによる災害も頻発し、またそれらが例年化しておるということをご承知のとおりであります。そうしたことに対する積極的な対策と、それから地球温暖化の原因であります二酸化炭素の排出の削減方途について、先ず国からその範を示して欲しい、こういうことのために意見書施策を要望するものであります。

先ず災害対策として道路や基盤整備、堤防や道路の基盤整備を、あるいは森林整備などによって災害に強いまちづくりを進めて欲しいと、あるいは2番目にありますようにレーダーによる予測あるいは緊急避難ができる態勢を整えて欲しい、いうことであります。それから環境対策についても学校や事業所等に環境に優しい施設を入れて欲しい、更には省エネ対策としてバイオマスあるいは自然エネルギーの積極的な活用、利活用を進めること、そしてCO2対策として政府が積極的にそのことを先ず範を示すということで、この度環境配慮契約法が成立したわけですけど、1日も早い施行をして欲しい、こういうことを政府に要求するものであります。以上申し上げまして趣旨説明といたします。よろしくご審議の上ご採択いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 坂本紀子 議員

4番

坂本議員

それでは賛成の立場で意見を申し上げます。先程ドイツで開かれたG8サミット、アメリカ、ロシア、日本、ドイツ、イギリス、カナダ、イタリア、フランス、の中で地球温暖化が最大のテーマとなったわけでありまして。人間活動で出る二酸化炭素の量は、森林や海に吸収される量をはるかに上回り、吸収されずに残るのはほぼ半分で、だから排出を半分にしなければ温暖化は止まらないと言われております。更に温度上昇が2度を超えると、多くの動植物で絶滅のリスクが高まると国連の気候変動に関する報告書が言っております。これは動植物のみならず、世界の農業・漁業にも深刻な影響が出ると考えられます。現在でも皆さんも感じていらっしゃるでしょう、安定しない毎年の気候のあり方、また夏の温度の急上昇あるいは急激な大雨、突然現れる竜巻など、このサミットで2050年までに半減したいと呼びかけたのがEUで、その中心のドイツ、カナダ、日本は合意したのですが、アメリカは反対し、結果的に真剣に検討することとどまり、また何時を基準にするのかまでは踏み込んでいない内容となりました。私は非常に残念なことだと思います。

現在の世界の二酸化炭素の排出量の23%がアメリカで、14%が中国、5%が日本、4%がロシア、インド、3%がドイツ、2%がイギリス、カナダ、イタリア、フランス、

メキシコ、韓国です。これは2003年の環境省のデータです。もし現在を基準に半減をすると日本で考えれば、大阪万博が開かれた1970年頃のエネルギー消費量になります。家庭に小さな自家用車が入り始めたころです。2050年に半減となれば世界のエネルギー効率を誇る日本の経済界にも大きな死活となると考えられますが、世界中の国々が取りかからなければ地球の寿命に関わる重大な問題だと思っております。四方を海に囲まれ森と水の豊かな日本、またニューヨークに匹敵する近代的な都市東京を抱えた日本、どれをとっても地球の存続があつてこそ、私たちがこの日本で生きることができるわけです。二酸化炭素の排出削減は国全体が取り掛かる重大な問題です。また今後予想される大雨や竜巻による被害に対応すべく、さまざまな対策あるいは地球を破壊しない中での最大限の自然エネルギーの利用、また省エネの促進に努め抜本的な施策を講じるべきと思っております。以上により賛成意見とします。皆様方全員のご賛同いただきたいと思います。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第11号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会挨拶をいただきます。

町長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る6日から本日まで8日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件全てを原案のとおり議決をいただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。会期中を通じ議員の皆様の前向きな議会活性化への取り組みが感じられ、自立のまちづくりに向けての躍動を感じ取ることができました。今議会で初めて取り入れられました一般質問の一括質問答弁方式から一問一答方式への移行は、私共も初めての経験であり、今後研鑽を積んでいくことも多かろうと思っておりますが、議会活性化の目的であります、町民に親しまれ信頼される議会に向けて、具体的手段をもって歩みを進められたことは大きく評価をされるところでございます。

平成19年度がスタートをし、3カ月近くが経過しようとしておりますが、この間長年の念願でありました国道153号伊南バイパス飯島工区は、本郷地籍において起工されました。また農村保全対策委員会の設立、地域づくり委員会の設立など、自立のまちづくりと地域活性化に向けて新しい鼓動が聞こえてまいります。具体的な内容はこれから見えて

まいります、自立のまちづくりや町の活性化に大きな役割を期待する事柄でございますので、議員並びに町民の皆様のお一層のご理解ご協力を心よりお願いを申し上げる次第でございます。また今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見、ご提案等、十分胸に留めおきまして今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

さて、まもなく梅雨を迎え、梅雨明けと共に猛暑の夏がやってまいります。長期予報では南太平洋のラニーニャ現象の影響により、今年は梅雨入りが遅く、開けるのも早いと報じられております。それだけに短期集中型の豪雨災害などの発生のないことを祈るとともに、議員各位には時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月議会定例会の閉会に当りご挨拶といたします。大変にありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成19年6月飯島町議会定例会を閉会します。

午前10時46分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員